

**2024年度
大学院法学研究科
講義概要 (シラバス)**



法政大学

科目一覧

〔発行日：2024/5/1〕 最新版のシラバスは、法政大学Webシラバス (<https://syllabus.hosei.ac.jp/>) で確認してください。

凡例 その他属性

〈他〉：他学部公開科目

〈優〉：成績優秀者の他学部科目履修制度対象科目

〈S〉：サステイナビリティプログラム_SDGs

〈ダ〉：サステイナビリティプログラム_ダイバーシティ

〈カ〉：サステイナビリティプログラム_カーボンニュートラル

〈グ〉：グローバル・オープン科目

〈実〉：実務経験のある教員による授業科目

〈ア〉：サステイナビリティプログラム_アーバンデザイン

〈未〉：サステイナビリティプログラム_未来教室

【X4000】	リーガル・リサーチ [楊 帆] 春学期授業/Spring	1
【X4003】	法律学原典研究(独語) I [大野 達司] 春学期授業/Spring	2
【X4004】	法律学原典研究(独語) II [大野 達司] 秋学期授業/Fall	3
【X4005】	法律学原典研究(仏語) I [大津 浩] 春学期授業/Spring	4
【X4006】	法律学原典研究(仏語) II [大津 浩] 秋学期授業/Fall	5
【X4010】	法哲学特殊講義 I [大野 達司] 春学期授業/Spring	6
【X4011】	法哲学特殊講義 II [大野 達司] 秋学期授業/Fall	7
【X4012】	法制史特殊講義 I [川口 由彦] 春学期授業/Spring	8
【X4013】	法制史特殊講義 II [川口 由彦] 秋学期授業/Fall	9
【X4014】	法制史特殊講義 III [高 友希子] 春学期授業/Spring	10
【X4015】	法制史特殊講義 IV [高 友希子] 秋学期授業/Fall	11
【X4022】	憲法特殊講義 I [國分 典子] 春学期授業/Spring	12
【X4023】	憲法特殊講義 II [國分 典子] 秋学期授業/Fall	13
【X4024】	憲法特殊講義 III [金子 匡良] 春学期授業/Spring	14
【X4025】	憲法特殊講義 IV [金子 匡良] 秋学期授業/Fall	15
【X4026】	行政法特殊講義 I [西田 幸介] 春学期授業/Spring	16
【X4027】	行政法特殊講義 II [高橋 滋] 秋学期授業/Fall	17
【X4028】	行政法特殊講義 III [交告 尚史] 春学期授業/Spring	18
【X4029】	行政法特殊講義 IV [交告 尚史] 秋学期授業/Fall	19
【X4037】	民法特殊講義 I [大澤 彩] 春学期授業/Spring	20
【X4038】	民法特殊講義 II [大澤 彩] 秋学期授業/Fall	21
【X4039】	民法特殊講義 III [新堂 明子] 春学期授業/Spring	22
【X4040】	民法特殊講義 IV [新堂 明子] 秋学期授業/Fall	23
【X4041】	民法特殊講義 V [川村 洋子] 春学期授業/Spring	24
【X4042】	民法特殊講義 VI [川村 洋子] 秋学期授業/Fall	25
【X4043】	商法特殊講義 I [潘 阿憲] 春学期授業/Spring	26
【X4044】	商法特殊講義 II [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall	27
【X4045】	商法特殊講義 III [伊藤 雄司] 春学期授業/Spring	28
【X4046】	商法特殊講義 IV [伊藤 雄司] 秋学期授業/Fall	29
【X4047】	商法特殊講義 V [椛川 泰史] 春学期授業/Spring	30
【X4048】	商法特殊講義 VI [椛川 泰史] 秋学期授業/Fall	31
【X4055】	倒産法特殊講義 I [倉部 真由美] 春学期授業/Spring	32
【X4056】	倒産法特殊講義 II [倉部 真由美] 秋学期授業/Fall	33
【X4062】	労働法特殊講義 I [藤木 貴史] 春学期授業/Spring	34
【X4063】	労働法特殊講義 II [藤木 貴史] 秋学期授業/Fall	35
【X4066】	社会保障法特殊講義 I [大原 利夫] 春学期授業/Spring	36
【X4067】	社会保障法特殊講義 II [大原 利夫] 秋学期授業/Fall	37
【X4068】	教育法特殊講義 I [小泉 広子] 春学期授業/Spring	38
【X4069】	教育法特殊講義 II [小泉 広子] 秋学期授業/Fall	39
【X4072】	刑法特殊講義 I [佐野 文彦] 春学期授業/Spring	40
【X4073】	刑法特殊講義 II [佐野 文彦] 秋学期授業/Fall	41
【X4074】	刑法特殊講義 III [佐藤 輝幸] 春学期授業/Spring	42
【X4075】	刑法特殊講義 IV [佐藤 輝幸] 秋学期授業/Fall	43
【X4097】	法制史論文指導 III [高 友希子] 春学期授業/Spring	44

[X4098]	法制史論文指導Ⅳ [高 友希子] 秋学期授業/Fall	45
[X4107]	行政法演習Ⅰ [西田 幸介] 春学期授業/Spring	46
[X4108]	行政法演習Ⅱ [西田 幸介] 秋学期授業/Fall	47
[X4123]	民法演習Ⅰ [滝沢 昌彦] 春学期授業/Spring	48
[X4124]	民法演習Ⅱ [滝沢 昌彦] 秋学期授業/Fall	49
[X4125]	民法演習Ⅲ [伊藤 栄寿] 春学期授業/Spring	50
[X4126]	民法演習Ⅳ [伊藤 栄寿] 秋学期授業/Fall	51
[X4129]	商法演習Ⅰ [伊藤 雄司] 春学期授業/Spring	52
[X4130]	商法演習Ⅱ [伊藤 雄司] 秋学期授業/Fall	53
[X4131]	商法演習Ⅲ [新任教員] 秋学期前半/Fall(1st half)	54
[X4132]	商法演習Ⅳ [新任教員] 秋学期後半/Fall(2nd half)	55
[X4133]	商法演習Ⅴ [潘 阿憲] 春学期授業/Spring	56
[X4134]	商法演習Ⅵ [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall	57
[X4143]	民法論文指導Ⅰ [川村 洋子] 春学期授業/Spring	58
[X4144]	民法論文指導Ⅱ [川村 洋子] 秋学期授業/Fall	59
[X4149]	商法論文指導Ⅰ [潘 阿憲] 春学期授業/Spring	60
[X4150]	商法論文指導Ⅱ [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall	61
[X4153]	商法論文指導Ⅲ [潘 阿憲] 春学期授業/Spring	62
[X4154]	商法論文指導Ⅳ [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall	63
[X4173]	労働法演習Ⅰ [細川 良] 春学期授業/Spring	64
[X4174]	労働法演習Ⅱ [細川 良] 秋学期授業/Fall	65
[X4179]	労働法論文指導Ⅰ [沼田 雅之] 春学期授業/Spring	66
[X4180]	労働法論文指導Ⅱ [沼田 雅之] 秋学期授業/Fall	67
[X4181]	労働法論文指導Ⅲ [沼田 雅之] 春学期授業/Spring	68
[X4182]	労働法論文指導Ⅳ [沼田 雅之] 秋学期授業/Fall	69
[X4307]	公法特殊研究Ⅰ [西田 幸介] 春学期授業/Spring	70
[X4308]	公法特殊研究Ⅱ [高橋 滋] 秋学期授業/Fall	71
[X4309]	公法特殊研究Ⅰ [森田 章夫] 春学期授業/Spring	72
[X4310]	公法特殊研究Ⅱ [森田 章夫] 秋学期授業/Fall	73
[X4316]	民事法特殊研究Ⅰ [川村 洋子] 春学期授業/Spring	74
[X4317]	民事法特殊研究Ⅱ [川村 洋子] 秋学期授業/Fall	75
[X4318]	民事法特殊研究Ⅰ [新堂 明子] 春学期授業/Spring	76
[X4319]	民事法特殊研究Ⅱ [新堂 明子] 秋学期授業/Fall	77
[X4320]	民事法特殊研究Ⅰ [潘 阿憲] 春学期授業/Spring	78
[X4321]	民事法特殊研究Ⅱ [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall	79
[X4367]	憲法特研演習Ⅲ [國分 典子] 春学期授業/Spring	80
[X4368]	憲法特研演習Ⅳ [國分 典子] 秋学期授業/Fall	81
[X4369]	憲法特研演習Ⅴ [國分 典子] 春学期授業/Spring	82
[X4370]	憲法特研演習Ⅵ [國分 典子] 秋学期授業/Fall	83
[X4375]	行政法特研演習Ⅴ [西田 幸介] 春学期授業/Spring	84
[X4376]	行政法特研演習Ⅵ [西田 幸介] 秋学期授業/Fall	85
[X4381]	国際法特研演習Ⅴ [森田 章夫] 春学期授業/Spring	86
[X4382]	国際法特研演習Ⅵ [森田 章夫] 秋学期授業/Fall	87
[X4393]	民法特研演習Ⅴ [川村 洋子] 春学期授業/Spring	88
[X4394]	民法特研演習Ⅵ [川村 洋子] 秋学期授業/Fall	89
[X4395]	商法特研演習Ⅰ [潘 阿憲] 春学期授業/Spring	90
[X4396]	商法特研演習Ⅱ [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall	91
[X4397]	商法特研演習Ⅲ [潘 阿憲] 春学期授業/Spring	92
[X4398]	商法特研演習Ⅳ [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall	93
[X4399]	商法特研演習Ⅴ [潘 阿憲] 春学期授業/Spring	94
[X4400]	商法特研演習Ⅵ [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall	95
[X4447]	社会法特研演習Ⅴ [沼田 雅之] 春学期授業/Spring	96
[X4448]	社会法特研演習Ⅵ [沼田 雅之] 秋学期授業/Fall	97

LAW500A1 (法学/law 500)

リーガル・リサーチ

楊 帆

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

文献リサーチ方法や文献読解等、論文を書くために必要な文献研究の基礎的知識・技術を身につける。
日本語を母国語としない留学生向け。

【到達目標】

自らの研究テーマについて、関連する文献検索を行い、研究方法や分析方法等論文作成に必要なスキルを学ぶ。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

文献研究・報告(レポート)に通じて、各自の研究テーマに主体的に取り組む力をつけることを目指す。

学生の報告やレポートに対して、講義の中でコメントする。

「Tencent Meeting」によるオンライン講義

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	講義内容の概略・講義形式・成績評価の説明
第2回	法学文献リサーチ・文献読解の入門①	文献リサーチのあいうえお
第3回	法学文献リサーチ・文献読解の入門②	修士論文の書き方
第4回	法学文献リサーチ・文献読解の入門③	先行研究について
第5回	日本法の学び方と比較法研究	比較法研究入門
第6回	演習①「文献検索」	(第2回～第4回) 授業内容に基づき、各自の検索結果(参考文献リスト)を持ち寄り、報告・質疑等 演習②(第9回・第10回)の準備作業にもなる
第7回	論文等の読解	著書・学位論文・雑誌論文・その他
第8回	判例等の読解	判例・その他
第9回	演習②「研究テーマと先行研究」(一回目・発表者2～3名)	各自のテーマおよびテーマに沿った先行研究の発表と検討 【評価】 レポート・第1回(10%)
第10回	演習②「研究テーマと先行研究」(二回目・発表者2～3名)	同上
第11回	行政法から見た日本法①	法源・立法・訴訟等
第12回	行政法から見た日本法②	その他
第13回	演習③「研究テーマと先行研究」(一回目・発表者2～3名)	期末発表 【評価】 発表(10%) レポート・第2回(10%) レポートは14回目講義終了後に提出(予定)
第14回	演習③「研究テーマと先行研究」(二回目・発表者2～3名)	同上

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

授業内で示される課題(試験準備を含む)の対応時間は、24時間(場合によって最大48時間)を標準とします。

【テキスト(教科書)】

随時紹介する

【参考書】

随時紹介する

【成績評価の方法と基準】

発表(評価10%)

レポート試験(評価20%)

平常点評価(評価70%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【学生が準備すべき機器他】

PC(またはスマートフォン等)

「Wechat」アプリ(連絡事項等)

「Tencent Meeting」アプリ(オンライン講義)

その他の連絡先: yangfanmail2018@163.com

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法・環境法・比較法等

【Outline (in English)】

【Course outline】

Basic knowledge and skills for doing research and writing papers.

For foreign students only.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to learn the basic skills required for writing a legal thesis.

【Learning activities outside of classroom】

Students will be expected to spend less than 24 hours (maximum 48 hours) to understand the course content and prepare for the examination.

【Grading Criteria/Policy】

Final grade will be calculated according to the following process
Examination (10%), Reports (20%), and in-class contribution (70%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

法律学原典研究 (独語) I

大野 達司

備考 (履修条件等) : 学部「外国書講読 (独語) I」と合同

その他属性 :

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

この授業は、各コースの基礎となるものであり、法律学の学問的視野を広げる土台となることを目的としている。対象はドイツ法・政治であり、関連するドイツ語文献を読んでみる。なお、ドイツ語未修者でも履修できる。

【到達目標】

法学や政治学の基本概念である「正義」Gerechtigkeitを、思想史の中で理解する。思想や社会の歴史的な背景に配慮しながら、それぞれの時代での理解・転換を跡づける。各自ドイツ語の文献に挑戦し、授業の中で文献の内容を理解できるようにする。未修者は自分で辞書を引ながら調べられるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回一頁ほどのペースで、テキストの輪読を行う。参加者の習熟に合わせて増減する。各回の「予定」は外国書講読2とあわせてテキストの目次をもとに、内容を紹介しているのので、関心があるところを探しておいてほしい。対面授業が難しい場合には、zoomを用いて実施する。テキストは授業支援システムで配布する。語学そのものというより、内容理解と背景の確認ができるように。質問は学習支援システム、授業内で受け付け、応答する。なお、学部の類似授業との乗り入れで実施する。予習復習時間は4時間。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
1	イントロダクション	本書のイントロダクションと概要の説明 Gerechtigkeit, Konzepte und Praktiken eines europaischen Grundbegriffs im Wandel.
2	イントロダクション続き	前回の続き
3	古代概観	古代のイントロダクション
4	プラトン	Gerechtigkeit als Recht zur Selbstverwirklichung bei Plato.
5	プラトン2	前回の続き
6	ローマ法	"Ehrenhaft leben - niemandem verletzen - jedem das Seine gewahren", DerGerechtigkeitsdiskurs in Rom zwischen Tradition, Ethik und Recht
7	ローマ法2	前回の続き
8	ローマ共和制	Gerechtigkeitskonkurrenzen in der politischen Praxis der roemischen Republik
9	ローマ共和制2	前回の続き
10	中世概観	中世のイントロダクション
11	中世の秩序論	Die Begrueundung der besten Ordnung, Gerechtigkeitskonzeptionen im Mittelalter
12	中世の秩序論2	前回の続き
13	中世政治	Gerechtigkeit und politische Praxes im Mittelalter zwischen Konsens und Transzendenz
14	中世政治2	前回の続き

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

事前の予習。文法的な問題だけでなく、内容について日本語の文献を参考にしながら、できるだけ自分で調べておく。授業外では、毎週4時間程度の子習・復習をする。

【テキスト (教科書)】

Gert Melville, Gregor Vogt-Spira, Mirko Breitenstein (Hg.), Gerechtigkeit, Boehlau, 2014. Sorge, 2015 のなかから該当箇所を配布する予定。

【参考書】

大野・森元・吉永『近代法思想史入門』など

【成績評価の方法と基準】

平常点と「努力点」70 + 30 %

平常点は、各回での参加度合い。努力点とは、参加者それぞれで出発点が違うので、初回と比べて最終回までにどれだけ理解度が増したか、を基準とする。

【学生の意見等からの気づき】

実施せず

【学生が準備すべき機器他】

とくにないが、テキストを授業支援システムで配布することができる。

【その他の重要事項】

内容に関連したドイツ映画を参考にすることがある。大学院との合同授業。初學者・他学科学学生も歓迎。

【Outline (in English)】

(Course outline) Students and teacher read together German Text about legal, political or social topics and translate it into Japanese.

(Learning Objectives) The aim is to understand their basic concepts and to acquire skills for reading German text by oneself.

(Learning activities outside of classroom) Before each lesson participants should read the relevant text by themselves (It needs four hours).

(Grading Criteria/ Policy) Grades are based on normal points.

LAW500A1 (法学 / law 500)

法律学原典研究 (独語) II

大野 達司

備考 (履修条件等) : 学部「外国語講読 (独語) II」と合同

その他属性 :

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

この授業は、各コースの基礎となるものであり、法学の学問的視野を広げる土台となることを目的としている。対象はドイツ法・政治であり、関連するドイツ語文献を読んでみる。なお、ドイツ語未修者でも履修できる。

【到達目標】

法学や政治学の基本概念である「正義」Gerechtigkeitを、思想史の中で理解する。思想や社会の歴史的な背景に配慮しながら、それぞれの時代での理解・転換を跡づける。各自ドイツ語の文献に挑戦し、授業の中で文献の内容を理解できるようにする。未修者は自分で辞書を引きながら調べられるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回一頁ほどのペースで、テキストの輪読を行う。参加者の習熟に合わせて増減する。各回の「予定」は外国語講読2とあわせてテキストの目次をもとに、内容を紹介しているので、関心があるところを探しておいてほしい。予習復習は4時間程度。

対面授業が難しい場合には、zoomを用いて実施する。テキストは授業支援システムで配布する。語学そのものというより、内容理解と背景の確認ができるように。質問は学習支援システム、授業内で受け付け、応答する。なお、学部の類似授業との乗り入れで実施する。

「1」からの継続となるが、「2」からの履修も可。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
1	近世概観	近世のイントロダクション
2	初期近世	Gerechtigkeitskonzeptionen in der Fruehen Neuzeit
3	初期近世2	前回の続き
4	私法の紛争解決諸形式	Formen des privaten Rechts. Schiedsprueche im gesellschaftlichen und wirtschaftlichen Leben Norditaliens im Uebergang zur fruehen Neuzeit
5	私法の紛争解決諸形式2	前回の続き
6	啓蒙時代概観	啓蒙期のイントロダクション
7	啓蒙された正義	Aufgeklaerte Gerechtigkeit. Einheit der Vernunft und Vielfalt der Lebensformen
8	啓蒙された正義2	前回の続き
9	啓蒙時代の iustitia	Iustitia im Zeitalter der Aufklaerung: Dislurs und Verfahren
10	啓蒙時代の iustitia 2	前回の続き
11	現代概観	現代のイントロダクション
12	今日の論争における正義	Gerechtigkeit im Theoriediskurs der Gegenwart
13	結果平等から機会平等	Von der Ergebnisgleichheit zurChancengleichheit? Gerechtigkeitsvorstellungen der Bevoelkerung der Gegenwart im Wandel
14	正義への期待喪失	Gerechtigkeit kann man nicht erwarten - nur ein Urteil

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

事前の予習。文法的な問題だけでなく、内容について日本語の文献を参考にしながら、できるだけ自分で調べておく。授業外では、毎週4時間程度の予習・復習をする。

【テキスト (教科書)】

Gert Melville, Gregor Vogt-Spira, Mirko Breitenstein (Hg.), Gerechtigkeit, Boehlau, 2014. Sorge, 2015 のなかから該当箇所を配布する予定。なお上の内容の他、イスラムに関する章がある。Gerechtigkeit und Vollkommenheit der irdischen Verhaeltnisse in islamischer Sicht.

【参考書】

戒能・神原・鈴木『法思想史を読み解く』、法律文化社、2020年、大野・森元・吉永『近代法思想史入門』、法律文化社、2016年など

【成績評価の方法と基準】

平常点と「努力点」70 + 30 %

平常点は、各回での参加度合い。努力点とは、参加者それぞれで出発点が違うので、初回と比べて最終回までにとりだけ理解度が増したか、を基準とする。

【学生の意見等からの気づき】

実施せず

【学生が準備すべき機器他】

とくにないが、テキストを授業支援システムで配布することがある。

【その他の重要事項】

内容に関連したドイツ映画を参考にすることがある。大学院との合同授業。初学者・他学科学生も歓迎。

【Outline (in English)】

(Course outline) In this course we read together fundamental articles or books, which influenced on Japanese modern history of legal thoughts. (Learning Objectives) Students select them as from their own research plans and report and discuss with participants.

(Learning activities outside of classroom) Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text and resumes. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

(Grading Criteria/ Policy) Grading will be decided based on reports (80%), and the quality of the students' performance in the discussion (20%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

法律学原典研究 (仏語) I

大津 浩

備考 (履修条件等) : 学部「外国書講読 (仏語) I」と合同

その他属性 :

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

現代の重要な政治・社会問題に関して、平易なフランス語で書かれていて読みやすいフランス公法のテキストを輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力と現代フランス公法学そのものについての理解を深めるコースワーク科目である。今回はイギリスのEU離脱 (Brexit) をめぐる憲法問題をフランス人憲法学者の目から分析する論文を輪読する。なお、本授業ではできる限り教師がすでに日本語に翻訳しているテキストを用い、したがって事前にこの翻訳も配布するので、フランス語法律原典に不慣れな学生であっても、容易に授業に参加できる

【到達目標】

フランス語原典を読みこなす力を身に着ける。加えて、現代フランスの公法学の基礎を十分に理解できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

輪番制を採る。学生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、参考書などを利用してテキストが扱うフランスの公法理論と政治思想についての解説も行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態 : 対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の進め方とローテーションの設定を行う。
第2回	フランス憲法学者から見たイギリスBrexitの法的側面に関する問題提起	テキスト序論の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第3回	Brexitが抱える矛盾の根源 (1)	テキスト1頁後半を輪読してフランス公法学からのBrexit分析の意義について学ぶ。
第4回	Brexitが抱える矛盾の根源 (2)	テキスト2頁前半を輪読してフランス公法学からのBrexit分析の意義について学ぶ。
第5回	Brexitが抱える矛盾の根源 (3)	テキスト2頁後半を輪読してフランス公法学からのBrexit分析の意義について学ぶ。
第6回	Brexitに至るイギリス政治の分析 (1)	テキスト3頁前半を輪読してBrexitの政治的背景をフランス語で学ぶ。
第7回	Brexitに至るイギリス政治の分析 (2)	テキスト3頁後半を輪読してBrexitの政治的背景をフランス語で学ぶ。
第8回	Brexitに至るイギリス政治の分析 (3)	テキスト4頁前半を輪読してBrexitの政治的背景をフランス語で学ぶ。
第9回	Brexitに至るイギリス政治の分析 (4)	テキスト4頁後半を輪読してBrexitの政治的背景をフランス語で学ぶ。
第10回	レファレンダムと議会主権の分析 (1)	テキスト5頁前半を輪読してイギリス型民主主義についてのフランス憲法の視点からの分析をフランス語で学ぶ
第11回	レファレンダムと議会主権の分析 (2)	テキスト5頁後半を輪読してイギリス型民主主義についてのフランス憲法の視点からの分析をフランス語で学ぶ
第12回	レファレンダムと議会主権の分析 (3)	テキスト6頁を輪読してイギリス型民主主義についてのフランス憲法の視点からの分析をフランス語で学ぶ
第13回	レファレンダムと議会主権の分析 (4)	テキスト7頁を輪読してイギリス型民主主義についてのフランス憲法の視点からの分析をフランス語で学ぶ
第14回	レファレンダムと議会主権の分析 (5) と前半のまとめ	テキスト8頁を輪読してイギリス型民主主義についてのフランス憲法の視点からの分析をフランス語で学ぶ。加えて最後に半年間を振り返る。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

Julien Boudon, "Aspects juridiques du Brexit - Le point de vue d'un constitutionnaliste français", 2019. このテキストは、2019年春の日本における講演のための原稿であって公開されたものではない。受講者には、事前にコピーを配布する。加えて本公演については教師による日本語訳 (公開済み) も事前に配布する。なお、適宜、フランス語の復習に役立つような仏文の抜粋のコピーも配布する予定である。

【参考書】

授業中、適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

輪番で割り当てられた原典の翻訳内容 (60%) と質疑その他の授業への積極的参加度 (40%)

【学生の意見等からの気づき】

初歩のフランス語を学ぶ学生が多い場合、進度を遅らせて、フランス語の文法や法思想、政治思想の背景についての解説の時間を多くとることが必要だった。今後も学生の状況に応じて、進度については臨機応変に進める。

【学生が準備すべき機器他】

事前にHoppiiを通じて各回のレポーターの翻訳及び教師の翻訳や資料を配布する関係上、PC、タブレット、スマートフォン等の情報端末が必要になる。

【その他の重要事項】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 日本国憲法、フランス憲法、地方自治法、国際人権法

<研究テーマ> 地方自治と国家構造の憲法理論、自己決定権、憲法訴訟論、地域と文化から見た国際人権論

<主要研究業績> 『分権国家の憲法理論』 (2015年、有信堂)、『分権改革下の地方自治法制の国際比較』 (有信堂、2019年)、『プロヴァンスからの憲法学』 (敬文堂、2023年)

【Outline (in English)】

【Course outline】

Reading of some easy texts about the French public law.

【Learning Objectives】

The goal of this course is a learning of French language and French public law theories.

【Learning activities outside of classroom】

Students have to read and translate each part of text by oneself for two hours before and after classroom.

【Grading Criteria / Policy】

Quality of translation of the part of text assigned to the student (60%) and the active participation to the discussion (40%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

法律学原典研究 (仏語) II

大津 浩

備考 (履修条件等)：学部「外国語講読 (仏語) II」と合同

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

現代の重要な政治・社会問題に関して、平易なフランス語で書かれていて読みやすいフランス公法のテキストを輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力と現代フランス公法学そのものについての理解を深めるコースワーク科目である。今回は「法治国家とコロナ・パンデミック」についての論文を輪読する。なお、本授業ではできる限りすでに日本語に翻訳されているテキストを用い、したがって事前にこの翻訳も配布するので、フランス語法律原典に不慣れな学生であっても、容易に授業に参加できる。

【到達目標】

フランス語原典を読みこなす力を身に着ける。加えて、現代フランスの公法学の基礎を十分に理解できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

輪番制を採る。学生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、参考書などを利用してテキストが扱うフランスの公法理論と政治思想についての解説も行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の進め方とローテーションの設定を行う。
第2回	序論 (1)	テキスト1頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第3回	序論 (2)	テキスト2頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第4回	第1章「自由への侵害によって動揺させられた法治国家」(1)	テキスト3頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第5回	第1章「自由への侵害によって動揺させられた法治国家」(2)	テキスト4頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第6回	第1章「自由への侵害によって動揺させられた法治国家」(3)	テキスト5頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第7回	第1章「自由への侵害によって動揺させられた法治国家」(4)	テキスト6頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第8回	第1章「自由への侵害によって動揺させられた法治国家」(5)	テキスト7頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第9回	第2章「新たな挑戦に直面する法治国家」(1)	テキスト8頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第10回	第2章「新たな挑戦に直面する法治国家」(2)	テキスト9頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第11回	第2章「新たな挑戦に直面する法治国家」(3)	テキスト10頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第12回	第2章「新たな挑戦に直面する法治国家」(4)	テキスト11頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第13回	第2章「新たな挑戦に直面する法治国家」(5)	テキスト12頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。
第14回	第2章「新たな挑戦に直面する法治国家」(6) 及びまとめ	テキスト13頁の輪読を通じて、問題の所在とこれをフランス公法学から学ぶことの意義について検討する。加えて本授業のまとめを行う。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

Jean-Marie Pontier, "L'Etat de droit, la gestion de la pandémie et l'après-Covid", 2023. このテキストは、2023年春に日本で行われたシンポジウムでの教授の講演のための原稿であって公刊されたものではない。受講者には、事前にコピーを配布する。加えて本講演については日本語訳 (未公刊) があるので、これも事前に配布する。なお、適宜、フランス語の復習に役立つような仏文の抜粋のコピーも配布する予定である。

【参考書】

授業中、適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

輪番で割り当てられた原典の翻訳内容 (60%) と質疑その他の授業への積極的参加度 (40%)

【学生の意見等からの気づき】

初歩のフランス語を学ぶ学生が多い場合、進度を遅らせて、フランス語の文法や法思想、政治思想の背景についての解説の時間を多くとることが必要だった。今後も学生の状況に応じて、進度については臨機応変に進める。

【学生が準備すべき機器他】

事前にHoppiiを通じて各回のレポーターの翻訳及び教師の翻訳や資料を配布する関係上、PC、タブレット、スマートフォン等の情報端末が必要になる。

【その他の重要事項】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 日本国憲法、フランス憲法、地方自治法、国際人権法

<研究テーマ> 地方自治と国家構造の憲法理論、自己決定権、憲法訴訟論、地域と文化から見た国際人権論

<主要研究業績> 『分権国家の憲法理論』(2015年、有信堂)、『分権改革下の地方自治法制の国際比較』(有信堂、2019年)、『プロヴァンスからの憲法学』(敬文堂、2023年)

【Outline (in English)】

【Course outline】

Reading of some easy texts about the French public law.

【Learning Objectives】

The goal of this course is a learning of French language and French public law theories.

【Learning activities outside of classroom】

Students have to read and translate each part of text by oneself for two hours before and after classroom..

【Grading Criteria / Policy】

Quality of translation of the part of text assigned to the student (60%) and the active participation to the discussion (40%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

法哲学特殊講義 I

大野 達司

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

日本近代法思想史に影響を及ぼした法哲学・法思想の基本文献をとりあげ、歴史的背景とともに、関係する「古典」を読む。

【到達目標】

参加者の専門分野に関する部分につき、報告と質疑を行い、法哲学の基礎的理解とともに、広い視野から研究内容を位置づけることを目標とする。主に西欧の思想がどのように理解されたか、その動機と今日的意義を検討する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

「教科書」をもとに概要を見ながら、参加者に関連する時代・分野の文献について、演習形式で報告と質疑を行う。対面とするかオンラインとするかは、参加者との相談の上決める。資料・レジュメは学習支援システムにアップする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	授業の概要と導入	教科書の紹介と「法」の観念について (一部講義)
第2回	法と権利 1	教科書第1章のうち、法に関わる部分
第3回	法と権利 2	教科書第1章のうち、権利に関わる部分
第4回	自然法 1	教科書第1章のうち、自然法に関わる部分
第5回	自然法 2	教科書第2章前半、西欧の自然法中世まで
第6回	自然法 3	教科書第2章後半、近代の自然法
第7回	公共性 1	教科書第3章前半、明治知識人層の公共空間
第8回	公共性 2	教科書第3章後半、社会契約論と民権運動、保守派の公共論
第9回	公共性 3	教科書第4章前半、自治の公共性公共性
第10回	公共性 4	教科書第4章後半、明治憲法制定をめぐる公共論
第11回	明治憲法論 1	教科書第5章前半、国家法人説と憲法論
第12回	明治憲法論 2	教科書第5章後半、国体論の登場と憲法論
第13回	明治民法論 1	教科書第6章前半、民法制定と法学の転換
第14回	明治民法論 2	教科書第6章後半、民法典論争と民法学の帰趨

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準に、文献の予習と報告や質問の準備をし、授業後に不明点を再度確認します。

【テキスト (教科書)】

近代法思想史入門、大野・森元・吉永、法律文化社、2016年

【参考書】

教科書で取り上げられている文献

山口・福家編「思想史講義」(戦前昭和篇)、ちくま新書、2022年

【成績評価の方法と基準】

各回のレポート (80%) と討論での質疑 (20%)

【学生の意見等からの気づき】

とくになし

【学生が準備すべき機器他】

オンライン授業に参加できること (zoom)。学習支援システムへのアクセス。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 法哲学

<研究テーマ> 法概念論、自治の法思想

<主要研究業績> 『近代法思想史入門』共著、『公正な法をめぐる問い』共著

【Outline (in English)】

(Course outline) In this course we read together fundamental articles or books, which influenced on Japanese modern history of legal thoughts.

(Learning Objectives) Students select themas from their own research plans and report and discuss with participants.

(Learning activities outside of classroom) Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the textand resumes. Your required study time is at least four hour for each class meeting.

(Grading Criteria/ Policy) Grading will be decided based on reports (80%), and the quality of the students'performance in the discussion (20%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

法哲学特殊講義 II

大野 達司

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本近代法思想史に影響を及ぼした法哲学・法思想の基本文献をとりあげ、歴史的背景とともに、関係する「古典」を読む。

【到達目標】

参加者の専門分野に関する部分につき、報告と質疑を行い、法哲学の基礎的理解とともに、広い視野から研究内容を位置づけることを目標とする。主に西欧の思想がどのように理解されたか、その動機と今日的意義を検討する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

「教科書」をもとに概要を見ながら、参加者に関連する時代・分野の文献について、演習形式で報告と質疑を行う。対面とするかオンラインとするかは、参加者との相談の上決める。資料・レジュメは学習支援システムにアップする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	刑法理論の論争	教科書第7章
第2回	大正デモクラシー	教科書第8章
第3回	マルクス主義法学	教科書第9章
第4回	国際法と国際政治 1	教科書第10章のうち、ケルゼンとシュミットの基本思想
第5回	国際法と国際政治 2	教科書第10章のうち、ケルゼンとシュミットの思想の影響
第6回	国粋主義の法思想 1	教科書第11章後半、明治体制からの転換と寛克彦の思想
第7回	国粋主義の法思想 2	教科書第11章後半、批判的国粋主義者たち
第8回	天皇機関説事件 1	教科書第12章前半、事件と美濃部思想の捉え方
第9回	天皇機関説事件 2	教科書第12章後半、国体論と里見岸雄
第10回	総動員体制と法思想 1	教科書第13章前半、黒田覚とドイツ憲法思想
第11回	総動員体制と法思想 2	教科書第13章後半、国家総動員法と大政翼賛会
第12回	戦時体制下の法思想	教科書第14章、国家緊急権論
第13回	新憲法体制の法思想	教科書第15章前半、占領体制・新憲法・美濃部説
第14回	ノモス主権論争	教科書第14章後半・15章後半、ノモス主権論争と尾高法哲学

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準に、文献の予習と報告や質問の準備をし、授業後に不明点を再度確認します。

【テキスト（教科書）】

近代法思想史入門、大野・森元・吉永、法律文化社、2016年

【参考書】

教科書で取り上げられている文献
山口・福家編「思想史講義」（戦前昭和篇）、ちくま新書、2022年

【成績評価の方法と基準】

各回のレポート（80%）と討論での質疑（20%）

【学生の意見等からの気づき】

とくになし

【学生が準備すべき機器他】

オンライン授業に参加できること（zoom）。学習支援システムへのアクセス。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 法哲学
<研究テーマ> 法概念論、自治の法思想
<主要研究業績> 『近代法思想史入門』共著、『公正な法をめぐる問い』共著

【Outline (in English)】

(Course outline) In this course we read together fundamental articles or books, which influenced on Japanese modern history of legal thoughts. (Learning Objectives) Students select themas from their own research plans and report and discuss with participants.

(Learning activities outside of classroom) Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the textand resumes. Your required study time is at least four hour for each class meeting.

(Crading Criteria/ Policy) Grading will be decided based on reports (80%), and the quality of the students'performance in the discussion (20%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

法制史特殊講義 I

川口 由彦

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

日本の法を明治期の法を素材に歴史的に分析するコースワーク科目である。扱う史料・文献は受講者の興味関心に応じ変更する場合があります、以下の授業計画はあくまで一例である。

【到達目標】

明治期の司法制度形成史を、史料を講読することによって理解できる。史料講読には古文、漢文の知識も必要であるが、史料を読み込むことができれば、近代法の歩みを正確に理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

人類社会は、生まれたときから何らかのルールをもってきた。それは、形態、内容、実質、執行システム等いずれも多様なものである。

法といわれているものは、こうしたルールの中のあるグループのここのだが、こうしたグループは、歴史上発生を見た社会もあれば、発生しなかった社会もある。日本社会は、幸か不幸か、この法というグループをもつにいたった社会である。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

しかし、そうはいつでも、この法という社会規範は、国により民族により、時代によりきわめて多様で、簡単に一般論を語らせてくれない難物である。

この難物を扱うには、いろいろな方法があるが、各時代の人々から「法」と呼ばれたものをピックアップして相互に比較し、そのうえで、おのおのの特徴を捉えるというのは有効なアプローチの方法である。法史学という学問の意義も一つには、そのあたりにある。

講義では、明治以降の、通常「近代法」と呼ばれる「法」のあり方を座標軸とした、今日の法の特徴を考えてみたい。

現代日本法は、ほとんどが明治期に作られたものである。試みに六法をみてみよう。すると、民法の制定年は明治29年(1896年)となっていて19世紀の産物であることがわかる。商法も明治32年(1899年)と19世紀の産物である。刑法は、明治40年(1907年)制定だから、何とか20世紀の所産といえるが、いずれにせよ明治時代の産物で、しかも、この刑法は、明治13年(1880年)に制定された刑法(旧刑法)の条文をかなりひきずっているから、やはり、歴史ある法典といえる。日本の法典には、一世紀以上の長い歴史があるのである。

このような法は、一体どのようにして、どのような考え方の下でつくられたのか。考えてみれば、これら諸法典は、封建領主支配が解体してから、ほんのわずかの年数を経て外国法を模倣しつつつくられているのだから、その當りたるや驚異的といえる。

この急速な法の形成は、当然ながら、江戸時代にみられた法との「断絶」を生み出した。この「断絶」には、封建法から近代法への変化という他国にも共通してみられるものと、日本的なものから西欧的なものへの変容という二様のものがある。

しかも、こうした「近代法」の形成は、一概に既存の法との「断絶」とのみは特徴づけられず、すぐれて日本的なもの・東アジア的なものの継承という要素を多分に残したものであった。

講義では、このような諸契機、諸要素が、どのように絡み合っているかに焦点をあてつつ、日本の「近代法」の形成過程を考察したい。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	オリエンテーション 講義の進め方、テキストに関する指示等
第2回	『日本近代法制史〔第2版〕〕の講読①	「時期区分」の講読
第3回	『日本近代法制史〔第2版〕〕の講読②	「維新法期1・2」の講読
第4回	『日本近代法制史〔第2版〕〕の講読③	「維新法期3・4」の講読
第5回	『日本近代法制史〔第2版〕〕の講読④	「近代法期1・2」の講読
第6回	『日本近代法制史〔第2版〕〕の講読⑤	「近代法期3」の講読

第7回	『日本近代法制史〔第2版〕〕の講読⑥	「現代法期1・2」の講読
第8回	『日本近代法制史〔第2版〕〕の講読⑦	「現代法期3」の講読
第9回	内田貴『法学の誕生』の講読①	第1章1・2の講読
第10回	内田貴『法学の誕生』の講読②	第1章3～5の講読
第11回	内田貴『法学の誕生』の講読③	第2章の講読
第12回	内田貴『法学の誕生』の講読④	第3章1・2の講読
第13回	内田貴『法学の誕生』の講読⑤	第3章3の講読
第14回	授業内容の総括	まとめの討論

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

テキスト、参考書を読んでくること。
本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト(教科書)】

川口由彦『日本近代法制史(新法学ライブラリ)(第2版)』(新世社、2014)。このほかは授業の際に指示する。2023年度は、林真貴子「近代にほかにあつた勸解・調停」(大阪大学出版会)等を講読した。

【参考書】

同上

【成績評価の方法と基準】

平常点100%
授業への出席と、指示された報告課題、提出課題の履行をもとに評価する。

【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>	日本法制史
<研究テーマ>	土地所有権、調停制度、判決執行システムの 法史学的研究
<主要研究業績>	著書「近代日本の土地法観念」 (東京大学出版会) 編著「調停の近代」(勁草書房)

【Outline (in English)】

It is a course work subject to analyze a legal system in the Meiji period by Japanese documents historically.

I may change historical documents depending on the interest of the student attending a lecture, and a following classes plan is one case to the last.

Why is only a specific norm called "law" although law is a kind of a norm? How on earth is the other norm distributed and what kind of relationship with law does it have in the actual condition? It enables a participant to carry out these themes by investigation and study in this seminar.

In this lesson, literature is specified and a reporter reports the specified range of the book. All participants debate after that.

The participant has to read a textbook and a reference book. A participant needs to spend 2 hours, respectively for preparation and review of this lesson. A grade evaluation is performed based on attendance to a lesson, and fulfillment of the directed report subject and a presentation subject(100%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

法制史特殊講義Ⅱ

川口 由彦

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

日本の法を明治期の法を素材に歴史的に分析するためのコースワーク科目であり、この目標の下で、『法制史特殊講義Ⅰ』での学習成果を進展させる。扱う史料・文献は受講者の興味関心に応じ変更する場合があります、以下の授業計画はあくまで一例である。

【到達目標】

明治期の司法制度形成史を、史料を読解することによって理解できる。史料読解には古文、漢文の知識も必要であるが、史料を読み込むことができれば、近代法の歩みを正確に理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

人類社会は、生まれたときから何らかのルールをもってきた。それは、形態、内容、実質、執行システム等いずれも多様なものである。

法といわれているものは、こうしたルールの中のあるグループのことのだが、こうしたグループは、歴史上発生を見た社会もあれば、発生しなかった社会もある。日本社会は、幸か不幸か、この法というグループをもつにいたった社会である。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

しかし、そうはいつでも、この法という社会規範は、国により民族により、時代によりきわめて多様で、簡単に一般論を語らせてくれない難物である。

この難物を扱うには、いろいろな方法があるが、各時代の人々から「法」と呼ばれたものをピックアップして相互に比較し、そのうえで、おのおのの特徴を捉えるというのは有効なアプローチの方法である。法史学という学問の意義も一つには、そのあたりにある。

講義では、明治以降の、通常「近代法」と呼ばれる「法」のあり方を座標軸とした、今日の法の特徴を考えてみたい。

現代日本法は、ほとんどが明治期に作られたものである。試みに六法をみてみよう。すると、民法の制定年は明治29年(1896年)となっていて19世紀の産物であることがわかる。商法も明治32年(1899年)と19世紀の産物である。刑法は、明治40年(1907年)制定だから、何とか20世紀の所産といえるが、いずれにせよ明治時代の産物で、しかも、この刑法は、明治13年(1880年)に制定された刑法(旧刑法)の条文をかなりひきずっているから、やはり、歴史ある法典といえる。日本の法典には、一世紀以上の長い歴史があるのである。

このような法は、一体どのようにして、どのような考え方の下でつくられたのか。考えてみれば、これら諸法典は、封建領主支配が解体してから、ほんのわずかの年数を経て外国法を摂取しつつつくられているのだから、その営為たるや驚異的といえる。

この急速な法の形成は、当然ながら、江戸時代にみられた法との「断絶」を生み出した。この「断絶」には、封建法から近代法への変化という他国にも共通してみられるものと、日本的なものから西欧的なものへの変容という二様のものがある。

しかも、こうした「近代法」の形成は、一概に既存の法との「断絶」とのみは特徴づけられず、すぐれて日本のもの・東アジア的なものの継承という要素を多分に残したものであった。

講義では、このような諸契機、諸要素が、どのように絡み合っているかに焦点をあてつつ、日本の「近代法」の形成過程を考察したい。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	講義の進め方、テキストに関する指示
第2回	内田貴『法学の誕生』の講義⑥	「民衆運動の社会的願望」
第3回	内田貴『法学の誕生』の講義⑦	「民衆的平等主義的思想構造」
第4回	内田貴『法学の誕生』の講義⑧	「平等主義的ラディカリズムの典型」
第5回	内田貴『法学の誕生』の講義⑨	「〈日本社会党の発生〉とジャーナリズム」
第6回	内田貴『法学の誕生』講義⑩	「焼カル、モノハ不徳ナル者」
第7回	笠原英彦『明治留守政府』の講義①	「〈保護—忠誠〉関係と近世社会」

第8回	笠原英彦『明治留守政府』の講義②	「私有権の確立と増税と」
第9回	笠原英彦『明治留守政府』の講義③	「開化と蒙昧」
第10回	笠原英彦『明治留守政府』の講義④	「〈自由〉と〈制限〉をめぐる」
第11回	笠原英彦『明治留守政府』の講義⑤	「民衆運動史研究の方法的視角」
第12回	笠原英彦『明治留守政府』の講義⑥	「非文字文化への旅」
第13回	笠原英彦『明治留守政府』の講義⑦	「文字文化への離陸」「近代の教育と学校」
第14回	笠原英彦『明治留守政府』の講義⑧	「教育の貧困の現在」

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

テキスト、参考書を読んでくること。固有名詞等を読み方を含めて事典等で調べてくること。

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト(教科書)】

授業の際に指示する(上記授業計画では、一例として、内田貴『法学の誕生』(筑摩書房)、笠原英彦『明治留守政府』(慶應義塾大学出版会)を挙げた)。

【参考書】

川口由彦『日本近代法制史(新法学ライブラリ)(第2版)』(新世社、2014)。このほかは授業の際に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%(授業での発言内容等と、指示された報告課題、提出課題の履行をもとに評価する)。

【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 日本法制史
 <研究テーマ> 土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究
 <主要研究業績> 著書「近代日本の土地法観念」(東京大学出版会)
 編著「調停の近代」(勁草書房)

【Outline (in English)】

It is a course work subject to analyze a legal system in the Meiji period by Japanese documents historically.

I may change historical documents depending on the interest of the student attending a lecture, and a following classes plan is one case to the last.

Why is only a specific norm called "law" although law is a kind of a norm? ow on earth is the other norm distributed and what kind of relationship with law does it have in the actual condition? It enables a participant to carry out these themes by investigation and study in this seminar.

In this lesson, literature is specified and a reporter reports the specified range of the book. All participants debate after that.

The participant has to read a textbook and a reference book. A participant needs to spend 2 hours, respectively for preparation and review of this lesson. A grade evaluation is performed based on attendance to a lesson, and fulfillment of the directed report subject and a presentation subject(100%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

法制史特殊講義Ⅲ

高 友希子

備考(履修条件等)：隔週

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

この授業は、英法制史の基礎的な文献や判例を読解・分析する力を身につけることを目的とするコースワーク科目です。

【到達目標】

- 1 文献や判例の読解・分析を通じて、英法制史の基礎概念を理解する。
- 2 自らとは異なる属性や理念を持つ人々や、自らとは異なる慣習のもとで生きていた「他者」である過去の人々が、経験してきたことや直面したことがどのような意味を持っているのかを考えることを通じて、複雑な事象を柔軟で多様な視点から捉えることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業では、英法制史に関する基礎的な文献や判例を取り上げ、受講者とともに読み進めていきます。予め受講者に担当部分を割り当て、報告(文献の要約、論点の指摘、考察)を行ってもらった後に、レジュメを含む報告全体への講評をし、教員を交えて全員で討論するという形式で行います。討論を通じて、受講者が自らの課題に気づいて取り組んでいけるよう、適宜、助言をしながら受講者主体で進めていきます。報告担当者でない受講者についても、事前準備を必須とします。

なお、この授業はオンライン(zoom等)で行います。詳細は授業の中および学習支援システムを通じて、随時お知らせします。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の概要説明
第2回	初期ブリテンの法と慣習	共同体的権威から人格的権威へ
第3回	コモン・ローの起源	中央と地方における裁判
第4回	コモン・ロー上位裁判所	王座裁判所、民訴裁判所、財務府裁判所
第5回	コモン・ロー訴訟手続	訴訟方式と令状体系
第6回	訴答術と陪審	裁判における法律家と素人の役割
第7回	大法官府裁判所とエクイティ	良心に基づく救済
第8回	評議会系列の裁判所	星室裁判所、請願裁判所、地方評議会ほか
第9回	教会裁判所とカノン法	教会法とコモン・ロー
第10回	司法審査制度(1)	誤審令状、上訴制度
第11回	司法審査制度(2)	大権令状
第12回	法律専門職	コモン・ロー法曹とローマ法の法律家
第13回	法文献	法律文例集、判例報告集、法学論文
第14回	法創造	コモン・ロー、エクイティ、立法、法改革運動

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

報告担当者は事前の準備を行い、担当者以外についても、文献や判例を読み理解してきてください。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

授業で扱う文献や判例については、受講者の問題関心を踏まえて決定します。

【参考書】

J.H. ベイカー(深尾裕造訳)『イギリス法史入門(第4版)第I部〔総論〕(関西学院大学出版会、2014年)。

J.H. ベイカー(深尾裕造訳)『イギリス法史入門(第4版)第II部〔各論〕(関西学院大学出版会、2014年)。

小山貞夫『英米法律語辞典』(研究社)。

その他については、適宜、指示します。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%(事前準備学習、授業への積極的参加などを総合的に判断する)

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムの利用およびオンライン授業に対応するための通信機器

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

・「ユースと良心：セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70巻1号(2019年)

・「Christopher St. Germanのエクイティ論：「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108巻1号(2010年)

・「英国における独立契約者(Independent Contractor)概念形成前史：民法716条立法の起源をたどって」『法の流通』(2009年)

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察：Capell v. Scott(1493-4)を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』(2004年)

・「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割：エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的な研究」『九大法学』89号(2004年)

【Outline (in English)】

This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss legal history issues.

Students will be able to 1) critically analyze issues and express their own opinions, 2) acquire more effective both writing and presentation skills.

Students are expected to read assigned readings in advance. Your study time will be more than four hours for a class.

Students will be graded on:

Participation (100%)

LAW500A1 (法学 / law 500)

法制史特殊講義IV

高 友希子

備考（履修条件等）：隔週

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、英法制史の基礎的な文献や判例を読解する力を身につけることを目的とするコースワーク科目です。

【到達目標】

- 1 文献や判例の読解・分析を通じて、英法制史の基礎概念を理解する。
- 2 自らとは異なる属性や理念を持つ人々や、自らとは異なる慣習のもとで生きていた「他者」である過去の人々が、経験してきたことや直面したことがどのような意味を持っているのかを考えることを通じて、複雑な事象を柔軟で多様な視点から捉えることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業では、英法制史に関する基礎的な文献や判例を取り上げ、受講者とともに読み進めて行きます。予め受講者に担当部分を割り当て、報告（文献の要約、論点の指摘、考察）を行ってもらった後に、レジュメを含む報告全体への講評をし、教員を交えて全員で討論するという形式で行います。討論を通じて、受講者が自らの課題に気づいて取り組んでいけるよう、適宜、助言をしながら受講者主体で進めて行きます。報告担当者でない受講者についても、事前準備を必須とします。

なお、この授業はオンライン（zoom等）で行います。詳細は授業の中および学習支援システムを通じて、随時お知らせします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	土地法（1）	封建的土地保有とユース
第2回	土地法（2）	相続産と期間不動産権
第3回	土地法（3）	家族継承財産設定、その他の不動産権
第4回	契約法（1）	捺印契約訴訟、金銭債務訴訟
第5回	契約法（2）	引受訴訟
第6回	契約法（3）	侵害訴訟、特殊主張訴訟
第7回	動産所有権	動産所有権の移転、動産私財への権益、動産返還訴訟
第8回	注意義務違反	侵害行為と注意義務違反、注意義務違反に対する特殊主張訴訟
第9回	不法妨害	不法妨害に対する救済手段、不法公共妨害
第10回	名誉毀損	言葉に対する特殊主張訴訟、名誉毀損の範囲、文書誹毀
第11回	経済的不法行為	独占、不公正な競争、威嚇と共謀
第12回	人の法（1）	身分と自由、植民地奴隷制とイギリスの裁判所
第13回	人の法（2）	婚姻とその諸帰結
第14回	国王の訴訟	刑事訴訟手続、刑事実体法

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者は事前の準備を行い、担当者以外の受講者は文献や判例を読み理解してきてください。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業で扱う文献や判例については、受講者の問題関心を踏まえて決定します。

【参考書】

J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第I部〔総論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第II部〔各論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社）。

その他については、適宜、指示します。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%（事前準備学習、授業への積極的参加などを総合的に判断する）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムの利用およびオンライン授業に対応するための通信機器

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

・「ユースと良心：セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士論の論争を中心として」『法と政治』70巻1号（2019年）

・「Christopher St. Germanのエクイティ論：「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108巻1号（2010年）

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史：民法716条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009年）

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察：Capell v. Scott (1493-4)を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004年）

・「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割：エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的な研究」『九大法学』89号（2004年）

【Outline (in English)】

This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss legal history issues.

Students will be able to 1) critically analyze issues and express their own opinions, 2) acquire more effective both writing and presentation skills.

Students are expected to read assigned readings in advance. Your study time will be more than four hours for a class.

Students will be graded on:

Participation (100%)

LAW500A1 (法学 / law 500)

憲法特殊講義 I

國分 典子

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本科目は、日本の憲法上のトピックをとり上げ、歴史的観点も踏まえた上で、現代日本の立憲主義状況を理解することを目的とするセミナーである。

【到達目標】

日本国憲法上の論点を見直し、多角的な観点から理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

2016年の『論究ジュリスト』で採り上げられた憲法についての論点を各回で検討する。人数によるが、レポーターにテーマについての報告をしてもらい、その後、参加者全員で議論して論点を分析する。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	明治憲法における君主制原理の生成と展開	明治憲法制定の意味を考える
第2回	天皇機関説事件	天皇機関説事件が憲法史上持った意味を考える
第3回	ポツダム宣言の受諾	憲法の断絶の問題について考える
第4回	砂川事件最高裁判決	法と政治の問題を考える
第5回	苫米地事件	衆議院の解散について考える
第6回	日産自動車男女別定年制事件最高裁判決	平等について考える
第7回	薬事法距離制限違憲判決	違憲判決基準について考える
第8回	衆議院定数不均衡訴訟違憲判決	選挙と訴訟の問題を考える
第9回	愛媛玉串料訴訟判決	政教分離について考える
第10回	小選挙区比例代表並立制の導入	選挙制度について考える
第11回	裁判員制度	裁判員制度のもつ意味について考える
第12回	在外邦人選挙権訴訟最高裁判決	在外邦人選挙権訴訟がもった意味を考える
第13回	婚外子相続分規定違憲判決	個人、家族、国家の問題を考える
第14回	日本の立憲主義の課題	これまでの論点を振り返り、日本の憲法論の現状と課題をまとめる

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

課題となる資料をあらかじめ読み、何が論点になるのかを考え、議論に積極的に参加できるようにしておく。

本授業の準備・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

『特集 憲法のあの瞬間』論究ジュリスト17号 (2016年)

【参考書】

『憲法判例百選 I・II』第6版 (有斐閣、2013年) 等の判例資料

【成績評価の方法と基準】

レポーターとしての報告を50%、討論への参加度を50%として評価する。

【学生の意見等からの気づき】

今年度はじめての授業なので、特にありません。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。報告者はレジュメを用意すること。

【その他の重要事項】

参加者の希望によってはオンライン授業を取り入れることがある。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、韓国法

<研究テーマ>

日韓の比較憲法思想史的研究、韓国の違憲審査制度についての研究

<主要研究業績>

『近代東アジア世界と憲法思想』(慶應義塾大学出版会、2012年)

『韓国における『広義』の憲法改正と憲法裁判所の機能』駒村圭吾・待鳥聡史

編『憲法改正の比較政治学』(弘文堂、2016年) 375 - 404頁

編著『コリアの法と社会』(日本評論社、2020年)

【Outline (in English)】

(Course Outline)

This seminar will focus on some important aspects of Japanese Constitutional Law.

(Learning Objectives)

Students are expected to review the issues under the Constitution of Japan and to understand them from multiple perspectives.

(Learning activities outside of classroom)

Before and after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

(Grading Criteria)

Final grade will be calculated according to the following process: presentation(50%), in class contribution(50%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

憲法特殊講義 II

國分 典子

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本科目は、統治機構の論点について、比較憲法的視点も含めて検討し、日本の統治機構の特徴と問題点を理解することを目的とするセミナーである。

【到達目標】

諸外国の統治機構のあり方について一定の知識を持った上で日本の統治機構を比較法的に位置づけることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

レポーターがテーマについてレジュメを準備し、報告をしたのち、参加者全員で論点を検討する。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンスと序論	授業の進め方と本授業の意味について理解する
第2回	主権	主権論について考える
第3回	代表の概念	国民代表の史的理解について考える
第4回	政党の位置づけ	政党について憲法の観点から考える
第5回	議院内閣制	国会と内閣の関係について考える
第6回	法律事項	法律事項の範囲について考える
第7回	行政権の概念	「行政権」についての学説の展開を考える
第8回	司法権の概念	司法とは何かを考える
第9回	違憲審査制	日本の違憲審査制の問題点を考える
第10回	憲法裁判所制度	諸外国の憲法裁判所制度を考える
第11回	立法行為の違憲審査	立法の不作为の違憲審査について考える
第12回	地方自治の本旨	地方自治の憲法上の論点を考える
第13回	憲法とは何か	立憲主義と民主主義の観点から憲法とは何かを考える
第14回	全体のまとめ	全体を振り返り、統治機構の論点および日本の統治機構の比較法的特点を考える

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

各回テーマについて事前に文献を読み、論点を把握し、積極的に議論に参加できる準備をしておく。

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト(教科書)】

特になし。

【参考書】

小山剛・駒村圭吾編『論点探究 憲法』第2版(弘文堂、2013年)

宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開』第2版(日本評論社、2014年)

【成績評価の方法と基準】

レポーターとしての報告50%、議論への積極的参加度50%で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

今年度が初めてなので、特にありません。

【学生が準備すべき機器他】

レポーターはレジュメを準備すること。

【その他の重要事項】

参加者の希望によっては、オンライン授業を取り入れることがある。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、韓国法

<研究テーマ>

日韓比較憲法史、韓国の違憲審査制度

<主要研究業績>

『近代東アジア世界と憲法思想』(慶應義塾大学出版会、2012年)

『韓国の『広義』の憲法改正と憲法裁判所』駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』(弘文堂、2016年)

編著『コリアの法と社会』(日本評論社、2020年)

【Outline (in English)】**(Course Outline)**

This seminar will focus on the issues of government institutions in terms of comparative perspectives.

(Learning Objectives)

Students are expected to acquire a certain level of knowledge about the Japanese governance systems in comparative perspective of other countries.

(Learning activities outside of classroom)

Before and after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

(Grading Criteria)

Final grade will be calculated according to the following process: presentation(50%), in class contribution(50%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

憲法特殊講義Ⅲ

金子 匡良

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本講義では、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

【到達目標】

①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。
②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回1名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。授業は原則として対面形式で行う。取り上げるテーマは下記の授業計画に掲げたとおりであるが、受講者の専攻分野や興味関心に沿って適宜修正する。報告に対するコメントや質問への回答等のフィードバックは適宜授業内で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第2回	外国人の権利主体性について①-判例	外国人の権利主体性に関する判例を読む。
第3回	外国人の権利主体性について②-学説	外国人の権利主体性に関する学説を読む。
第4回	人権の私人間効力について①-判例	人権の私人間効力に関する判例を読む。
第5回	人権の私人間効力について②-学説	人権の私人間効力に関する学説を読む。
第6回	プライバシー権について①-判例	プライバシー権に関する判例を読む。
第7回	プライバシー権について②-学説	プライバシー権に関する学説を読む。
第8回	法の下での平等について①-判例	法の下での平等に関する判例を読む。
第9回	法の下での平等について②-学説	法の下での平等に関する学説を読む。
第10回	思想・良心の自由について①-判例	思想・良心の自由に関する判例を読む。
第11回	思想・良心の自由について②-学説	思想・良心の自由に関する学説を読む。
第12回	表現の自由について①-判例	表現の自由に関する判例を読む。
第13回	表現の自由について②-学説	表現の自由に関する学説を読む。
第14回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は報告の準備を行うとともに、授業時に出された質問に回答できなかった場合には、次回までに回答を考えておく。報告者以外の受講者は、報告に関する内容について自分なりに文献・判例等を読んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

テーマや進捗状況に応じて適宜指示する。

【参考書】

宍戸常寿ほか『憲法学読本〔第3版〕』（有斐閣、2018年）
長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿(編)『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣、2019年）
山本龍彦・横大道聡(編)『憲法学の現在地-判例・学説から探究する現代的論点』（日本評論社、2020年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点100%）。

【学生の意見等からの気づき】

受講者の興味・関心に合わせたテーマを取りあげるようにしていきたい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、人権法、人権政策

<研究テーマ>

人権救済制度、国内人権機関

<主要研究業績>

「憲法における人権救済の法理と政策」金子匡良ほか編『人権の法構造と救済システム』（法政大学出版局、2023年）

「優生思想と憲法」障害法4号（2020年）

「『救済』の概念」浜川清ほか編『行政の構造変容と権利保護システム』（日本評論社、2019年）

「カナダ人権法の改革」神奈川法学51巻3号（2019年）

【Outline (in English)】

This lecture aims to deepen knowledge and understanding about the Japanese Constitution by setting some representative themes on the Constitution and carefully reading the theories and cases concerning that subject. The goal of this lecture is to develop the ability to analyze constitutional precedents.

Before/after each seminar, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Grading will be decided based on quality of the students' reporting (100%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

憲法特殊講義Ⅳ

金子 匡良

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本講義では、春学期の「憲法特殊講義Ⅲ」に引き続いて、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

【到達目標】

- ①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。
- ②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回1名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。授業は原則として対面形式で行う。取り上げるテーマは下記の授業計画に掲げたとおりであるが、受講者の専攻分野や興味関心に沿って適宜修正する。報告者に対するコメントや質問への回答等のフィードバックは適宜授業内に行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第2回	信教の自由について ①-判例	信教の自由に関する判例を読む。
第3回	信教の自由について ②-学説	信教の自由に関する学説を読む。
第4回	政教分離について①-判例	政教分離に関する判例を読む。
第5回	政教分離について②-学説	政教分離に関する学説を読む。
第6回	生存権について①-判例	生存権に関する判例を読む。
第7回	生存権について②-学説	生存権に関する学説を読む。
第8回	財産権について①-判例	財産権に関する判例を読む。
第9回	財産権について②-学説	財産権に関する学説を読む。
第10回	裁判を受ける権利について①-判例	裁判を受ける権利に関する判例を読む。
第11回	裁判を受ける権利について②-学説	裁判を受ける権利に関する学説を読む。
第12回	法の適正手続の保障について①-判例	法の適正手続の保障に関する判例を読む。
第13回	法の適正手続の保障について②-学説	法の適正手続の保障に関する学説を読む。
第14回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は報告の準備を行うとともに、授業時に出された質問に回答できなかった場合には、次回までに回答を考えておく。報告者以外の受講者は、報告に関する内容について自分なりに文献・判例等を読んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

テーマや進捗状況に応じて適宜指示する。

【参考書】

穴戸常寿ほか『憲法学読本〔第3版〕』（有斐閣、2018年）
長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿（編）『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣、2019年）
山本龍彦・横大道聡（編）『憲法学の現在地-判例・学説から探究する現代的論点』（日本評論社、2020年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点100%）。

【学生の意見等からの気づき】

受講者の興味・関心に合わせたテーマを取り上げたい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、人権法、人権政策

<研究テーマ>

人権救済制度、国内人権機関

<主要研究業績>

「憲法における人権救済の法理と政策」金子匡良ほか編『人権の法構造と救済システム』（法政大学出版局、2023年）

「優生思想と憲法」障害法4号（2020年）

「『救済』の概念」浜川清ほか編『行政の構造変容と権利保護システム』（日本評論社、2019年）

「カナダ人権法の改革」神奈川法学51巻3号（2019年）

【Outline (in English)】

Following the spring semester, this lecture is to establish some representative themes related to the Japanese Constitution and deepen knowledge and understanding about it by carefully reading the theories and cases concerning those subjects. The goal of this lecture is to develop the ability to analyze constitutional precedents.

Before/after each seminar, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Grading will be decided based on quality of the students' reporting (100%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

行政法特殊講義 I

西田 幸介

備考 (履修条件等)：博士後期「公法特殊研究 I」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

この授業では、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法についての体系的な理解を深め、かつ、学説を批判する能力を養うため、行政法の教科書 (または体系書。一人の著者によって書かれたものに限る) を検討する。素材となる教科書は、下の【テキスト】に示す。具体的なテーマとしては、行政法の基本原理、行政裁量、行政処分、行政指導、取消訴訟、国家賠償、損失補償、客観訴訟を取り上げる。

この授業の受講者は、行政法学説を正確に把握し、批判的な視点から、その問題点を明らかにする力を身につけることが期待される。

【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論をより深く理解する。
- ②行政法に関する文献 (教科書) を読み込む力を身につける。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を把握する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式による。受講者は、毎回、テキストの指定部分についてまとめて報告し、それを基に議論する。単に指定部分を解説するだけでなく、疑問点や問題点を指摘すること。

少人数の演習形式で授業を実施するため、フィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	行政法とは何か 行政の概念
第2回	行政法の基本原理	作用法の基礎概念 法律の留保
第3回	行政裁量	行政処分における裁量 純粋法学の視点
第4回	適正手続	判断過程の統制 行政処分の事前手続
第5回	行政処分	参加と協働 概念・種別
第6回	行政指導	公定力・無効 概念・種別
第7回	行政救済総論	理念と現実 行政訴訟の種類
第8回	取消訴訟 (1)	取消訴訟の基本構造 処分性の定式・概念要素
第9回	取消訴訟 (2)	処分性拡大論 原告適格
第10回	国家賠償 (1)	訴えの利益 国家賠償法1条の基本構造
第11回	国家賠償 (2)	職務義務違反説 營造物責任
第12回	国家賠償 (3)	被用者負担 民法との関係
第13回	客観訴訟 (1)	損失補償 結果責任
第14回	客観訴訟 (2)	権利保護と行政統制 機関訴訟 住民訴訟

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、【テキスト】に掲げられた教科書のうち、各回の授業で取り上げる箇所を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な文献 (主として【参考書】に掲げられているもの) を精読してくる。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

岡田正則『行政法 I』(2022年、日本評論社)

【参考書】

宇賀克也『行政法概説』(I～III) (有斐閣)
塩野宏『行政法』(I～III) (有斐閣)
芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法』(有斐閣)
原田尚彦『行政法要論』(学陽書房)

藤田宙靖『行政法総論』(上・下) (青林書院)

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 (100%) による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

- ①『行政法理論の基層と先端』(共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念)、2022年、信山社
- ②『行政の構造変容と権利保護システム』(共編著)、2019年、日本評論社
- ③『行政課題の変容と権利救済』(編著)、2019年、法政大学出版局

【Outline (in English)】

In this course, a textbook that a researcher wrote only by oneself will be reviewed. The purpose to do so is students learn to criticize legal theory, not to know Administrative Law. A book taken up in this course is "ADMINISTRATIVE LAW 3" written by Hiroshi SHIONO.

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW500A1 (法学 / law 500)

行政法特殊講義 II

高橋 滋

備考(履修条件等)：博士後期「公法特殊研究 II」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること(判例研究)と、②行政法学の基本的な文献を分析・読解する手法を身に付ける(文献読解)を課題とするコースワーク科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。

なお、本科目は、公法特殊研究 II との合併科目である。受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】

①行政法の基本的な法理論を学部レベルより深く理解し、修士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
②行政判例や行政法に関する文献を読み、問題点などを分析し、修士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。
フィードバックは、報告・討論を通じて、常に行われる。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究(最新最高裁判例研究)①	判例収集・判例選定
第3回	判例研究(最新最高裁判例研究)②	判例文・評釈の読解・論点抽出
第4回	判例研究(最新最高裁判例研究)③	代表的な評釈の精読
第5回	判例研究(最新最高裁判例研究)④	代表的な評釈の追加的読解
第6回	判例研究(最新最高裁判例研究)⑤	判例の精査
第7回	判例研究(最新最高裁判例研究)⑥	判例の追加的な精査
第8回	文献読解(最新行政法文献読解)①	文献収集
第9回	文献読解(最新行政法文献読解)②	文献の第一次選定
第10回	文献読解(最新行政法文献読解)③	文献の第二次選定
第11回	文献読解(最新行政法文献読解)④	文献精読(その1)・論文の構造・展開の把握
第12回	文献読解(最新行政法文献読解)⑤	文献精読(その2)・論文の細部の精査(前半)
第13回	文献読解(最新行政法文献読解)⑥	文献精読(その3)・論文の細部の精査(後半)
第14回	文献読解(最新行政法文献読解)⑦	文献比較精読

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を事前に精読する。
受講者は、予習・復習を含め、一回当たり4時間の学習を行うものとする。

【テキスト(教科書)】

高橋滋『行政法〔第3版〕』(弘文堂、2023年)

【参考書】

宇賀克也『行政法概説』(I～III)(有斐閣)
塩野宏『行政法』(I～III)(有斐閣)
芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法』(有斐閣)
原田尚彦『行政法要論』(学陽書房)
藤田宙靖『行政法総論』(青林書院)

【成績評価の方法と基準】

レポートの完成度と討議への貢献度を基準として評価する(100%)。

【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法
<主要研究業績>
(単著)

- 『現代型訴訟と行政裁量』(弘文堂、1990年)
 - 『行政手続法』(ぎょうせい、1996年)
 - 『先端技術の行政法理』(岩波書店、1998年)
 - 『行政法』(弘文堂、2016年)
 - 『法曹実務のための行政法入門』(判例時報社、2012年)
 - 『科学技術と行政法学』(有斐閣、2021年)
 - 『環境政策と行政法学』(日本評論社、2022年)
- その他、『条解行政訴訟法(第4版)』(弘文堂)、『条解行政情報関連三法』(弘文堂)、『条解行政不服審査法』(弘文堂)、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』(商事法務)等、共著・編著書、29点(改訂版を含む)。

【Outline (in English)】

【Course outline】 This seminar is for students at all grades of master course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

【Learning Objectives】 Participants are expected to improve their research ability of administrative law through this seminar.

【Learning activities outside of classroom】

Students are expected to write reports on assigned assignments and prepare to participate in discussions.

【Grading Criteria /Policy】

Students' grades are evaluated by the degree of completion of the report and the degree of contribution to the discussion.

LAW500A1 (法学 / law 500)

行政法特殊講義Ⅲ

交 告 尚 史

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

ドイツ公法における比例原則の意義と機能を学ぶ。

【到達目標】

- ドイツ警察法において比例原則が発達した歴史的背景を説明できる。
- 行政法だけでなく憲法にも目を向けて総合的に考えることができる。
- ドイツ語の法律文献・判例を読みこなすことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- 以下の著作を適宜分担して読み進め、最後にまとめの報告をしてもらう。下の「授業計画」において、文献①というように引用する。なお、課題等のフィードバックは、オフィスアワーの時間に行なうほか、電子メールも活用したい。もちろん、講義の中にも、本来のテーマの議論を阻害しない程度で反映させる。
- ①須藤陽子『比例原則の現代的意義と機能』（法律文化社、2010年）
 - ②須藤陽子「日本法における『比例原則』」公法研究81号（2019年）83頁以下
 - ③柴田憲司「憲法上の比例原則について（1）（2・完）」法学新報116巻9・10号（2010年）183頁以下、同11・12号（2010年）185頁以下
 - ④松本和彦「比例原則の意義と問題点」石川健治・山本龍彦・泉徳治編『憲法訴訟の十字路口』（弘文堂、2019年）
 - ⑤Nicholas Emiliou, *The Principle of Proportionality in European Law — A Comparative Study*, Kluwer 1996.
 - ⑥ Benedikt Pirker, *Proportionality Analysis and Models of Judicial Review*, Europa Law Publishing 2013.
 - ⑦ Edited by Sofia Ranchordás and Boudewijn de Waard, *The Judge and the Proportionate Use of Discretion — A comparative study*, Routledge 2016.

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	比例原則の意義1	文献⑤の第2章(<i>The Principle of Proportionality in German Public Law</i>)を2回に分けて読み、ドイツ公法における比例原則概念の発展史を学ぶ。
第2回	比例原則の意義2	第1回と同じ素材の残り半分を読む。これにより、ドイツ公法における比例原則の発展史をひととおり語れるようにする。
第3回	比例原則の意義3	文献①の第1章と第2章を読み、行政法学者である須藤が比例原則の意義をどのように理解したかを探究する。
第4回	比例原則と裁判所の審査1	文献⑦の第2章(<i>The principle of proportionality in German administrative law</i>)を2回に分けて読み、ドイツにおける裁判所の審査において比例原則が果たしている意義を考察する。
第5回	比例原則と裁判所の審査2	第4回と同じ素材の残り半分を読み、ドイツにおける裁判所の審査において比例原則が果たしている意義をひととおり説明できるようにする。
第6回	比例原則と裁判所の審査3	文献①の第3章と第8章から第10章までを読み、須藤がドイツ法研究の成果を日本法の基礎としてどのように取り入れようとしたかを探る。
第7回	ドイツ憲法と比例原則1	文献⑥の第3章(<i>German Constitutional Law</i>)を2回に分けて読み、ドイツ憲法と比例原則について語る基礎的な知識を身に付ける。
第8回	ドイツ憲法と比例原則1	第7回の素材の残り半分を読み、ドイツ憲法と比例原則についてひととりのことが語れるようにする。
第9回	柴田憲司の研究1	文献③の(1)を読み、憲法学者である柴田が2010年の段階で何を明らかにしようとしたかを探る。

第10回	柴田憲司の研究2	文献③の(2・完)を読み、第7回と第8回に身に付けたドイツ憲法学における比例原則論と柴田の研究を擦り合わせる。
第11回	松本和彦の研究	文献④を読み、やはり憲法学者である松本の視点が柴田のそれとどのように異なるかを考える。
第12回	アレクシー学派の比例原則論	柴田の論文にも松本の論文にも取り上げられているアレクシー学派の比例原則論がどのようなものであるかを省察する。
第13回	憲法学と行政法学とドイツ法	文献②を読み、日本の憲法学と行政法学とドイツ法とが全体としてどのように結び付いているかを明らかにする。
第14回	まとめ	前回までの学習の内容をまとめて報告してもらう。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。各回のテーマが関連しているため、それまでの回に学んだ事柄をよく復習し、その知識を当該回の授業に活かせるようにしておくことが求められる。

【テキスト（教科書）】

授業の進め方と方法のところに列記した文献

【参考書】

授業の進め方と方法のところに列記した文献の註に引用されている主要文献。授業中に適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%

【学生の意見等からの気づき】

比較法研究の面白さを伝えたい。

【その他の重要事項】

ドイツ語を読めるようにしておくこと。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法

<研究テーマ>行政裁量論、北欧行政法の研究

<主要研究業績>交告尚史『処分理由と取消訴訟』（勁草書房、2000年）。交告尚史『スウェーデン行政法の研究』（有斐閣、2020年）。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course aims to understand the meaning and function of the proportionality principle in German public law.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have a deeper understanding of the theme mentioned above.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.

【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the level of understanding in the classroom.

LAW500A1 (法学 / law 500)

行政法特殊講義Ⅳ

交告 尚史

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

比例原則の起源を学ぶ。

【到達目標】

- 比例原則の起源を説明することができる。
- ドイツ法、オーストリア法およびEU法等を取り上げて、比例原則の考え方の異同を説明できる。
- ドイツ語の著作を読みこなすことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

基本的には、教科書の全体を期間内に概観できるように、適宜選択しながら読み進める。時折参考文献および判例の調査を求める。課題等のフィードバックは、オフィスアワーの時間に行なうほか、電子メールも活用したい。また、講義の内容にも、当該回のテーマの進行を阻害しない程度で、課題に関する説明を織り込んでいく。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	比例原則と哲学	II C アリストテレスの倫理学等に顕れた比例原則的な考え方を学ぶ。
第2回	他の法分野の比例原則	II D 刑法の比例原則とその背景にある時代思潮等を学ぶ。
第3回	比較法 1	II E 1、2 ドイツ法およびオーストリア法における比例原則の考え方を学ぶ。
第4回	比較法 2	II E 3、4 フランス法およびイギリス法における比例原則の考え方を学ぶ。
第5回	比例原則の根拠	II F 比例原則に関する様々な根拠付けについて学ぶ。
第6回	EU法における比例原則の根拠	II G EU法において比例原則がどのように根拠付けられるのかを学ぶ。
第7回	憲法裁判と比例原則	III A、B ドイツおよびオーストリアの憲法裁判において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。
第8回	EU裁判所における比例性の審査 1	IV A、B 1、B2、B3 EU裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。この回は序論。
第9回	EU裁判所における比例性の審査 2	IV B4 EU裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。今回は比例性審査の構造論。
第10回	EU裁判所における比例性の審査 3	IV B5、B6 EU裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。今回は比例性審査の本質論。
第11回	比例原則の構成要素	IV D 比例原則の3要素（適性、必要性、狭義の比例性）について学ぶ。
第12回	裁判所による統制 1	V A、B 裁判所による比例性審査の難しさについて学ぶ。
第13回	裁判所による統制 2	V D EU裁判所における比例性審査の密度について学ぶ。
第14回	裁判所による統制 3	V E 前回に引き続いてEU裁判所による比例性の審査に目を向け、審査密度の決め手となる要素について学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。各回の内容が全体として連関しているため、前回の授業内容を十分に咀嚼し、当該回の授業に活用できるようにしておくことが求められる。

【テキスト（教科書）】

Bernhard Oreschnik, *Verhältnismässigkeit und Kontrollrichte*, Springer 2019.

【参考書】

大江裕幸「権利救済手続きの裁判化と一元化の動向—オーストリア行政裁判制度の改革を素材として」行政法研究27号（2018年10月）101頁以下。
そのほか、教科書の脚註に挙がっている著書、論文を中心に、重要な文献について調査研究を求める。適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%

【学生の意見等からの気づき】

比較法研究の面白さを伝えたい。

【その他の重要事項】

ドイツ語の読解力を高めておくこと。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法

<研究テーマ>行政裁量論、北欧行政法の研究

<主要研究業績>交告尚史『処分理由と取消訴訟』（勁草書房、2000年）。交告尚史『スウェーデン行政法の研究』（有斐閣、2020年）。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course aims to search for the root of the proportionality principle.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have a deeper understanding of the theme mentioned above.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.

【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the level of understanding in the classroom.

LAW500A1 (法学 / law 500)

民法特殊講義 I

大澤 彩

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

民法の最高裁判例を素材に判例評釈の方法を習得するコースワーク科目である。具体的には、実際にある最高裁判例をとりあげ、事案・先行裁判例分析および当該判決の評釈を行う。

【到達目標】

民法の研究を行う上で、最高裁判例の判旨を先行裁判例や学説との関係で客観的にとらえ、その意義・射程を分析した判例評釈を適切に行う能力を身につけるのは必須である。そこで、本講義では、各自が民法の最高裁判例を1つ選び、当該判例の事案の紹介、本判決の意義の抽出、先行裁判例の分析、判旨の検討、本判決の射程を4回に分けて分析し、最終的に評釈を書き上げる。これによって、最高裁判例の分析の仕方を学び、また、評釈作成の訓練を行うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

まず、各自が興味のある最高裁判例を1つ選び、担当1週目に当該判例の事案の紹介・分析を行って当該判例の意義や問題点を抽出する。担当2週目には当該判例の先行裁判例を網羅的に収集して分析する。担当3週目には判旨の分析を行う。担当4週目には本判決の射程および残された課題を抽出する。担当者以外の参加者も当該判決を読み、授業で担当者の報告に対して質問し、議論することが求められる。最終的には当該判決の評釈を作成し、授業担当者に提出する。学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス・打ち合わせ	担当者分担など
第2回	判例評釈とは何か	講義・質疑応答
第3回	契約に関する最高裁判例①の分析：事案の分析・問題点の列挙	報告・議論
第4回	契約に関する最高裁判例①の分析：先行裁判例の分析	報告・議論
第5回	契約に関する最高裁判例①の分析：判旨の検討	報告・議論
第6回	契約に関する最高裁判例①の分析：本判決の射程および総括	報告・議論
第7回	契約に関する最高裁判例②の分析：事案の分析・問題点の列挙	報告・議論
第8回	契約に関する最高裁判例②の分析：先行裁判例の分析	報告・議論
第9回	契約に関する最高裁判例②の分析：判旨の検討	報告・議論
第10回	契約に関する最高裁判例②の分析：本判決の射程および総括	報告・議論
第11回	不法行為に関する最高裁判例の分析：事案の分析・問題点の列挙	報告・議論
第12回	不法行為に関する最高裁判例の分析：先行裁判例の分析	報告・議論
第13回	不法行為に関する最高裁判例の分析：判旨の検討	報告・議論
第14回	不法行為に関する最高裁判例の分析：本判決の射程および総括	報告・議論

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

判例評釈の方法については、後述する参考書を読んでおくこと。また、『法学協会雑誌』に毎回掲載される東京大学民事判例研究会の判例評釈を複数読み、評釈とはどのようなものかについて把握すること。担当者は当該最高裁判例の事案分析から先行裁判例、判旨分析など綿密な作業が要求される。担当者以外も当該最高裁判例を入念に検討しておくこと。

本授業の準備学習・復習時間は各120時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

初回に指示する。

【参考書】

大村敦志ほか著『民法研究ハンドブック』(有斐閣、2000年)(図書館で入手可能)

【成績評価の方法と基準】

平常点(出席、報告、議論への参加)100%

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の2割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。

担当回における報告の内容を考慮に入れる。

担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

学期末に担当した最高裁判例の評釈を提出すること。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』(有斐閣、2010年)

拙著『消費者法』(商事法務、2023年)

【Outline (in English)】

The purpose of this lecture is to analyze and discuss a case by the Supreme Court, and we learn the method to analyze a case.

At the end of the course, students will be able to critically analyze issues. Before each class meeting, students will be expected to have read the text and the document that each reporter prepare(which needs 120 hours).

Final grade will be decided based on the quality of the students' experimental performance in the meeting(100%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

民法特殊講義 II

大澤 彩

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本科目はコースワーク科目である。

- ①民法の各テーマに関する日本語文献を講読・整理し、テーマ及び問題点を抽出すること。
②比較法研究の方法を身につけること。

【到達目標】

各人の興味関心にそってテーマを設定し、そのテーマをめぐる日本法の状況を整理した後、フランス法、英米法、中国法などの外国法においてそのテーマをめぐるどのような議論が行われているか、外国法の概説書や論文等をもとに検討する。最終的に日本法と外国法を比較し、各自が設定したテーマについての一定の示唆を得る。

これによって、外国語・外国法の基本能力を身につけるとともに、日本法との比較分析を行う能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

現代における民法をめぐる問題の中から関心のあるテーマを各自が設定し、そのテーマをめぐる日本語文献・裁判例を網羅的に収集・整理し、外国法の状況と比較した上で報告・議論を行う。報告者以外の者も、あらかじめ報告者が指定した参考文献を読んだ上で、積極的に議論に参加することが求められる。詳しくは初回に参加者と相談した上で決める。

学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス・打ち合わせ	ゼミの進行についての打ち合わせ
第2回	テーマの決定(参考として、日本およびフランスにおける民法改正の動向についてレクチャーを行う)	講義・質疑
第3回	テーマ①に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第4回	テーマ①に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第5回	テーマ①に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第6回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析(その1)	報告・議論
第7回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析(その2)	報告・議論
第8回	総括(比較法研究から得られる示唆)	報告・議論
第9回	テーマ②に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第10回	テーマ②に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第11回	テーマ②に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第12回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析(その1)	報告・議論
第13回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析(その2)	報告・議論
第14回	総括(比較法研究から得られる示唆)	報告・議論

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各120時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

初回に指示する。

【参考書】

最近の民法の優れた概説書では、これまでの民法の議論状況のみならず、現代的な問題関心も踏まえた記述が多数見られるので参考にしてほしい。例えば、中田裕康『契約法(新版)』(有斐閣、2021年)
外国法のリサーチ方法について、例えば、北村一郎編『アクセスガイド外国法』(東京大学出版会、2004年)がある。ただし、絶版であるため、図書館で読むこと。
その他の参考文献も初回に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点(出席、報告、議論への参加) 100%

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の2割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。

担当回における報告の内容、レジュメのメ切を厳守した否かを考慮に入れる。担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

【学生が準備すべき機器他】

受講生と相談の上、対面授業とオンライン授業を併用する可能性がある。オンライン授業でZOOMが利用できるパソコンを準備すること。

【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』(有斐閣、2010年)

拙著『消費者法』(商事法務、2023年)

Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline (in English)】

The purpose of this lecture is to choose a subject and analyze the theory and the case of Japanese law. Besides, we examine the foreign law for the comparison with Japanese law.

At the end of the course, students will be able to critically analyze issues. Before each class meeting, students will be expected to have read the text and the document that each reporter prepare(which needs 120 hours).

Final grade will be decided based on the quality of the students' experimental performance in the meeting(100%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

民法特殊講義Ⅲ

新堂 明子

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅰ」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点100%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

民法

【Outline (in English)】

【Course outline】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

【Learning Objectives】

understanding texts about the Japanese civil law

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policy】

reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1 (法学 / law 500)

民法特殊講義Ⅳ

新堂 明子

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点100%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

民法

【Outline (in English)】**【Course outline】**

reading texts about the Japanese civil law, seminar

【Learning Objectives】

understanding texts about the Japanese civil law

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policy】

reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1 (法学 / law 500)

民法特殊講義 V

川村 洋子

備考(履修条件等)：博士後期「民事法特殊研究 I」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするコースワーク科目である。

2024年度は、債権法(債権法改正の基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め)を検討対象としてとり上げることを予定しているが、具体的には受講生と相談して決定する。

※参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究—主に英米法と日本法を素材に一—」。

【到達目標】

- ①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。
- ②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることにより、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。
- ③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。
- ④欧米文献を原語(当面は英語)で読解することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、文献の講読、受講生による報告、全員での討論によって行う。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

リアルタイムオンライン方式(ZOOM)を予定しているが、受講生と相談のうえ各回の授業形態を決定する。

※参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2024年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる予定である。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明 授業に必要な資料・スキルの解説
第2回	Part. I アメリカの医療過誤法の基礎的学習：専門医の医療水準の立証①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, Iの講読と議論
第3回	専門医の医療水準の立証②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, IIの講読と議論
第4回	専門医の医療水準の立証③	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, IIIの講読と議論
第5回	専門医の医療水準の立証④	日本法との比較——過失の基礎理論
第6回	専門医の医療水準の立証⑤	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, Iの講読と議論
第7回	専門医の医療水準の立証⑥	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, Aの講読と議論
第8回	専門医の医療水準の立証⑦	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, Bの講読と議論
第9回	専門医の医療水準の立証⑧	日本法との比較①——判例
第10回	専門医の医療水準の立証⑨	日本法との比較②——学説
第11回	故意不法行為を構成する医療過誤①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, Iの講読と議論
第12回	故意不法行為を構成する医療過誤②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, IIの講読と議論
第13回	故意不法行為を構成する医療過誤③	日本法との比較——判例・学説
第14回	故意不法行為を構成する医療過誤④	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, IIIの講読と議論

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

指定された文献を事前に読み、必要に応じて関連文献を参照する。

授業内で指示された課題に取り組む。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間以上を標準とする。

【テキスト(教科書)】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

【参考書】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。

報告に必要な文献・資料は、初回のガイダンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

【成績評価の方法と基準】

平常点による。

内訳：報告(80%)並びに討論への参加(20%)

【学生の意見等からの気づき】

海外文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

【その他の重要事項】

民法特殊講義VIと内容が連携するので、V・VI共に履修することが望ましい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ①共編著『一般社団(財団)法人法逐条解説(上)』(2020年)
- ②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報122巻1・2号(2015年)
- ③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く(1)」法学志林111巻1号(2013年)
- ④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度(13)」法学志林107巻3号(2010年)
- ⑤「[損害賠償法の理論]と私」『平井直雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』(2007年)所収

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.

We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.

This course belongs in the Course Work Category.

The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.

【Learning Objectives】

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

【Learning activities outside of classroom】

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Class participation (40%), presentation and/or response papers to the assigned reading (60%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

民法特殊講義Ⅵ

川村 洋子

備考(履修条件等)：博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするリサーチワーク科目である。

2024年度は、契約責任に関する債権法(基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め)を検討対象としてとり上げる予定。

*参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究—主に英米法と日本法を素材に—」。

【到達目標】

①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。

②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることにより、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。

③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。

④欧米文献を原語(当人は英語)で読解することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、文献の講読、受講者による報告、全員での討論によって行う。

詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

リアルタイムオンライン方式(Zoom)を予定しているが、受講生と相談のうえ各回の授業形態を決定する。

*参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2024年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる予定である。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明 授業に必要な資料・スキルの解説
第2回	必要情報を踏まえての自己決定——インフォームド・コンセント①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, Iの講読と議論
第3回	インフォームド・コンセント②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, IIの講読と議論
第4回	インフォームド・コンセント③	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, IIIの講読と議論
第5回	インフォームド・コンセント④	日本法との比較——わが国におけるインフォームド・コンセント法理の展開
第6回	インフォームド・コンセント⑤	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, IVの講読と議論
第7回	インフォームド・コンセント⑥	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, Vの講読と議論
第8回	インフォームド・コンセント⑦	日本法との比較——説明義務に関する判例
第9回	医療過誤の日米比較に関する報告①	学生による発表と議論①
第10回	因果関係と損害発生	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, Iの講読と議論
第11回	賠償されるべき損害の範囲	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, IIの講読と議論
第12回	金銭評価	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, IIIの講読と議論
第13回	因果関係と損害発生、賠償されるべき損害の範囲、金銭評価	日本法との比較——判例と学説
第14回	医療過誤の日米比較に関する報告②	学生による発表と議論②

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

指示された文献を購読し、必要に応じて関連文献を参照する。

授業で指示された課題に取り組む。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間以上を標準とする。

【テキスト(教科書)】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

【参考書】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。

報告に必要な文献・資料は、初回のガイダンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

【成績評価の方法と基準】

平常点による。

内訳：報告(80%)並びに討論への参加(20%)

【学生の意見等からの気づき】

海外文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

【その他の重要事項】

民法特殊講義Ⅴと内容が連携するので、Ⅴ・Ⅵ共に履修することが望ましい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

①共編著『一般社団(財団)法人法逐条解説(上)』(2020年)

②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報122巻1・2号(2015年)

③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く(1)」法学志林111巻1号(2013年)

④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度(13)」法学志林107巻3号(2010年)

⑤「[損害賠償法の理論]と私」『平井直雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』(2007年)所収

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.

We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.

This course belongs in the Course Work Category.

The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.

【Learning Objectives】

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

【Learning activities outside of classroom】

Students are expected to read assigned materials and are required to prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Class participation (40%), presentation and/or response papers to the assigned reading (60%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

商法特殊講義 I

潘 阿憲

備考 (履修条件等)：博士後期「民事法特殊研究 I」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とするものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による発表を受けて、ディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第2回	課題設定	受講者の研究テーマに関連する課題の設定
第3回	研究概要	受講者の研究計画についての概要の作成
第4回	先行研究の検討その1	受講者の研究テーマに関する先行研究 (文献) の検討
第5回	先行研究の検討その2	受講者の研究テーマに関する先行研究 (文献) の検討
第6回	先行研究の検討その3	受講者の研究テーマに関する先行研究 (文献) の検討
第7回	先行研究の検討その4	受講者の研究テーマに関する先行研究 (文献) の検討
第8回	先行研究の検討その5	受講者の研究テーマに関する先行研究 (文献) の検討
第9回	判例研究その1	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第10回	判例研究その2	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第11回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第12回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第13回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第14回	判例研究その4	受講者の研究テーマに関連する判例の検討

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

初回授業時に指示する

【参考書】

初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%、発言が40%の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】

This lecture is the special case Studies on Corporation Law. The goals of this course are to understand the key issues of corporate law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

商法特殊講義Ⅱ

潘 阿憲

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、前期の民事法特殊研究Ⅰの続きとして、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして、当該論点に関する外国法の制度を討論する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	外国法の検討その1	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第2回	外国法の検討その2	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第3回	外国法の検討その3	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第4回	外国法の検討その4	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第5回	外国法の検討その5	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第6回	外国法の検討その6	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第7回	外国法の検討その7	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第8回	外国法の検討その8	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第9回	外国法の検討その9	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第10回	外国法の検討その10	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第11回	外国法の検討その11	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第12回	外国法の検討その12	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第13回	外国法の検討その13	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第14回	外国法の検討その14	受講者の研究テーマに関連する外国法検討のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

【参考書】

初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業での報告・発表が60%、授業での発言等が40%の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>
【Outline (in English)】

This lecture is the special case Studies on Corporation Law. The goals of this course are to understand the key issues of corporate law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

商法特殊講義Ⅲ

伊藤 雄司

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

会社法の各分野に関わる重要文献を講読する。日本語の文献を中心とするが、受講者と相談の上、英語またはドイツ語の文献を取り上げる可能性もある。

【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する学説の問題意識を理解することができ、修士論文の作成に役立てることができると期待される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

担当教員による概説的講義の後、文献の内容についての受講者の報告及び受講者全員による議論を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	会社法総論(1)	会社法総論に関わる文献を講読する。
第2回	会社法総論(2)	会社法総論に関わる文献を講読する。
第3回	株式(1)	株式の基礎理論に関わる文献を講読する。
第4回	株式(2)	株主の権利に関わる文献を講読する。
第5回	株式(3)	株式の実務的な問題に関わる文献を講読する。
第6回	株式(4)	株式の実務的な問題に関わる文献を講読する。
第7回	株式(5)	種類株式に関わる文献を講読する。
第8回	機関(1)	コーポレートガバナンスに関する文献を講読する。
第9回	機関(2)	取締役会制度に関わる文献を講読する。
第10回	機関(3)	役員との義務と責任に関わる文献を講読する。
第11回	機関(4)	監査制度に関わる文献を講読する。
第12回	機関(5)	機関設計に関わる比較法的考察を行う。
第13回	計算(1)	企業会計制度に関わる文献を講読する。
第14回	計算(2)	分配規制に関わる文献を講読する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

指定された文献を事前に読んで、十分に検討しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

授業時に指示する。

【参考書】

特に指定しない。

【成績評価の方法と基準】

報告50%、授業への貢献30%、レポート20%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法・会社法
<研究テーマ> 株主権の保護
<主要研究業績>

「会社法176条3項の撤回について」松井秀征=田中亘=後藤元編『岩原紳作先生=山下友信先生=神田秀樹先生古稀記念・商法学の再構築』（有斐閣、2023）
「時論・関西スーパー事件最高裁決定」ジュリスト1571号(2022)
「会社情報の開示のあり方と商業登記——新株予約権に関する登記事項についての会社法改正を素材として」商事法務2232号(2020)

【Outline (in English)】

Students will read important literature related to corporate law. The goal is to provide students with a basic understanding of corporate law and sufficient skills to prepare a master's thesis. Students are required to study for 4 hours in addition to the class. Grades will be evaluated as follows: 50% for the presentation in class, 30% for contribution to the class, and 20% for the report.

LAW500A1 (法学 / law 500)

商法特殊講義Ⅳ

伊藤 雄司

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

会社法の各分野に関わる重要文献を講読する。日本語の文献を中心とするが、受講者と相談の上、英語またはドイツ語の文献を取り上げる可能性もある。

【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する学説の問題意識を理解することができ、修士論文の作成に役立てることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

担当教員による概説的講義の後、文献の内容についての受講者の報告及び受講者全員による議論を行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	募集株式の発行(1)	非公開会社における募集株式の発行に関わる文献を講読する。
第2回	募集株式の発行(2)	公開会社における募集株式の発行に関わる文献を講読する。
第3回	募集株式の発行(3)	新株発行無効の訴えに関わる文献を講読する。
第4回	募集株式の発行(4)	新株発行無効の訴えに関わる文献を講読する。
第5回	募集株式の発行(5)	新株発行不存在に関わる文献を講読する。
第6回	組織再編(1)	組織再編の基礎に関わる文献を講読する。
第7回	組織再編(2)	組織再編の実務に関わる文献を講読する。
第8回	組織再編(3)	組織再編の最新のトピックに関わる文献を講読する。
第9回	新株予約権(1)	新株予約権の基礎理論に関わる文献を講読する。
第10回	新株予約権(2)	新株予約権の応用に関わる文献を講読する。
第11回	新株予約権(3)	新株予約権の実務的な問題に関わる文献を講読する。
第12回	新株予約権(4)	買収防衛策としての新株予約権の利用に関わる問題について検討する。
第13回	新株予約権(5)	買収防衛策としての新株予約権の利用に関わる問題について検討する。
第14回	まとめ	会社法に関わる総括的な考察を行う。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

指定された文献を事前に読んで、十分に検討しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

授業時に指示する。

【参考書】

特に指定しない。

【成績評価の方法と基準】

報告50%、授業への貢献30%、レポート20%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法・会社法
 <研究テーマ> 株主権の保護
 <主要研究業績>

「会社法176条3項の撤回について」松井秀征=田中亘=後藤元編『岩原紳作先生=山下友信先生=神田秀樹先生古稀記念・商法学の再構築』(有斐閣、2023)
 「時論・関西スーパー事件最高裁決定」ジュリスト1571号(2022)
 「会社情報の開示のあり方と商業登記——新株予約権に関する登記事項についての会社法改正を素材として」商事法務2232号(2020)

【Outline (in English)】

Students will read important literature related to corporate law. The goal is to provide students with a basic understanding of corporate law and sufficient skills to prepare a master's thesis. Students are required to study for 4 hours in addition to the class. Grades will be evaluated as follows: 50% for the presentation in class, 30% for contribution to the class, and 20% for the report.

LAW500A1 (法学 / law 500)

商法特殊講義 V

椽川 泰史

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

【授業の概要】

株式会社のガバナンスに関する会社法の規整について、代表的な体系書(教科書)を参照しながら体系的に理解するとともに、近時の重要判例をいくつか選んで個別に詳細な検討を加える。

【授業の目的】

コーポレートガバナンスに関する現在の法状態について体系的な認識を確保することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

会社法におけるコーポレートガバナンスに関する規範について、会社法の規定および関連判例に関しての理解を深める。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

テキストの指定箇所について受講者全員によるディスカッションを通じて理解を深めたうえで、関連する判例をいくつか選んで、その判例によって形成された規範とその射程範囲について検討する。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】あり / Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	本特殊講義の目的 本特殊講義の進め方 テキスト・資料の確認
第2回	企業形態	日本の営利企業形態について
第3回	株主の法的地位	株主の権利と義務について
第4回	利益供与	株主権の行使に関する利益供与に関する判例の検討
第5回	株式の譲渡	株式譲渡自由原則とその例外について
第6回	株式譲渡・担保化と権利行使方法	株式譲渡・担保化に関する判例の検討
第7回	株式会社の機関設計	株式会社機関設計に関するルールについて
第8回	株主総会	株主総会の招集・運営・決議
第9回	株主総会決議の瑕疵	瑕疵ある総会決議に関する判例の検討
第10回	取締役・取締役会	取締役会設置会社の業務執行
第11回	利害対立局面における取締役	取締役の業業取引・利益相反取引に関する判例の検討
第12回	経営判断原則	取締役の経営判断に関する責任についての判例の検討
第13回	株主代表訴訟	株主代表訴訟・多重代表訴訟について
第14回	役員等の対第三者責任	株式会社の役員等の対第三者責任に関する判例の検討

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各回につき4時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

田中亘『会社法(第4版)』(東京大学出版会・2023年)

【参考書】

随時指定します。

【成績評価の方法と基準】

平常点(100%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【Outline (in English)】

(Course outline)

This course deals with the major legal issues regarding corporate governance.

(Learning Objectives)

At the end of the course, students are expected to have a good understanding of the corporate law disciplines of corporate governance.

(Learning activities outside of the classroom)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

(Grading Criteria / Policy)

Your overall grade in the class will be decided based on the in-class contribution: 100%.

LAW500A1 (法学 / law 500)

商法特殊講義Ⅵ

椽川 泰史

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

【授業の概要】

株式会社の資金調達および企業買収・企業結合に関する会社法の規整について、代表的な体系書（教科書）を参照しながら体系的に理解するとともに、近時の重要判例をいくつか選んで個別に詳細な検討を加える。

【授業の目的】

会社法のコーポレートファイナンスおよびM&Aに関する現在の法状態について体系的な認識を確保することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

会社法におけるコーポレートファイナンスおよび企業再編に関する規範について、会社法の規定および関連判例に関しての理解を深める。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

テキストの指定箇所について受講者全員によるディスカッションを通じて理解を深めたうえで、関連する判例をいくつか選んで、その判例によって形成された規範とその射程範囲について検討する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	本特殊講義の目的 本特殊講義の進め方 テキスト・資料の確認
第2回	募集株式等の発行	募集株式等の発行の手続について
第3回	瑕疵ある株式発行	新株発行差止め請求および株式発行無効・自己株式処分無効の訴えに関する判例を検討する
第4回	新株予約権	新株予約権の意義 募集新株予約権の発行の手続き
第5回	瑕疵ある新株予約権発行	瑕疵ある新株予約権発行に関する判例の検討
第6回	自己の株式の取得	自己の株式の取得の手続について
第7回	社債	社債の意義 新株予約権付き社債の意義 社債発行の手続き
第8回	社債管理者	社債管理者の意義と権限について
第9回	株式会社の設立	株式会社の設立手続について
第10回	発起人	発起人の権限・責任に関する判例の検討
第11回	買収・結合・再編	会社の買収・結合・再編の意義と方法
第12回	キャッシュ・アウト	キャッシュ・アウトに関する判例の検討
第13回	組織再編	組織再編の手続
第14回	組織再編の瑕疵	組織再編の差止め・無効に関する判例の検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各回につき4時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

田中亘『会社法(第4版)』（東京大学出版会・2023年）

【参考書】

随時指定します。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【Outline (in English)】

(Course outline)

This course deals with the major legal issues regarding corporate finance and M&A.

(Learning Objectives)

At the end of the course, students are expected to have a good understanding of the corporate law disciplines of corporate finance and M&A.

(Learning activities outside of the classroom)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

(Grading Criteria /Policy)

Your overall grade in the class will be decided based on the in-class contribution: 100%.

LAW500A1 (法学 / law 500)

倒産法特殊講義 I

倉部 真由美

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

《授業の概要》倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれることもある。倒産法に含まれる代表的なものには、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産と特別清算が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生と会社更生が含まれる。

コースワーク科目である本講義では、清算型の一般法である破産法について概説する。

《目的》①破産法を全般的に理解し、破産法に関する研究を進めるための素地を作る。

②破産法を通じて倒産法全体に通ずる基本的な構造を理解し、民事再生法および会社更生法についても準備を整える。

③破産法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を探り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。

【到達目標】

破産法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を探り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。受講生が提出した課題や授業外での質問については、授業中にとりあげて、コメントする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス／倒産処理制度の概要	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。倒産処理制度の概要について、授業担当者より解説する。
第2回	手続の開始	破産手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第3回	手続機関	破産手続に関わる主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第4回	破産財団／取戻権／財団債権	破産財団／取戻権／財団債権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第5回	破産財団をめぐる契約関係 (1) 双方未履行双務契約の基本	双方未履行双務契約の基本について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第6回	破産財団をめぐる契約関係 (2) 各種契約の処理	破産財団をめぐる各種契約の処理について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第7回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第8回	相殺権	相殺権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第9回	否認権 (1) 否認の対象の種類	否認権の対象の種類について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第10回	否認権 (2) 否認権の行使とその効果	否認権の行使とその効果について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第11回	破産債権の届出・調査・確定	破産債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第12回	破産財団の管理・換価	破産財団の管理・換価について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第13回	配当／手続の終結	配当／手続の終結について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第14回	消費者の破産	消費者の破産について、報告と質疑応答・ディスカッション。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

倉部真由美ほか『倒産法』(有斐閣、2018年)

【参考書】

松下淳一＝菱田雄郷編『倒産法判例百選〔第6版〕』(有斐閣、2021年)

【成績評価の方法と基準】

報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点100%

【学生の意見等からの気づき】

受講生のこれまでの破産法に対する習熟度とご自身の研究上の関心に応じて、授業の内容や進行の順番を相談し、変更します。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>倒産法

<研究テーマ>再建型倒産手続における担保権の処遇

<主要研究業績>

「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」(日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」) 民事訴訟雑誌64号 (2018年3月)

【Outline (in English)】

This course focuses on Bankruptcy Act in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic. Students are encouraged to select issues and/or cases according to their interests to the theme and/or problems.

Students are expected to understand concepts and procedure under Bankruptcy Act, be ready to study Civil Rehabilitation Act and Corporate Reorganization Act through understanding fundamental structure of Bankruptcy Act and be able to analyze specific themes and/or problems.

Before/after each class meeting students will be expected to spend 2hours to understand the course content.

Grading will be decided based on in class contribution 100%.

LAW500A1 (法学 / law 500)

倒産法特殊講義 II

倉部 真由美

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

《授業の概要》倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれることもある。倒産法に含まれる代表的なものには、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産手続と特別清算手続が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生手続と会社更生手続が含まれる。

コースワーク科目である本講義では、再建型の一般法である民事再生法を対象とする。

《目的》①民事再生法を全般的に理解する。

②民事再生法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を探り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。

③破産法と民事再生法の相違点を理解することにより、倒産法を広く研究するための素地を作る。

【到達目標】

民事再生法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を探り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。受講生が提出した課題や授業外での質問については、授業中にとりあげて、コメントする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス／民事再生立法の経緯と意義	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。民事再生法立法の経緯と意義について、授業担当者が解説する。
第2回	手続の開始	手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第3回	手続機関	民事再生手続における主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第4回	再生債権の届出・調査・確定	再生債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第5回	同意再生・簡易再生	同意再生・簡易再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第6回	再生債権以外の各種債権の種類	再生債権以外の各種債権の種類について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第7回	財産の調査・確保	財産の調査・確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第8回	否認権	否認権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第9回	法人役員の責任追及	法人役員の責任追及について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第10回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第11回	計画の立案・認可	計画の立案・認可について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第12回	計画の履行確保	計画の履行確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第13回	手続の終了	手続の終了について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第14回	個人再生	個人再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

倉部真由美ほか『倒産法』(有斐閣、2018年)

【参考書】

松下淳一・菱田雄郷編『倒産法判例百選〔第6版〕』(有斐閣、2021年)

【成績評価の方法と基準】

報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点100%

【学生の意見等からの気づき】

受講生のこれまでの破産法に対する習熟度とご自身の研究上の関心に応じて、授業の内容や進行の順番を相談し、変更します。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>倒産法

<研究テーマ>再建型倒産手続における担保権の処遇

<主要研究業績>

「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」(日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」) 民事訴訟雑誌 64号 (2018年3月)

【Outline (in English)】

This course focuses on Civil Rehabilitation Act in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic.

Students are expected to understand concepts and procedure under Civil Rehabilitation Act and recognize differences between Bankruptcy Act and Civil Rehabilitation Act, and be able to analyze specific themes and/or problems.

Before/after each class meeting students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.

Grading will be decided based on in class contribution 100%.

LAW500A1 (法学 / law 500)

労働法特殊講義 I

藤木 貴史

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

[目的] 現代社会における多様な労働問題を法的に分析し、最善の解答を求めするために、専門知識を体系的に身につけることを目的とする。

[概要] 現代社会における多様な労働問題を法的に分析する視座を養うべく、日本・外国労働法の基礎的なテキストを輪読する。必要に応じて、アメリカ法に関する論文・判例の読み方も学修する。

進度は学生の理解に応じて変動する。

【到達目標】

・日米の労働法に関する重要論点とその背景を説明することができるようになる。

・日米の労働法の知見を踏まえ、比較法的視座から労働法上の問題に対する自らの見解を述べることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

和書・洋書文献の輪読形式で行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	・授業の履修動機、修士論文のテーマの確認 ・担当箇所の確認
第2回	修士論文を書くために	・参考書を用いて論文の構造を学ぶ
第3回	日本語論文を読むために	・参考書を用いて論文の構造を学ぶ
第4回	外国論文を読むために	・参考書を用いて論文の構造を学ぶ ・論文の調査法を学ぶ
第5回	文献輪読 (1)	報告者の選んだ論文を読む
第6回	文献輪読 (2)	報告者の選んだ論文を読む
第7回	文献輪読 (3)	報告者の選んだ論文を読む
第8回	文献輪読 (4)	報告者の選んだ論文を読む
第9回	文献輪読 (5)	報告者の選んだ論文を読む
第10回	文献輪読 (6)	報告者の選んだ論文を読む
第11回	文献輪読 (7)	報告者の選んだ論文を読む
第12回	文献輪読 (8)	報告者の選んだ論文を読む
第13回	文献輪読 (9)	報告者の選んだ論文を読む
第14回	まとめ	論文を学んだあとの注意点

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備時間は3時間を標準とし、英文和訳や関連文献調査を実施すること。

本授業の復習時間は1時間を標準とし、読解内容のまとめと、自らの論文へのフィードバックを考慮すること。

【テキスト (教科書)】

なし

【参考書】

大村敦志ほか著『民法研究ハンドブック』(有斐閣、2000年)
 ケイト・トゥラビアン著、沼口隆ほか訳『シカゴ・スタイル研究論文執筆マニュアル』(慶応義塾大学出版会、2012年)
 中窪裕也『アメリカ労働法 [第2版]』(弘文堂、2010年)
 RICHARD BALES & CHARLOTTE GARDEN ED. THE CAMBRIDGE HANDBOOK OF U.S. LABOR LAW FOR THE TWENTY-FIRST CENTURY(2020)

【成績評価の方法と基準】

授業への参加態度や意欲等を平常点で評価する

【学生の意見等からの気づき】

語学力に幅があることを踏まえて授業を実施する。

【学生が準備すべき機器他】

オンライン授業時に備え、ビデオ会議可能な機器を整えておくこと。

【その他の重要事項】

・日本の労働法について、基礎知識があることを前提とします。
 ・大学院の授業ですから、簡単に「分からない」というのではなく、「分かるまで調べる」心構えを持って挑みましょう。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>社会法
 <研究テーマ>労働基本権、労働組合の団体行動、プラットフォームワーク

<主要研究業績>藤木貴史「プラットフォームワーカーに対する集団法上の保護」日本労働法学会誌135号(2022年)36頁ほか

【Outline (in English)】

1.Course outline

In order to develop a perspective on the legal analysis of various labor issues in our society, we read basic texts on U.S. labor law in rotation. If necessary, we also deal with U.S. legal precedents.

The progression of the course will depend on the students' understanding. The course will also include reading of Japanese law texts on request.

2.Learning Objectives

1)To master the skill to explain the key issues and background of U.S. labor law.

2)To master the skill to express their own views on Japanese labor law issues based on their knowledge of U.S. labor law.

3.Learning activities outside of classroom

The standard preparation time for this class is three hours, during which time students should translate English into Japanese and conduct a survey of relevant literature.

The standard review time for this class is one hour, during which students should summarize their reading and consider feedback on their own papers.

4.Grading Criteria /Policy

Class participation:100%

LAW500A1 (法学 / law 500)

労働法特殊講義 II

藤木 貴史

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

[目的] 現代社会における多様な労働問題を法的に分析し、最善の解答を求めするために、専門知識を体系的に身につけることを目的とする。

[概要] 現代社会における多様な労働問題を法的に分析する視座を養うべく、日本・外国労働法の基礎的なテキストを輪読する。必要に応じて、アメリカ法に関する論文・判例の読み方も学修する。

進度は学生の理解に応じて変動する。

【到達目標】

・日米の労働法に関する重要論点とその背景を説明することができるようになる。

・日米の労働法の知見を踏まえ、比較法的視座から労働法上の問題に対する自らの見解を述べることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

和書・洋書文献の輪読形式で行う。

判例読解については、輪読に加え、関連文献の調査も行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	担当決定
第2回	文献輪読 (1)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第3回	文献輪読 (2)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第4回	文献輪読 (3)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第5回	文献輪読 (4)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第6回	文献輪読 (5)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第7回	文献輪読 (6)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第8回	文献輪読 (7)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第9回	文献輪読 (8)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第10回	文献輪読 (9)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第11回	文献輪読 (10)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第12回	文献輪読 (11)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第13回	文献輪読 (12)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第14回	まとめ	内容のまとめ

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備時間は3時間を標準とし、英文和訳や関連文献調査を実施すること。

本授業の復習時間は1時間を標準とし、読解内容のまとめと、自らの論文へのフィードバックを考えること。

【テキスト (教科書)】

なし

【参考書】

大村敦志ほか著『民法研究ハンドブック』(有斐閣、2000年)
ケイト・トゥラビアン著、沼口隆ほか訳『シカゴ・スタイル研究論文執筆マニュアル』(慶応義塾大学出版会、2012年)

中窪裕也『アメリカ労働法 [第2版]』(弘文堂、2010年)
RICHARD BALES & CHARLOTTE GARDEN ED. THE CAMBRIDGE HANDBOOK OF U.S. LABOR LAW FOR THE TWENTY-FIRST CENTURY(2020)

【成績評価の方法と基準】

授業への参加態度や意欲等を平常点で評価する

【学生の意見等からの気づき】

語学力に幅があることを踏まえて授業を実施する。

【学生が準備すべき機器他】

オンライン授業時に備え、ビデオ会議可能な機器を整えておくこと。

【その他の重要事項】

・日本の労働法について、基礎知識があることを前提とします。
・大学院の授業ですから、簡単に「分からない」というのではなく、「分かるまで調べる」心構えを持って挑みましょう。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>社会法
<研究テーマ>労働基本権、労働組合の団体行動、プラットフォームワーク
<主要研究業績>藤木貴史「プラットフォームワーカーに対する集団法上の保護」日本労働法学会誌135号(2022年)36頁ほか

【Outline (in English)】**1.Course outline**

In order to develop a perspective on the legal analysis of various labor issues in our society, we read basic texts on U.S. labor law in rotation. If necessary, we also deal with U.S. legal precedents.

The progression of the course will depend on the students' understanding. The course will also include reading of Japanese law texts on request.

2.Learning Objectives

1)To master the skill to explain the key issues and background of U.S. labor law.

2)To master the skill to express their own views on Japanese labor law issues based on their knowledge of U.S. labor law.

3.Learning activities outside of classroom

The standard preparation time for this class is three hours, during which time students should translate English into Japanese and conduct a survey of relevant literature.

The standard review time for this class is one hour, during which students should summarize their reading and consider feedback on their own papers.

4.Grading Criteria /Policy

Class participation:100%

LAW500A1 (法学 / law 500)

社会保障法特殊講義 I

大原 利夫

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本科目は、学生が社会保障法、特に社会福祉関連法の基礎的な知識を修得し、社会福祉関連法の諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目です。

【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に福祉関係法等）の主要な法律について基礎的な知識を得ること、②社会保障法（特に福祉関係法等）の論点について問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることのできる能力を習得することを到達目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業は原則として対面型の講義形式で行います。この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げます。また判例と関連する論文なども取り上げます。受講生は、担当する判例等についてレポートを作成し、提出します。レポートについては授業の中でまたは学習支援システムにおいて全体に対してフィードバックを行います。なお、受講生の理解度等によって授業内容・方法を修正する場合があります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
1回	ガイダンス	授業の内容、進め方、学習方法などについてシラバスに基づいて説明を行う。
2回	社会保障の現状	社会保障の現状について統計資料を用いて考察する。
3回	社会保障法学概論	社会保障法学の特徴などについて考察する。
4回	社会保障法総論	社会保障法の定義、法体系、発展経緯について考察する。
5回	生存権	生存権について考察する。
6回	生活保護法(1)～概論	生活保護の歴史、原理・原則、自立の意義について解説する。
7回	生活保護法(2)～補足性の原理	補足性の原理と関連判例について考察する。
8回	生活保護法(3)～その他の原理・原則	生活保護法の原理・原則、被保護者の権利・義務について考察する。
9回	福祉関係法(1)～概論	福祉の意義、福祉法制の発展経緯、社会福祉基礎構造改革について考察する。
10回	福祉関係法(2)～障害者・児童	障害者関連法、児童福祉法について考察する。
11回	福祉関係法(3)～高齢者	介護保険法、老人福祉法などについて考察する。
12回	社会手当法(1)～概論	社会手当の概念、社会手当法の概要について解説する。
13回	社会手当法(2)～判例	社会手当法の関連判例について考察する。
14回	現代的課題	社会保障法の最近の法的問題などについて考察する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

テキストは使用しません。

【参考書】

本沢巳代子ほかほか『トピック社会保障法 第17版』（信山社、2023年）
 菊池馨実『社会保障法 第3版』（有斐閣、2022年）
 加藤 智章ほか『社会保障法 第8版』（有斐閣、2023年）
 井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007年）
 西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005年）
 法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999年）

【成績評価の方法と基準】

平常点（質疑応答、報告、受講態度）100%で評価を行います。

【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明します。

【学生が準備すべき機器他】

パソコンなど

【その他の重要事項】

質問は授業終了後またはメールにて受け付けます。

e-mail:toshio.oohara.tv@hosei.ac.jp

【担当教員の専門分野等】

< 専門分野 > 社会保障法
 < 研究テーマ > 権利擁護など
 < 主要業績 >

「国民優生法の強制的な優生手術について」沼田雅之ほか編『社会法をとりまく環境の変化と課題～浜村彰先生古希記念論集』（旬報社）、169-188頁、2023年3月。

「旧優生保護法の制定過程に関する法的考察」関東学院法学32巻1-4合併号59-108頁、2023年3月。

【Outline (in English)】

【Course Outline】

This course introduces the foundations and various problems of social security law, especially social welfare law.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social welfare law.

【Learning Activities Outside of Classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policy】

Your overall grade in the class will be calculated according to the following process: Usual performance score 100%.

LAW500A1 (法学 / law 500)

社会保障法特殊講義Ⅱ

大原 利夫

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本科目は、学生が社会保障法、特に社会保険法の基礎的な知識を修得し、社会保険法の諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法(特に社会保険法)の主要な法律について基礎的な知識を得ること、②社会保障法(特に社会保険法)の論点について問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることのできる能力を習得することを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業は原則として対面型の講義形式で行います。この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げます。また判例と関連する論文なども取り上げます。受講生は、担当する判例等についてレポートを作成し、提出します。レポートについては授業の中で、または学習支援システムにおいて全体に対してフィードバックを行います。なお、受講生の理解度等によって授業内容・方法を修正する場合があります。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンスおよび医療関係法(1)～概論	シラバスに基づいてガイダンスを行う。 医療関係法の法体系、医療受給権の特徴について解説する。
第2回	医療関係法(2)～健康保険法	健康保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第3回	医療関係法(3)～国民健康保険法ほか	国民健康保険法などの概要を解説し、関連判例について考察する。
第4回	年金法(1)～概論	年金法の体系、概要、年金受給権の法構造などについて解説する。
第5回	年金法(2)～老齢年金	老齢年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第6回	年金法(3)～障害年金	障害年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第7回	年金法(4)～遺族年金	遺族年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第8回	労災保険法(1)～概論	労災保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第9回	労災保険法(2)～業務災害	業務災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第10回	労災保険法(3)～通勤災害	通勤災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第11回	雇用保険法(1)～概論	雇用保険法の概要について解説する。
第12回	雇用保険法(2)～求職者給付	求職者給付について解説し、関連判例を考察する。
第13回	雇用保険法(3)～その他の給付	就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付について解説し、関連判例について考察する。
第14回	現代的課題	社会保障法に関する最近の法的問題などについて考察する。

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

受講者は指定された文献をあらかじめ読むことが求められます。また報告者は原則としてレジュメを作成し、配布しなければなりません。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

テキストは使用しません。

【参考書】

本沢巳代子ほか『トピック社会保障法 第17版』(信山社、2023年)
菊池馨実『社会保障法 第3版』(有斐閣、2022年)
加藤智章ほか『社会保障法 第8版』(有斐閣、2023年)
井上英夫・高野範城(編)『実務 社会保障法講義』(民事法研究会、2007年)
西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実(編)『社会保障法 Cases and Materials』(有斐閣、2005年)
法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会(編)『社会保険関係訴訟の実務』(三協法規、1999年)

【成績評価の方法と基準】

平常点(質疑応答、レポート、受講態度)100%で評価を行います。

【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明します。

【学生が準備すべき機器他】

パソコンなど

【その他の重要事項】

質問は授業終了後またはメールにて受け付けます。

e-mail:toshio.oohara.tv@hosei.ac.jp

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会保障法

<研究テーマ> 権利擁護など

<主要研究業績>

「国民優生法の強制的な優生手術について」沼田雅之ほか編『社会法をとりまく環境の変化と課題～浜村彰先生古希記念論集』(旬報社)、169-188頁、2023年3月。

「旧優生保護法の制定過程に関する法的考察」関東学院法学32巻1-4合併号59-108頁、2023年3月。

【Outline (in English)】**【Course Outline】**

This course introduces the foundations and various problems of social security law, especially social insurance law.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social insurance law.

【Learning Activities Outside of Classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policy】

Your overall grade in the class will be calculated according to the following process: Usual performance score 100%.

LAW500A1 (法学 / law 500)

教育法特殊講義 I

小泉 広子

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

「教育法」とは、教育ないし教育制度に固有な法ないし法的なしくみをいい、「教育法学」とは、教育にとって望ましいそうした法のあり方を研究する分野である。教育に関する裁判は、教育に対する法機能に応じて、教育の自由にかかわる「自主性擁護的教育裁判」、教育の外的条件整備を求める「条件整備的教育裁判」、子どもの人権侵害を争う「子どもの人権裁判」に分類できる。教育法特殊講義 I では、受講生の関心に留意しながら、子どもの人権裁判の分析を行い、教育法理論および法解釈の方法を修得する。

【到達目標】

- ①教育法学の基礎理論を理解する。
- ②教育法理論及び諸法の原理を用いながら、子どもの人権裁判の分析ができるようになる。
- ③法解釈を通じて、子どもの人権や教育にとってあるべき法のあり方を提示できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は毎回担当者を決めて、指定されたテキストまたは判例について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書または判例の該当部分を事前学習として読んでおくことを前提とする。

課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定。その他、授業終了後や最終授業中に課題(試験やレポート等)に対して講評する予定。学生からの質問については、授業中、授業後または学習支援システムを通じて受け付ける。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	教育法とは何か 法源、教育法の機能
第2回	日本の子どもの人権状況	国連子どもの権利委員会による日本政府に対する第4回・5回最終所見を読む
第3回	体罰と子どもの人権 (1)	水戸五中事件
第4回	体罰と子どもの人権 (2)	天草市小学生悪ふざけ体罰PTSD事件
第5回	体罰と子どもの人権 (3)	障害児体罰事件
第6回	生活指導と子どもの人権	府立高校生指導死事件
第7回	部活動と子どもの人権	大阪市立桜宮高バスケットボール部体罰自殺事件
第8回	いじめと子どもの人権 (1)	いわき小川中いじめ自殺事件
第9回	いじめと子どもの人権 (2)	津久井町立中いじめ自殺事件
第10回	いじめと子どもの人権 (3)	兵庫県立高いじめ自殺事件
第11回	いじめと子どもの人権 (4)	学校の調査報告義務といじめ第三者調査委員会
第12回	校則と子どもの人権	校則裁判
第13回	学校教育措置と子どもの人権 (1)	尼崎市立校身障者入学不許可事件
第14回	学校教育措置と子どもの人権 (2)	神戸市立高専進級拒否・退学処分事件

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

報告者は、各回のテーマに該当する文献または判例を読み、レジュメを作ってくる。

報告者以外の受講者についても、各回の文献または判例を読み、疑問点をまとめておく。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

教科書は特に指定しない。

【参考書】

市川須美子『学校教育裁判と教育法』三省堂
中川律『教育法』三省堂
雑誌『季刊教育法』エイデル研究所
『教育小六法』(学陽書房)

子どもの権利条約市民・NGOの会編『国連子どもの権利条約と日本の子ども期- 第4・5回最終所見を読み解く-』本の泉社

【成績評価の方法と基準】

平常点 (50%)、レポート課題 (50%) による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

教育法学

<研究テーマ>

学校・福祉領域における子どもの権利

<主要研究業績>

「幼児教育・保育『無償化』の教育的検討」日本教育法学会年報49号 (2020年3月)

『コンメンタール教育基本法』(分担執筆) 日本教育法学会編、学陽書房 (2021年10月26日)

「子どもの権利条約の実施義務からみた『子ども基本法』の位置と課題」日本教育法学会年報53号 (2024年3月)

【Outline (in English)】

【Course outline】

"Educational law" refers to the law or legal mechanism inherent in education or the educational system, and "educational law" is the field of studying the ideal form of such law for education.

In this course, students will analyze the cases concerning children's rights in school, while paying attention to the students' interests, and learn the methods of educational law theory and legal interpretation.

【Learning Objectives】

- (1) Student will be able to understand the basic theory of Education Law.
- (2) Students will be able to analyze children's rights court cases using Education law theory.

【Learning Objectives outside of classroom】

Students should read the designated texts and court cases and prepare for presentations.

【Grading Criteria/Policy】

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end report: 50%, in class contribution: 50%

LAW500A1 (法学 / law 500)

教育法特殊講義 II

小泉 広子

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

「教育法」とは、教育ないし教育制度に固有な法ないし法的なしくみをいい、「教育法学」とは、教育にとって望ましいそうした法のあり方を研究する分野である。この授業は、教育法学の形成に重要な影響を及ぼした基本判例を素材に、教育法の基本概念である子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権といった教育人権と、教育における国家の役割とその限界を学ぶコースワーク科目である。

また、近年、子どもにかかわる法分野を包括的にとらえ、「子ども法」として探求する試みも始まっており、本授業でも広く「教育」と法の問題を扱う。

【到達目標】

- ①教育人権にかかわる基本概念、すなわち、子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権の内容と相互関係を理解することができる。
- ②教育人権に対応する、国家の役割とその限界を理解することができる。
- ③教育人権にかかわる判例を分析することができる。
- ④国際人権法における子どもの権利を理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、指定されたテキストまたは判例について、疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書または判例の該当部分を事前学習として読んでおくことを前提とする。課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定。その他、授業終了後や最終授業中に課題(試験やレポート等)に対して講評する予定。学生からの質問については、授業中、授業後または学習支援システムを通じて受け付ける。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	教育人権総論
第2回	教育と法(1) - 憲法・教育基本法を中心に	・学校制度法定主義 ・教育目的・目標法定の意義と限界 ・不当な支配の禁止
第3回	教育と法(2) - 子どもの権利条約を中心に	子ども権利条約の構造
第4回	子どもの学習権(1)	子どもの学習権の権利性
第5回	子どもの学習権(2)	学校教育的措置と子ども生徒の市民的自由
第6回	親の教育権	親の教育権の概念
第7回	教師の教育権(1)	教師の教育権の概念
第8回	教師の教育権(2)	性教育と教師の教育権
第9回	教師の教育権(3)	日の丸・君が代裁判
第10回	教育人権と国家(1)	旭川学力テスト事件最高裁判決
第11回	教育人権と国家(2)	教育内容処分と学習指導要領
第12回	福祉と子どもの権利(1)	乳幼児期の子どもの権利の構造
第13回	福祉と子どもの権利(2)	子どもと家族をめぐる法制度とその問題
第14回	福祉と子どもの権利(3)	子どもの保育・教育を受ける権利の構造

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

報告者は、各回のテーマに該当する文献または判例を読み、レジュメを作成してくる。

報告者以外の受講者についても、各回の文献または判例を読み、疑問点をまとめてくる。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

テキストは特に指定しない。

【参考書】

兼子仁『教育法(新版)』(有斐閣)

中川律『教育法』三省堂

日本教育法学会編『教育法の現代的争点』(法律文化社)

堀尾輝久『人権としての教育』(岩波現代文庫)

日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』(学陽書房)

子どもの権利条約市民・NGOの会編『国連子どもの権利条約と日本の子ども期—第4・5回最終所見を読み解く—』

【成績評価の方法と基準】

平常点(50%)、レポート課題(50%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

教育法

<研究テーマ>

子どもの権利

<主要研究業績>

幼児教育・保育「無償化」の教育法的検討(日本教育法学会年報49号)2020年3月

日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』(分担執筆)2021年10月

「子どもの権利条約の実施義務からみた『こども基本法』の位置と課題」(日本教育法学会53号)2024年3月

【Outline (in English)】

【Course outline】

"Educational law" refers to the law or legal mechanism inherent in education or the educational system, and "educational law" is the field of studying the ideal form of such law for education. Students will study on basic precedents that have had an important influence on the formation of the study of educational law and the basic concepts of educational human rights.

【Learning Objectives】

(1) Students will be able to understand the content and interrelationship between the basic concepts related to educational human rights, that is, children's right to learn, parents' right, and teachers' right.

(2) Students will be able to analyze children's rights court cases using Education law theory.

【Learning Objectives outside of classroom】

Students should read the designated texts and court cases and prepare for presentations.

【Grading Criteria/Policy】

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end report: 50%, in class contribution: 50%

LAW500A1 (法学 / law 500)

刑法特殊講義 I

佐野 文彦

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

受講生の研究テーマに応じて、刑法に関する論文等を読み解くことで、刑法理論に関する知識や、論文執筆の方法について学ぶコースワーク科目である。

【到達目標】

刑法に関する専門的論文について、その論理的構造を読み解くことができるようになるにとどまらず、同論文をもとに、自らの研究テーマに関する問題意識を深め、議論の展開を図ることができるようになることを目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

報告担当者が担当文献等について報告を行い、全体で議論するとともに、教員から学生の質問・報告等に対してフィードバック等を行う。なお、授業計画は、受講生の関心や担当文献の難易度等に応じて、適宜変更する。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業概要と目的について 問題関心についての意見交換
第2回	文献調査の方法	研究にとって必要な文献調査の方法 について説明
第3回	祝賀論文集所収の論文①の検討	短めの論文の検討
第4回	祝賀論文集所収の論文②の検討	第3回とは異なる短めの論文の検討
第5回	自分の研究テーマに関する判例①の調査・報告	判例の調査・分析方法の修得
第6回	自分の研究テーマに関する判例②の調査・報告	第5回とは異なる判例の調査・分析方法の修得
第7回	ゲストスピーカー	最近論文を執筆した若手研究者による論文執筆方法の共有
第8回	修士論文の検討①	著名な修士論文について、問題意識・問題設定の確認と分析
第9回	修士論文の検討②	第8回の修士論文について、日本法の先行研究の分析方法の検討
第10回	修士論文の検討③	第8回の修士論文について、比較法研究の分析方法の検討
第11回	修士論文の検討④	第8回の修士論文について、自説の展開部分の検討と議論
第12回	自分の研究テーマの議論状況の調査	修士論文執筆に向け、研究テーマについて、現在の議論状況を調査・検討
第13回	自分の研究テーマの課題の発見と研究計画の具体化	第12回の議論を踏まえ、研究目標を明確化し、論文執筆に向けての計画を具体化する
第14回	終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けての助言

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準としますが、担当回については準備時間が10時間程度まで増えることがあります。

【テキスト (教科書)】

ガイダンスで設定したテキストについて、教員から適宜コピーを配布します。

【参考書】

報告の前後で指示します。

【成績評価の方法と基準】

報告50%、議論50%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 責任能力、刑罰論

<主要研究業績> 学術データベース参照。

【Outline (in English)】

This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory and practice. Students are expected to make theoretical analysis on the paper related to their own research topic at the end of the course. Your study time would be 2-10 hours depending on the class. Grading will be decided based on the in-class contribution (report: 50%, discussion 50%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

刑法特殊講義 II

佐野 文彦

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

刑法特殊講義 I で形成した受講生の問題意識を前提に、刑法に関する重厚な論文を読むとともに、重要判例を中心に判例等も読み解くことで、自らの分析を理論・実践の両面から深めることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

刑法特殊講義 I で身につけた知見をもとに、自らの検討テーマについて、日本法内在的な理論的観点から分析することができるようになるとともに、その実践的含意も踏まえた理論分析ができるようになることを目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

報告担当者が検討文献の内容を報告した上で、全体で議論するとともに、教員から学生の質問・報告等に対してフィードバック等を行う。
なお、以下の授業計画は、受講生の関心あるテーマや検討文献の難易度等に応じて、適宜変更することがある。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	講義の概要と目的 問題関心についての共有
第2回	夏期休暇中の研究成果の報告	夏期休暇中に獲得された知見について共有し議論する
第3回	自分の研究テーマに関する判例報告①	研究テーマについて判例を報告し、評釈の方法を学ぶ
第4回	自分の研究テーマに関する判例報告②	第3回とは異なる判例を報告し、評釈の方法を学ぶ
第5回	自分の研究テーマに関する近時の論文の報告①	自分の研究テーマに関して近時の論文を分析し、テーマについて理解を深め、論文執筆のための示唆を得る
第6回	自分の研究テーマに関する近時の論文の報告②	第5回とは異なる近時の論文を分析し、テーマについて理解を深め、論文執筆のための示唆を得る
第7回	外国法の概観	自分の研究対象とする外国法の基本的知識を得る
第8回	自分の研究テーマに関する比較法の邦語文献の調査①	自分の研究テーマについて、比較法を行っている邦語文献を調査することで、基本的知識を得る
第9回	自分の研究テーマに関する比較法の邦語文献の調査②	自分の研究テーマについて、第8回とは異なる邦語文献を調査することで、基本的知識を得る
第10回	自分の研究テーマに関する外国語文献①の調査	自分の研究テーマについて、外国語文献を調査・講読し、読解を確認する
第11回	自分の研究テーマに関する外国語文献①の検討	第10回の議論を踏まえ、内容を検討・議論
第12回	自分の研究テーマに関する外国語文献②の調査	自分の研究テーマについて、外国語文献を調査・講読し、読解を確認する
第13回	自分の研究テーマに関する外国語文献②の検討	第10回の議論を踏まえ、内容を検討・議論
第14回	終わりに	これまでの議論のまとめ 今後の研究計画について

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

準備学習には2時間程度かかるものから、10時間以上かかるものもある。復習は、次回の報告の準備学習の中で行えば足りる。

【テキスト (教科書)】

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

【参考書】

報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告 50%、議論 50%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 責任能力、刑罰論

<主要研究業績> 学術研究データベース参照。

【Outline (in English)】

This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory and practice. Students are expected to make theoretical analysis on their own research topic and understand its practical implications at the end of the course. Your study time would be 2-10 hours depending on the class. Grading will be decided based on the in-class contribution (report: 50%, discussion 50%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

刑法特殊講義Ⅲ

佐藤 輝幸

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法に関する専門的論文を比較的短めのものから徐々に重厚なものまで講読し、その分野に関する知識を得ると共に、著者の問題意識の形成、検討対象の選定・分析及び自説の説得的な論じ方などを深く分析することにより、自らの論文執筆に向けた方法論及び心構えを身につけることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

単に検討文献の内容を理解するだけでなく、筆者の思考過程、執筆当時の問題状況や時代背景及びその後の判例・学説への影響等を含め、検討文献の意義及び位置付けを検討することにより、論文を執筆する上での方法論及び留意点、自分の中での良い論文のイメージの構築など、自らの論文執筆のための示唆を得ることも目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

あらかじめ決めた担当者が検討文献の内容を報告した後、全員で議論を行う。

なお、以下の授業計画は、受講者の関心のあるテーマ、検討文献の難易度、長短及び受講者のレベル等に応じて、順序や当該文献に割り当てる授業回数などを変更することがある。

質問に対しては、授業内またはオフィスアワーで対応する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	受講者同士の研究関心の共有、検討文献の選定など
第2回	文献調査の方法について	研究に必要な文献調査の方法について説明する
第3回	近時の祝賀論文集所収の論文①の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第4回	近時の祝賀論文集所収の論文②の内容の確認及び検討	第3回とは別の比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第5回	自分の研究テーマに関する判例①の調査・報告	判例の調査・分析方法を身につける
第6回	自分の研究テーマに関する判例②の調査・報告	第5回とは別の判例の調査・分析方法を身につける
第7回	ゲストスピーカー	最近論文を執筆した若手研究者による論文執筆の経験を聞く
第8回	修士論文の検討①	著名な修士論文について、問題意識・問題設定の確認と分析をおこなう
第9回	修士論文の検討②	第8回の修士論文について、日本法の先行研究の分析方法を検討する
第10回	修士論文の検討③	第8回の修士論文について、比較法研究の分析方法を検討する
第11回	修士論文の検討④	第8回の修士論文の自説の展開について確認し、議論する

第12回	自分の研究テーマの議論状況の調査	修士論文執筆に向け、研究テーマについて、現在の議論状況を調査、研究する
第13回	自分の研究テーマの課題の発見と研究計画の具体化	第12回の議論を踏まえて、自分の研究目標を明確化し、修士論文執筆に向けての研究計画を具体化する
第14回	授業の終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けた生かし方のための助言

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

担当者は検討文献について、内容だけでなく、背景等も踏まえて調査し、報告する。担当者以外の者は、事前に検討文献を読んで、疑問点などを整理しておく。

検討文献を読むだけであれば、各回15分～1時間程度で終わるであろう（日本語を母語とする者の場合）。報告者は、さらに調査および報告の作成が必要であるが、これを一概に時間で示すことはできない。テーマによっては、最初は10時間以上かかってもおかしくはない。研究者としてのスキルを修得していくことにより、徐々に効率化していくであろう。

【テキスト（教科書）】

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

【参考書】

検討文献に応じて、報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告50%、議論への寄与50%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 危険犯, 社会的公益

<主要研究業績> 学術研究データベースを参照のこと

【Outline (in English)】

This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory and practice. Students are expected to make theoretical analysis on their own research topic and understand its practical implications at the end of the course. Your study time would be 2-10 hours depending on the class. Grading will be decided based on the in-class contribution (report: 50%, discussion 50%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

刑法特殊講義IV

佐藤 輝幸

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法に関する専門的論文について、より高度かつ重厚な文献を中心に講読し、その分野に関する知識を得ると共に、刑法特殊講義I、IIIで身につけた著者の問題意識の形成、検討対象の選定・分析及び自説の説得的な論じ方などの分析をより深め、自らの論文執筆に向けた方法論及び心構えをさらに明確化し、将来の研究生活におけるテーマへの取り組み方をも考えることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

単に検討文献の内容を理解するだけでなく、筆者の思考過程、執筆当時の問題状況や時代背景及びその後の判例・学説への影響等を含め、検討文献の意義及び位置付けを検討することにより、論文を執筆する上での方法論及び留意点、自分の中の良い論文のイメージの構築など、自らの論文執筆のための示唆を得ることも目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

あらかじめ決めた担当者が検討文献の内容を報告した後、全員で議論を行う。

なお、以下の授業計画は、受講者の関心のあるテーマ、検討文献の難易度、長短及び受講者のレベル等に応じて、順序や当該文献に割り当てる授業回数などを変更することがある。

質問に対しては、授業内またはオフィスアワーで対応する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	受講者同士の研究関心の共有、検討文献の選定など
第2回	夏期休暇中の研究成果の報告	夏期休暇中に行った研究について、まとめて報告する
第3回	自分の研究テーマに関する判例報告①	自分の研究テーマについて判例を調査・分析するとともに、判例評釈の方法を学ぶ
第4回	自分の研究テーマに関する判例報告②	第3回とは別の自分の研究テーマに関する判例を調査・分析するとともに、判例評釈の方法を学ぶ
第5回	自分の研究テーマに関する近時の論文の報告①	自分の研究テーマに関する近時の論文を分析することで、テーマについての理解を深めるとともに、論文執筆のための示唆を得る
第6回	自分の研究テーマに関する近時の論文の報告②	第5回とは別の自分の研究テーマに関する近時の論文を分析することで、テーマについての理解を深めるとともに、論文執筆のための示唆を得る
第7回	外国法の概観	自分の研究対象とする外国法についての基本的な知識を得る
第8回	自分の研究テーマに関する比較法の邦語文献①の調査	自分の研究テーマについて、比較法を行っている邦語文献を調査することで、基本的な知識を得る

第9回	自分の研究テーマに関する比較法の邦語文献②の調査	自分の研究テーマについて、第8回とは異なる比較法を行っている邦語文献を調査することで、基本的な知識を得る
第10回	自分の研究テーマに関する外国語文献①の調査	自分の研究テーマについて、外国語文献を調査・講読し、読解を確認する
第11回	自分の研究テーマに関する外国語文献①の検討	第10回の授業を踏まえて、文献の内容を検討・議論する
第12回	自分の研究テーマに関する外国語文献②の調査	自分の研究テーマについて、第10回とは別の外国語文献を調査・講読し、読解を確認する
第13回	自分の研究テーマに関する外国語文献②の検討	第12回の授業を踏まえて、文献の内容を検討・議論する
第14回	授業の終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けた生かし方のための助言

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

担当者は検討文献について、内容だけでなく、背景等も踏まえて調査し、報告する。担当者以外の者は、事前に検討文献を読んで、疑問点などを整理しておく。

検討文献を読むだけであれば、各回15分～1時間程度で終わるであろう（日本語を母語とする者の場合）。報告者は、さらに調査および報告の作成が必要であるが、これを一概に時間で示すことはできない。テーマによっては、最初は10時間以上かかってもおかしくはない。研究者としてのスキルを修得していくことにより、徐々に効率化していくであろう。

【テキスト（教科書）】

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

【参考書】

検討文献に応じて、報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告50%、議論への寄与50%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 危険犯、社会的法益

<主要研究業績> 学術研究データベースを参照のこと

【Outline (in English)】

This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory and practice. Students are expected to make theoretical analysis on the paper related to their own research topic at the end of the course. Your study time would be 2-10 hours depending on the class. Grading will be decided based on the in-class contribution (report: 50%, discussion 50%).

LAW600A1 (法学 / law 600)

法制史論文指導Ⅲ

高 友希子

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

修士課程1年次に修得した専門知識と方法論を踏まえて、修士論文のテーマを固める。執筆に必要な文献の調査・検討を行いつつ、論文の執筆を開始する。

【到達目標】

1. 修士論文執筆に必要な文献の調査および検討を実施できる。
2. 修士論文の執筆を始める。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

文献講読や調査に関する報告を受けて研究指導を行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	研究の構想と計画の確認、進捗状況の情報共有。教員からのフィードバックと助言
第2回	文献の調査と検討①	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第3回	文献の調査と検討②	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第4回	文献の調査と検討③	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第5回	文献の調査と検討④	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第6回	文献の調査と検討⑤	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第7回	文献の調査と検討⑥	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第8回	文献の調査と検討⑦	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第9回	文献の調査と検討⑧	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第10回	文献の調査と検討⑨	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第11回	文献の調査と検討⑩	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第12回	研究成果のまとめ①	研究成果を文章化し、報告・議論
第13回	研究成果のまとめ②	研究成果を文章化し、報告・議論
第14回	研究成果のまとめ③	研究成果を文章化し、報告・議論

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

図書館などでの調査。関連文献の精読。
なお、本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

使用しない。

【参考書】

履修者のテーマに応じて、必要な文献を適宜、紹介する。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 西洋法制史

<研究テーマ> 英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

・「ユースと良心—セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70巻1号(2019年)

・「Christopher St. Germanのエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108巻1号(2010年)。

・「英国における独立契約者(Independent Contractor)概念形成前史—民法716条立法の起源をたどって」『法の流通』(2009年)。

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察—Capell v. Scott(1493-4)を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』(2004年)。

・「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89号(2004年)。

【Outline (in English)】

The purpose of this course is to help students acquire the necessary skills and knowledge needed to write a master's thesis in legal history.

Your study time will be more than four hours for a class.

Students will be graded on: Participation (100%).

LAW600A1 (法学 / law 600)

法制史論文指導Ⅳ

高 友希子

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

追加の文献の調査・検討を行いつつ、修士論文を執筆する。

【到達目標】

1. 修士論文を完成する。
2. 修士論文の内容および意義について、口頭で発表できる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

修士論文に必要な文献の調査・検討、論文執筆および口頭発表を指導する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	研究成果の共有	修士2年春学期および夏季休暇中の研究成果を共有
第2回	研究計画の検討	修士論文の完成に必要な補足調査や文献の洗い出し、秋学期の研究計画の検討
第3回	論文執筆指導①	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第4回	論文執筆指導②	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第5回	論文執筆指導③	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第6回	論文執筆指導④	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第7回	論文執筆指導⑤	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第8回	論文執筆指導⑥	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第9回	論文執筆指導⑦	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第10回	論文執筆指導⑧	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第11回	論文執筆指導⑨	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第12回	論文執筆指導⑩	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第13回	口頭発表指導①	修士論文の口頭発表とそれについての議論
第14回	口頭発表指導②	修士論文の口頭発表とそれについての議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

図書館などでの調査。関連文献の精読。

なお、本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

使用しない。

【参考書】

履修者のテーマに応じて、適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

- ・「ユースと良心—セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70巻1号（2019年）
- ・「Christopher St. Germanのエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係をを中心に」『法学志林』108巻1号（2010年）。
- ・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法716条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009年）。
- ・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察—Capell v. Scott (1493-4)を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004年）。
- ・「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的な研究」『九大法学』89号（2004年）。

【Outline (in English)】

The purpose of this course is to help students acquire the necessary skills and knowledge needed to write a master's thesis in legal history.

Your study time will be more than four hours for a class.

Students will be graded on: Participation (100%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

行政法演習 I

西田 幸介

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

この授業は、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法学の基本的な文献を検討すること(文献研究)を課題とする。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行いが、取り扱うテーマ・内容は、下の授業計画に示すとおりとする。

行政法には一般法典が存在しないため、その体系そのものは学説によって構築されている。このため、論者によって行政法体系の認識に相違がある。この点を踏まえながら、行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題について検討することとする。

この授業の受講者は、文献研究を通して、行政法学の基礎理論に対する理解を深めると同時に、行政法の研究手法を身につけることが期待される。

【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論をより深く理解する。
- ②行政法に関する文献を読み、問題点などを分析できるようになる。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を把握する。
- ④行政法の研究手法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式による。受講者は、毎回、検討対象となる論文についてまとめて報告し、それを基に議論する。単に対象論文を解説するだけでなく、疑問点や問題点を指摘すること。

少人数の演習形式で授業を実施するため、フィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第01回	ガイダンス	行政法学の基礎理論 行政法の研究手法
第02回	行政法の基本原理(1)	法律による行政の原理
第03回	行政法の基本原理(2)	比例原則
第04回	行政組織法(1)	行政主体
第05回	行政組織法(2)	行政機関
第06回	行政作用法(1)	行政立法
第07回	行政作用法(2)	行政行為
第08回	行政作用法(3)	行政契約
第09回	行政救済法(1)	処分性
第10回	行政救済法(2)	取消訴訟の原告適格
第11回	行政救済法(3)	差止訴訟
第12回	行政救済法(1)	確認訴訟
第13回	行政救済法(2)	公権力行使責任
第14回	行政救済法(3)	營造物管理責任

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、授業で取り扱う文献を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を精読してくる。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト(教科書)】

使用しない。

【参考書】

宇賀克也『行政法概説』(I～III)(有斐閣)

塩野宏『行政法』(I～III)(有斐閣)

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法』(有斐閣)

原田尚彦『行政法要論』(学陽書房)

藤田宙靖『行政法総論』(青林書院)

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点(100%)による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政法理論の基層と先端』(共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念)、2022年、信山社

②『行政の構造変容と権利保護システム』(共編著)、2019年、日本評論社

③『行政課題の変容と権利救済』(編著)、2019年、法政大学出版社

【Outline (in English)】

In this course, we will read some academic articles about Administrative Law. The purpose is that students lesson to get basic knowledges and research methods of Administrative Law. Which article do we read will be decided by consultation between students and teacher. The articles have to be what students are interested in or what are related to students' resarch themes.

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW500A1 (法学 / law 500)

行政法演習Ⅱ

西田 幸介

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法の判例を研究すること（判例研究）を課題とする。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行うが、取り扱うテーマ・内容は、下の授業計画に示すとおりとする。

行政法には一般法典がないため、法秩序として行政法を把握しようとするとき、拘束力ある先例という意味での判例（＝最高裁判例）が果たす役割は非常に大きい。判例が行政法体系に及ぼす影響を及ぼすのかという視点を含めて、検討していきたい。

この授業の受講者は、判例研究を通して、行政法に対する理解を深めると同時に、行政法の研究手法を身につけることが期待される。

【到達目標】

- ①行政法の法理をより深く理解する。
- ②行政法に関する判例を読み、問題点などを分析できるようになる。
- ③行政法の判例が行政法体系に及ぼす影響について理解する。
- ④行政法の研究手法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式とする。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第01回	ガイダンス	行政法学における判例の意義 行政法の研究手法
第02回	行政法の基本原理（1）	法律による行政の原理
第03回	行政法の基本原理（2）	比例原則
第04回	行政組織法（1）	行政主体
第05回	行政組織法（2）	行政機関
第06回	行政作用法（1）	行政立法
第07回	行政作用法（2）	行政行為
第08回	行政作用法（3）	行政契約
第09回	行政救済法（1）	処分性
第10回	行政救済法（2）	取消訴訟の原告適格
第11回	行政救済法（3）	差止訴訟
第12回	行政救済法（4）	確認訴訟
第13回	行政救済法（5）	公権力行使責任
第14回	行政救済法（6）	営造物管理責任

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、授業で取り扱う文献を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を精読してくる。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

使用しない。

【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（上・下）（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政法理論の基層と先端』（共著、稲葉馨先生・互理格先生古稀記念）、2022年、信山社

②『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社

③『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版社

【Outline (in English)】

In this course, we will read some Japanese Supreme Court's decisions about Administrative Law. The purpose is that students learn to get basic knowledges and research methods of Administrative Law. Which decision do we read will be decided by consultation between students and teacher. The decisions have to be what students are interested in or what are related to students' research themes.

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW500A1 (法学 / law 500)

民法演習 I

滝沢 昌彦

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の制度を検討することを目的とするリサーチワーク科目である (いわゆる原典講読)。

具体的には、ガイダンスの際に教員から複数の案を提示して受講生と相談して決める。出来ればドイツ語文献を扱いたい、英語文献の提案も準備する。

【到達目標】

欧米の法律文献を読んで理解するのに必要な語学力、および、外国法についての基礎的な知識の修得。さらに、それらを素材として日本法を相対化し、あるべき解決を考える能力の涵養が目的である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

文献の輪読が主であるが、それ以外に、適宜、受講生の報告や討論なども行う。下記の授業計画は一つの例であり、具体的には、ガイダンスの際に受講生と相談して決める。なお、受講生の報告や発言については、適宜授業の中でフィードバックをする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス①	文献の選定
第2回	ガイダンス②	外国法についての基礎的な知識の復習
第3回	文献講読①	文献の輪読
第4回	文献講読②	文献の輪読
第5回	文献講読③	文献の輪読
第6回	文献講読④	文献の輪読
第7回	文献講読⑤	文献の輪読
第8回	文献講読⑥	文献の輪読
第9回	文献講読⑦	文献の輪読
第10回	文献講読⑧	文献の輪読
第11回	報告①	日本法についての報告
第12回	報告②	日本法についての報告
第13回	報告③	日本法についての報告
第14回	討論	日本法との比較

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

事前に文献を読み、必要に応じて関連文献を参照する。準備・復習には各2時間を想定している。

【テキスト (教科書)】

ガイダンスの際に受講生と相談して決める。

【参考書】

適宜指摘する。

【成績評価の方法と基準】

平常点による。講読・報告が80パーセント、討論への参加を20パーセントとして評価する。

【学生の意見等からの気づき】

随時基礎的な知識の復習をする。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法 (財産法)

<研究テーマ>法律行為論

<主要研究業績>『契約成立プロセスの研究』(有斐閣、2003年)

【Outline (in English)】

[Course outline]

This course belongs in the research Work Category. We will compare Western legal systems and Japanese Civil Law. Details will be announced in the first class.

[Learning Objectives]

Students are expected to acquire skills of legal research, critical thinking, analytical writing and presentation.

[Learning activities outside of classroom]

Students must read the materials, and make some research before the class. Your study time will be about at least four hours for each class.

[Grading Criteria/Politics]

Reading and Reports 80%

Contribution in the Discussion 20%

LAW500A1 (法学 / law 500)

民法演習Ⅱ

滝沢 昌彦

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の制度を検討することを目的とするリサーチワーク科目である（いわゆる原典講読）。

具体的には、ガイダンスの際に教員から複数の案を提示して受講生と相談して決める。出来ればドイツ語文献を扱いたい、英語文献の提案も準備する。

【到達目標】

欧米の法律文献を読んで理解するのに必要な語学力、および、外国法についての基礎的な知識の修得。さらに、それらを素材として日本法を相対化し、あるべき解決を考える能力の涵養が目的である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

文献の輪読が主であるが、それ以外に、適宜、受講生の報告や討論なども行う。下記の授業計画は一つの例であり、具体的には、ガイダンスの際に受講生と相談して決める。なお、受講生の報告や発言については、適宜授業の中でコメントする等のフィードバックをする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス①	文献の選定
第2回	ガイダンス②	外国法についての基礎的な知識の復習
第3回	文献講読①	文献の輪読
第4回	文献講読②	文献の輪読
第5回	文献講読③	文献の輪読
第6回	文献講読④	文献の輪読
第7回	文献講読⑤	文献の輪読
第8回	文献講読⑥	文献の輪読
第9回	文献講読⑦	文献の輪読
第10回	文献講読⑧	文献の輪読
第11回	報告①	日本法についての報告
第12回	報告②	日本法についての報告
第13回	報告③	日本法についての報告
第14回	討論	日本法との比較

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に文献を読み、必要に応じて関連文献を参照する。準備・復習には各2時間を想定している。

【テキスト（教科書）】

ガイダンスの際に受講生と相談して決める。

【参考書】

適宜指摘する。

【成績評価の方法と基準】

平常点による。講読・報告が80パーセント、討論への参加を20パーセントとして評価する。

【学生の意見等からの気づき】

随時基礎的知識の復習をする。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法（財産法）

<研究テーマ>法律行為論

<主要研究業績>『契約成立プロセスの研究』（有斐閣、2003年）

【Outline (in English)】**[Course outline]**

This course belongs in the research Work Category. We will compare Western legal systems and Japanese Civil Law. Details will be announced in the first class.

[Learning Objectives]

Students are expected to acquire skills of legal research, critical thinking, analytical writing and presentation.

[Learning activities outside of classroom]

Students must read the materials, and make some research before the class. Your study time will be about at least four hours for each class.

[Grading Criteria/Politics]

Reading and Reports 80 %

Contribution in the Discussion 20 %

LAW500A1 (法学 / law 500)

民法演習Ⅲ

伊藤 栄寿

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

財産法に関する民法の重要判例を検討する。実際の紛争の場面において、民法がどのような役割を果たしているのかを理解し、問題発見、問題解決能力を身につけることが目的とする、リサーチワーク科目である。

受講生が報告を希望する判例があれば、相談の上、当該判例に変更することもありうる。

【到達目標】

判決の原文を読解し、どの部分が重要であるのか、また、民法学（財産法）においてどのように位置づけられるのかについて、説明できるようになることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

財産法の重要判例について、受講生がリサーチをして、報告をした後、参加者全員で議論を行うことにより進められる。受講生の発言や質問に対するフィードバックは、授業内で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の進め方、取り扱う判例についての説明
第2回	総則の重要判例 (1)	一般条項に関する判例を取り上げる
第3回	総則の重要判例 (2)	意思表示に関する判例を取り上げる
第4回	総則の重要判例 (3)	表見代理に関する判例を取り上げる
第5回	物権の重要判例 (1)	物権変動に関する判例を取り上げる
第6回	物権の重要判例 (2)	即時取得に関する判例を取り上げる
第7回	物権の重要判例 (3)	所有権に関する判例を取り上げる
第8回	物権の重要判例 (4)	抵当権に関する判例を取り上げる
第9回	債権の重要判例 (1)	債務不履行に関する判例を取り上げる
第10回	債権の重要判例 (2)	売買に関する判例を取り上げる
第11回	債権の重要判例 (3)	貸借に関する判例を取り上げる
第12回	債権の重要判例 (4)	不当利得に関する判例を取り上げる
第13回	債権の重要判例 (5)	不法行為に関する判例を取り上げる
第14回	まとめ	本授業のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

予習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない

【参考書】

特に指定しない

【成績評価の方法と基準】

報告内容に基づく評価60%、議論への参加状況40%

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【Outline (in English)】

【Course outline】

Case Study on Japanese Civil Law.

【Learning Objectives】

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following Report(60%) and in-class discussion (40%)

LAW500A1 (法学 / law 500)

民法演習Ⅳ

伊藤 栄寿

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

家族法に関する民法の重要判例を検討する。実際の紛争の場面において、民法がどのような役割を果たしているのかを理解し、問題発見、問題解決能力を身につけることが目的とする、リサーチワーク科目である。

受講生が報告を希望する判例があれば、相談の上、当該判例に変更することもありうる。

【到達目標】

判決の原文を読解し、どの部分が重要であるのか、また、家族法学においてどのように位置づけられるのかについて、説明できるようになることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

家族法の重要判例、とりわけ、財産法との関係が問題となる判例を中心に、受講生がリサーチをして、報告をした後、参加者全員で議論を行うことにより進められる。受講生の発言や質問に対するフィードバックは、授業内で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の進め方、取り扱う判例についての説明
第2回	親族法の重要判例（1）	婚姻の成立に関する判例を取り上げる
第3回	親族法の重要判例（2）	日常家事代理権に関する判例を取り上げる
第4回	親族法の重要判例（3）	不貞行為の相手方に対する慰謝料請求に関する判例を取り上げる
第5回	親族法の重要判例（4）	離婚原因に関する判例を取り上げる
第6回	親族法の重要判例（5）	財産分与に関する判例を取り上げる
第7回	親族法の重要判例（6）	面会交流に関する判例を取り上げる
第8回	親族法の重要判例（7）	内縁に関する判例を取り上げる
第9回	親族法の重要判例（8）	養子に関する判例を取り上げる
第10回	相続法の重要判例（1）	利益相反行為に関する判例を取り上げる
第11回	相続法の重要判例（2）	預貯金債権の相続に関する判例を取り上げる
第12回	相続法の重要判例（3）	相続と登記に関する判例を取り上げる
第13回	相続法の重要判例（4）	遺留分に関する判例を取り上げる
第14回	まとめ	本授業のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

予習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない

【参考書】

特に指定しない

【成績評価の方法と基準】

報告内容に基づく評価60%、議論への参加状況40%

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【Outline (in English)】

【Course outline】

Case Study on Japanese Family Law.

【Learning Objectives】

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following Report(60%) and in-class discussion (40%)

LAW500A1 (法学 / law 500)

商法演習 I

伊藤 雄司

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

保険法の最新判例を検討する。これにより保険法が関わる紛争の現実についての認識を深め、これまで十分検討されてこなかった問題を発見し、解決する能力を身につけることが目的である。

【到達目標】

判決原文を読解し、判決のどの部分が重要であるのか、またそれが学問上どのように位置づけられるのかといったことについて自分の言葉で表現することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回の担当者による報告の後、参加者全員による議論を行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	保険法総論	保険法総論に関する最新の裁判例・文献を扱う。
第2回	保険法の基礎理論(1)	保険法特有のルールに関わる最新の裁判例・文献を扱う。
第3回	保険法の基礎理論(2)	保険法の強行法法規整に関する最新の裁判例を扱う。
第4回	損害保険(1)	損害保険の意義・内容に関する最新の裁判例・文献を扱う。
第5回	損害保険(2)	損害保険の特色に関わる最新の裁判例を扱う。
第6回	損害保険(3)	損害保険の成立に関する最新の裁判例を扱う。
第7回	損害保険(4)	保険契約者の義務に関する最新の裁判例を扱う。
第8回	損害保険(5)	損害保険契約の変動に関する最新の裁判例を扱う。
第9回	損害保険(6)	損害保険契約の変動に関する最新の裁判例を扱う。
第10回	損害保険(7)	事故発生時の保険契約者・被保険者の義務に関する最新の裁判例を扱う。
第11回	損害保険(8)	保険者の免責に関する最新の裁判例を扱う。
第12回	損害保険(9)	保険者の代位に関する最新の裁判例を扱う。
第13回	損害保険(10)	損害保険契約の終了に関わる最新の裁判例を扱う。
第14回	損害保険(11)	保険金請求権の質入れ等に関する最新の裁判例を扱う。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

事前に裁判例及び関連文献を読み、十分に検討しておくこと。本演習の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

山下友信=竹濱修=洲崎博史=山本哲生『保険法』(有斐閣アルマシリーズ)

【参考書】

授業時に指定する。

【成績評価の方法と基準】

ゼミでの発表内容に基づく評価 40%

授業への貢献度 30%

レポート 30%

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【学生が準備すべき機器他】

特になし

【その他の重要事項】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法・会社法
<研究テーマ> 株主権の保護
<主要研究業績>

「会社法176条3項の撤回について」松井秀征=田中亘=後藤元編『岩原紳作先生=山下友信先生=神田秀樹先生古稀記念・商法学の再構築』(有斐閣、2023)
「時論・関西スーパー事件最高裁決定」ジュリスト1571号(2022)
「会社情報の開示のあり方と商業登記——新株予約権に関する登記事項についての会社法改正を素材として」商事法務2232号(2020)

【Outline (in English)】

This course will examine the latest precedents in insurance law. The goal is to deepen students' awareness of the realities of disputes involving insurance law and to develop their ability to identify and resolve issues that have not been adequately examined in the past. Students are required to study for 4 hours in addition to the class. Grades will be evaluated as follows: 40% for the presentation in class, 30% for contribution to the class, and 30% for the report.

LAW500A1 (法学 / law 500)

商法演習Ⅱ

伊藤 雄司

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

保険法の最新判例を検討する。これにより保険法が関わる紛争の現実についての認識を深め、これまで十分検討されてこなかった問題を発見し、解決する能力を身につけることが目的である。

【到達目標】

判決原文を読解し、判決のどの部分が重要であるのか、またそれが学問上どのように位置づけられるのかといったことについて自分の言葉で表現することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回の担当者による報告の後、参加者全員による議論を行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	損害保険(1)	責任保険に関する最新の裁判例・文献を扱う。
第2回	損害保険(2)	自動車保険に関わる最新の裁判例・文献を扱う。
第3回	損害保険(3)	海上保険に関する最新の裁判例を扱う。
第4回	生命保険(1)	生命保険の意義・内容に関する最新の裁判例・文献を扱う。
第5回	生命保険(2)	生命保険の特色に関わる最新の裁判例を扱う。
第6回	生命保険(3)	生命保険の成立に関する最新の裁判例を扱う。
第7回	生命保険(4)	保険契約者の義務に関する最新の裁判例を扱う。
第8回	生命保険(5)	生命保険契約の変動に関する最新の裁判例を扱う。
第9回	生命保険(6)	生命保険契約の変動に関する最新の裁判例を扱う。
第10回	生命保険(7)	保険事故発生時の保険契約者・被保険者の義務に関する最新の裁判例を扱う。
第11回	生命保険(8)	保険者の免責に関する最新の裁判例を扱う。
第12回	生命保険(9)	保険給付の履行に関する最新の裁判例を扱う。
第13回	生命保険(10)	生命保険契約の終了に関わる最新の裁判例を扱う。
第14回	生命保険(11)	保険契約者貸付けなどに関わる最新の裁判例を扱う。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

事前に裁判例及び関連文献を読み、十分に検討しておくこと。本演習の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

山下友信=竹濱修=洲崎博史=山本哲生『保険法』(有斐閣アルマシリーズ)

【参考書】

授業時に指定する。

【成績評価の方法と基準】

ゼミでの発表内容に基づく評価 40%

授業への貢献度 30%

レポート 30%

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【学生が準備すべき機器他】

特になし

【その他の重要事項】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法・会社法

<研究テーマ> 株主権の保護

<主要研究業績>

「会社法176条3項の撤回について」松井秀征=田中亘=後藤元編『岩原紳作先生=山下友信先生=神田秀樹先生古稀記念・商法学の再構築』(有斐閣、2023)
「時論・関西スーパー事件最高裁決定」ジュリスト1571号(2022)
「会社情報の開示のあり方と商業登記——新株予約権に関する登記事項についての会社法改正を素材として」商事法務2232号(2020)

【Outline (in English)】

This course will examine the latest precedents in insurance law. The goal is to deepen students' awareness of the realities of disputes involving insurance law and to develop their ability to identify and resolve issues that have not been adequately examined in the past. Students are required to study for 4 hours in addition to the class. Grades will be evaluated as follows: 40% for the presentation in class, 30% for contribution to the class, and 30% for the report.

LAW500A1 (法学 / law 500)

商法演習Ⅲ

新任教員

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習は、コーポレート・ガバナンスに関する論文や判例を取りあげ、わが国のコーポレート・ガバナンスの在り方について検討するコースワーク科目である。

【到達目標】

本演習の履修により、取締役や取締役会、監査役（会）等の機関の役割等に関する主要な論文および関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

本講義は、受講者が与えられたテーマに関する文献・判例について報告をした後、参加者全員で議論をする形式で進める。

授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業の進め方について説明
第2回	会社法上のコーポレート・ガバナンスの意義その1	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第3回	会社法上のガバナンス・システムの意義その2	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第4回	取締役および取締役会制度の意義と役割その1	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第5回	取締役および取締役会制度の意義と役割その2	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第6回	取締役および取締役会制度の意義と役割その3	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第7回	社外取締役・独立役員の意味と課題その1	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第8回	社外取締役・独立役員の意味と課題その2	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第9回	監査役・監査役会制度の意義と役割その1	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第10回	監査役・監査役会制度の意義と役割その2	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第11回	会計監査人制度の意義と役割その1	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第12回	会計監査人制度の意義と役割その2	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第13回	役員等の義務と責任その1	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第14回	役員等の義務と責任その2	テーマに関する文献の報告に基づく討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本演習の準備学習・復習時間は各4時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

最初の講義時にテーマに沿った資料を配布する。

【参考書】

・神作裕之・藤田友敬・加藤貴仁編「会社法判例百選〔第4版〕」（有斐閣）
・田中亘「会社法（第4版）」（東京大学出版会）
その他、必要に応じて、授業時に随時指示する。

【成績評価の方法と基準】

演習での発表内容に基づく評価 70%

授業への貢献度 30%

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【担当教員の専門分野】

会社法・保険法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】

【Course outline】

Case Study on Corporation Law.

【Learning Objectives】

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

【Learning activities outside of classroom】

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

【Grading Criteria /Policy】

Report(70%) and in-class discussion (30%)

LAW500A1 (法学/law 500)

商法演習Ⅳ**新任教員**

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

アメリカにおけるコーポレート・ガバナンスに関する主要な文献を講読することにより日本法との比較法的な分析・検討を行うリサーチワーク科目である。

【到達目標】

比較対象国（アメリカ）におけるコーポレート・ガバナンス・システムを理解すること、および比較法的な知見をもとにわが国における関連する法制度上の問題について検討すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

アメリカのコーポレート・ガバナンスに関する文献研究と日本のガバナンスシステムの比較法研究を行う。

授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の進め方、資料等について解説する。
第2回	アメリカの州会社法に関する文献の検索の方法	アメリカの州会社法に関する文献の検索
第3回	アメリカのコーポレート・ガバナンスに関する文献講読（1）	アメリカ州会社法に関する文献研究
第4回	アメリカのコーポレート・ガバナンスに関する文献講読（2）	アメリカ州会社法に関する文献研究
第5回	アメリカのコーポレート・ガバナンスに関する文献講読（3）	アメリカ州会社法に関する文献研究
第6回	アメリカのコーポレート・ガバナンスに関する文献講読（4）	アメリカ州会社法に関する文献研究
第7回	アメリカのコーポレート・ガバナンスに関する文献講読（5）	アメリカ州会社法に関する文献研究
第8回	アメリカのコーポレート・ガバナンスに関する文献講読（6）	アメリカ州会社法に関する文献研究
第9回	アメリカのコーポレート・ガバナンスに関する文献講読（7）	アメリカ州会社法に関する文献研究
第10回	アメリカと日本のコーポレート・ガバナンスに関する比較検討（1）	アメリカと日本の比較法研究
第11回	アメリカと日本のコーポレート・ガバナンスに関する比較検討（2）	アメリカと日本の比較法研究
第12回	アメリカと日本のコーポレート・ガバナンスに関する比較検討（3）	アメリカと日本の比較法研究
第13回	アメリカと日本のコーポレート・ガバナンスに関する比較検討（4）	アメリカと日本の比較法研究
第14回	アメリカと日本のコーポレート・ガバナンスに関する比較検討（5）	アメリカと日本の比較法研究

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各5時間が必要です。

【テキスト（教科書）】

初回の授業時に指定する。

【参考書】

初回の講義のときに紹介する。

【成績評価の方法と基準】

担当した箇所のリーディングの報告(60%)、当該テーマに関する議論(40%)。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

会社法・保険法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】**【Course outline】**

The objective of this course is to understand the American corporate governance system.

【Learning Objectives】

・Understand the corporate governance system in the country of comparison.

Understand the differences between Japanese and American corporate governance systems.

【Learning activities outside of classroom】

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 5 hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Class participation (40%), presentation and/or response papers to the assigned reading (60%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

商法演習 V

潘 阿憲

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本演習は、会社法の分野における近時の重要な判例を取りあげ、株式会社の機関等に関する重要な論点を掘り下げて検討するものであり、修士課程のコースワーク科目である。

【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による発表を受けて、ディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	会社の能力と目的の範囲	・最判昭和27・2・15民集6巻2号77頁
第2回	発起人の開業準備行為	・浦和地判昭和60・3・22判タ559頁
第3回	他人名義による株式の引受け	・東京地判平成27・2・18判時2267号114頁
第4回	共有株式の権利行使者の指定方法	・最判平成9・1・28判時1599号139頁
第5回	失念株と不当利得	・最判平成19・3・8民集61巻2号479頁
第6回	株主総会決議の瑕疵等その1	・最判昭和45・8・20判時607号79頁 ・神戸地裁尼崎支判平成12・3・28判タ1028号288頁
第7回	株主総会決議の瑕疵等その2	・最判昭和42・9・28民集21巻7号1970頁
第8回	取締役解任の正当事由	・最判平成9・9・9判タ955号145頁 ・広島地判平成6・11・29判タ884号230頁
第9回	取締役会決議の瑕疵	・最判昭和44・3・28民集23巻3号645頁 ・福岡高那覇支判平成10・2・24金商1039号3頁
第10回	代表取締役と取引の安全	・最判平成6・1・20民集48巻1号1頁 ・最判昭和44・12・2民集23巻12号2396頁
第11回	競業取引規制	・東京地判昭和56・3・26判時1015号27頁 ・東京高判平成16・6・24判時1875号139頁
第12回	利益相反取引規制	・最大判昭和43・12・25民集22巻13号3511頁 ・仙台高決平成9・7・25判タ964号256頁
第13回	取締役の報酬	・最判平成15・2・21金判1180号29頁 ・最判平成4・12・18民集46巻9号3006頁
第14回	取締役の会社に対する責任	・東京地判平成16・9・28判時1886号111頁 ・最判平成12・7・7民集54巻6号1767頁

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本演習の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

神作裕之ほか編『会社法判例百選〔第4版〕』

【参考書】

授業時に指定する

【成績評価の方法と基準】

ゼミでの発表内容に基づく評価 60%

授業への貢献度 40%

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】

This lecture is the special case studies on Corporation Law. The goals of this course are to understand the key issues of corporate law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW500A1 (法学/law 500)

商法演習Ⅵ

潘 阿憲

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習は、商法演習Ⅴとともに、会社法の分野における近時の重要な判例を取りあげ、株式会社の機関等に関する重要な論点を掘り下げて検討するものであり、修士課程のコースワーク科目である。

【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

まず、演習の参加者が判例について発表を行い、その後、担当教員と受講者との間の質問と回答を通じた対話的な形式で進めることにする。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	株主代表訴訟の対象となる取締役の責任	・最判昭和21・3・10民集63巻3号 361頁
第2回	株主代表訴訟と担保提供	・東京高決平成7・2・20判タ895号 252頁
第3回	取締役の第三者に対する責任	・福岡高宮崎支判平成11・5・14判 タ1026号254頁
第4回	登記簿上の取締役の第三者に対する責任	・京都地判平成4・2・5判時1436号 115頁
第5回	計算書類の虚偽記載と対第三者責任	・東京地判平成19・11・28判タ 1283号303頁
第6回	重要財産の譲渡と特別決議	・東京地判平成23・2・28LLI判例秘 書登載
第7回	株式買取請求における公正な価格（1）	・最決平成24・2・29民集66巻3号 1784頁
第8回	株式買取請求における公正な価格（2）	・最決平成23・4・19民集65巻3号 1311頁
第9回	キャッシュアウトにおける株式の取得価格（1）	・最決平成28・7・1金判1497号8頁
第10回	キャッシュアウトにおける株式の取得価格（1）	・最決平成20・9・12金判1301号28 頁
第11回	合併比率の不正と合併無効事由	・東京高判平成2・1・31資料版商事 法務77号193頁
第12回	会社分割と詐害行為取消	・最判平成24・10・12民集66巻10 号3311頁
第13回	会社解散判決	・東京地判平成元・7・18判時1349 号148頁
第14回	著しく不正な方法による第三者割当増資	・東京高決平成16・8・4金判1201 号4頁 ・東京高決平成26・5・29LLI判例秘 書登載

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本演習の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

神作裕之ほか編『会社法判例百選〔第4版〕』

【参考書】

授業時に指定する

【成績評価の方法と基準】

ゼミでの発表内容に基づく評価 60%

授業への貢献度 40%

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】

This lecture is the special case studies on Corporation Law. The goals of this course are to understand the key issues of corporate law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW600A1 (法学 / law 600)

民法論文指導 I

川村 洋子

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本授業は、民法分野の修士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

民法を専攻し、修士論文を執筆するために必要な技法や研究の進め方を学ぶことを目的とする。

【到達目標】

- ①民法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な研究能力を培うこと
- ②論文のテーマに関する先行研究や法律情報を収集・読解し、的確に要約することができること
- ③必要に応じて、欧米の原語文献を正確に読解することができること
- ④論文を「書く」力を養うこと
- ⑤法律論文の形式・作法を修得すること

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告と議論を中心に進める演習形式で行う。併せて、授業での学習の成果を、その都度、レポートにまとめる。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

本授業は原則としてリアルタイムオンライン方式で行う。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の概要の説明 受講生との打ち合わせ
第2回	テーマの検討	受講生の希望に照らして、今学期のテーマを検討・決定
第3回	資料収集ガイダンス	図書館やオンライン情報のガイダンス
第4回	収集資料の検討(1)	テーマに関する資料の報告と議論(1)
第5回	収集資料の検討(2)	テーマに関する資料の報告と議論(2)
第6回	収集資料の検討(3)	テーマに関する資料の報告と議論(3)
第7回	論文テーマの検討(1)	論文テーマの再検討と絞り込み(1)
第8回	論文テーマの検討(2)	論文テーマの再検討と絞り込み(2)
第9回	論文テーマの検討(3)	論文テーマの再検討と絞り込み(3)
第10回	研究計画の予備的検討	研究計画の確認
第11回	文献の検討(1)	論文テーマに関する先行研究 (判例)の読解・要約(1)
第12回	文献の検討(2)	論文テーマに関する先行研究 (判例)の読解・要約(2)
第13回	文献の検討(3)	論文テーマに関する先行研究 (判例)の読解・要約(3)
第14回	研究報告と議論	論文の中心論点の発表

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

授業使用教材の予習 (文献の翻訳、法律用語・関連判例の調査など)。

報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジメの作成。

授業後のレポートの作成。

本授業の準備・復習時間は、各2時間以上を標準とする。

【テキスト (教科書)】

受講生の必要に応じて開講後に指示。

【参考書】

基本文献として、平井宜雄『損害賠償法の理論』、その他、必要に応じて指示。

【成績評価の方法と基準】

平常点 (100%) による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【その他の重要事項】

民法論文指導 II と併せて完結する授業になるので、受講生は I・II 共に履修することが望ましい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ①共編者『一般社団 (財団) 法人法逐条解説 (上)』(2020年)

②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報122巻1・2号 (2015年)

③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く (1)」法学志林111巻1号 (2013年)

④「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度 (13)」法学志林107巻3号 (2010年)

⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』(2007年) 所収

【Outline (in English)】

[Course outline]

In this course, students will receive guidance about the preparation of their master's theses related to Japanese Civil Law. This course is a part of two-year study program (beginning from I to IV).

[Learning Objectives]

Upon completion of this course, students are expected to learn research methods and necessary skills to design and do an empirical study, and complete the master's thesis.

[Learning activities outside of classroom]

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

[Grading Criteria/Policy]

Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW600A1 (法学 / law 600)

民法論文指導Ⅱ

川村 洋子

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本授業は、民法分野の修士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。
Iに引き続き、民法を専攻し、修士論文を執筆するために必要な技法や研究の進め方を学ぶことを目的とする。

【到達目標】

- ①民法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な研究能力を培うこと。
- ②論文のテーマに関する先行研究や法律情報を収集・読解し、的確に要約することができること。
- ③必要に応じて、欧米の原語文献を正確に読解することができること。
- ④論文を「書く」力を養うこと。
- ⑤法律論文の形式・作法を修得すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告と議論を中心に進める演習形式で行う。併せて、授業での学習の成果を、その都度、レポートにまとめる。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

本授業は原則としてリアルタイムオンライン方式で行う。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	論文構成の検討(1)	論文構成の報告と議論(1)
第2回	論文構成の検討(2)	論文構成の報告と議論(2)
第3回	論文内容の検討(1)	論文内容に関する報告と議論(1)
第4回	論文内容の検討(2)	論文内容に関する報告と議論(2)
第5回	論文内容の検討(3)	論文内容に関する報告と議論(3)
第6回	論文形式・作法の検討	論文形式・作法の確認と検討
第7回	中間報告(1)	論文の執筆状況の中間報告と議論(1)
第8回	論文構成の再検討(1)	中間報告(1)を踏まえた論文構成の再検討(1)
第9回	論文構成の再検討(2)	中間報告(1)を踏まえた論文構成の再検討(2)
第10回	論文内容の検討(4)	論文内容に関する報告と議論(4)
第11回	論文内容の検討(5)	論文内容に関する報告と議論(5)
第12回	中間報告(2)	論文の執筆状況の中間報告と議論(2)
第13回	論文執筆計画書の検討(1)	論文執筆計画書についての議論(1)
第14回	論文執筆計画書の検討(2)	論文執筆計画書についての議論(2)

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

授業使用教材の予習(文献の翻訳、法律用語・関連判例の調査など)。
報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジュメの作成。

授業後のレポートの作成。

本授業の準備・復習時間は、各2時間以上を標準とする。

【テキスト(教科書)】

受講生の必要に応じて開講後に指示。

【参考書】

基本文献として、平井宜雄『損害賠償法の理論』、その他、必要に応じて指示。

【成績評価の方法と基準】

平常点(100%)による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【その他の重要事項】

民法論文指導Ⅰと併せて完結する授業になるので、受講生はⅠ・Ⅱ共に履修することが望ましい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較研究

<主要研究業績>

- ①共編著『一般社団(財団)法人法逐条解説(上)』(2020年)
- ②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐる一担保債務か、債務不履行責任か」法学新報122巻1・2号(2015年)
- ③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く(1)」法学志林111巻1号(2013年)

④「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度(13)」法学志林107巻3号(2010年)

⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』(2007年)所収

【Outline (in English)】

[Course outline]

In this course, students will receive guidance about the preparation of their master's theses related to Japanese Civil Law. This course is a part of two-year study program (beginning from I to IV).

[Learning Objectives]

Upon completion of this course, students are expected to learn research methods and necessary skills to design and do an empirical study, and complete the master's thesis.

[Learning activities outside of classroom]

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

[Grading Criteria/Policy]

Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW600A1 (法学 / law 600)

商法論文指導 I

潘 阿憲

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、商法論文指導科目として、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

【到達目標】

本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による発表の後に、教員とのディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	内容の説明と文献リサーチの方法	・比較会社法研究のテーマや課題 ・文献リサーチの方法
第2回	比較会社法	・英米独の会社法や金融商品取引法に関する基本的な知識の確認
第3回	事業形態	・事業組織の形態とそれぞれの特徴
第4回	資本市場と会社法	・資本市場とアメリカの州会社法
第5回	資本市場と会社法	・資本市場と EU 会社法
第6回	会社の設立	・会社の設立に関する法規制の比較検討
第7回	会社の資本構成	・会社の資本構成に関する規制の比較検討
第8回	資本金	・資本金に関する規制の比較検討
第9回	自己株式の取得	・自己株式取得の規制の比較検討
第10回	種類株式と種類株式間の利害調整その1	・種類株式の内容 ・種類株主の権利
第11回	種類株式と種類株式間の利害調整その2	・種類株式間の利害調整のルール
第12回	取締役会	・取締役会制度の比較検討
第13回	取締役の義務	・取締役の義務についての比較検討
第14回	経営判断原則	・取締役の義務違反に関する責任についての比較検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回の授業時に紹介する。

【参考書】

初回の授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業中の発言等（40%）をもとに評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法（会社法・保険法）

<研究テーマ> 株式会社機関に関する研究、保険契約法に関する研究

<主要研究業績>

「論点体系会社法第3巻」（共著）第一法規（平成24年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成25年）「会社法コンメンタール第2巻」（共著）（山下友信編）商事法務（平成26年）「論点体系保険法第1巻・第2巻」（共著）第一法規（平成26年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成27年）「新基本法コンメンタール会社法2〔第2版〕」（共著）日本評論社（平成28年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成29年）

【Outline (in English)】

This lecture is the comparative Study of the corporation Law and the Financial Instruments and Exchange Act. The goals of this course are to understand the Corporation Law and the Financial Instruments & Exchange Act in Japan, America and Germany. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW600A1 (法学 / law 600)

商法論文指導Ⅱ

潘 阿憲

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、商法論文指導科目である商法論文指導Ⅰに続いて、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

【到達目標】

本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

本講義は、関連する裁判例や論文等を読み進める作業を行う。また、比較法的な検討等を通してわが国における議論にどのような示唆が得られるかを検討する。授業は、受講生による発表の後に、教員とのディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	資金調達	・資金調達の手段に関する比較法的検討
第2回	募集株式の発行その1	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第3回	募集株式の発行その2	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第4回	新株予約権の発行その1	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第5回	新株予約権の発行その2	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第6回	企業の組織再編その1	・合併に関する比較法的検討（日米）
第7回	企業の組織再編その2	・合併に関する比較法的検討（ドイツ）
第8回	企業の組織再編その3	・会社分割に関する比較法的検討
第9回	企業の組織再編その4	・株式交換・株式移転に関する検討
第10回	株式公開買付制度その1	・株式公開買付に関する比較法的検討（日米）
第11回	株式公開買付制度その2	・株式公開買付に関する比較法的検討（ドイツ）
第12回	内部者取引規制その1	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（日本）
第13回	内部者取引規制その2	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（米国）
第14回	内部者取引規制その3	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（ドイツ）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回の授業時に紹介する。

【参考書】

初回の授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】

報告レジュメ（60%）および授業中の議論（40%）を元に中評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法（会社法・保険法）

<研究テーマ> 株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究

<主要研究業績>

「論点体系会社法第3巻」（共著）第一法規（平成24年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成25年）「会社法コンメンタール第2巻」（共著）（山下友信編）商事法務（平成26年）「論点体系保険法第1巻・第2巻」（共著）第一法規（平成26年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成27年）「新基本法コンメンタール会社法2〔第2版〕」（共著）日本評論社（平成28年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成29年）

【Outline (in English)】

This lecture is the comparative study of the Company Law and the Financial Instruments & Exchange Act. The goals of this course are to understand the Company Law and the Financial Instruments & Exchange Act in Japan, America and Germany. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW600A1 (法学 / law 600)

商法論文指導Ⅲ

潘 阿憲

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、商法論文指導科目として、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

【到達目標】

本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による発表の後に、教員とのディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	内容の説明と文献リサーチの方法	・比較会社法研究のテーマや課題 ・文献リサーチの方法
第2回	比較会社法	・英米独の会社法や金融商品取引法に関する基本的な知識の確認
第3回	事業形態	・事業組織の形態とそれぞれの特徴
第4回	資本市場と会社法	・資本市場とアメリカの州会社法
第5回	資本市場と会社法	・資本市場とEU会社法
第6回	会社の設立	・会社の設立に関する法規制の比較検討
第7回	会社の資本構成	・会社の資本構成に関する規制の比較検討
第8回	資本金	・資本金に関する規制の比較検討
第9回	自己株式の取得	・自己株式取得の規制の比較検討
第10回	種類株式と種類株式間の利害調整その1	・種類株式の内容 ・種類株主の権利
第11回	種類株式と種類株式間の利害調整その2	・種類株式間の利害調整のルール
第12回	取締役会	・取締役会制度の比較検討
第13回	取締役の義務	・取締役の義務についての比較検討
第14回	経営判断原則	・取締役の義務違反に関する責任についての比較検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回の授業時に紹介する。

【参考書】

初回の授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業中の議論（40%）をもとに評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法（会社法・保険法）
<研究テーマ> 株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究

<主要研究業績>

「論点体系会社法第3巻」（共著）第一法規（平成24年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成25年）「会社法コンメンタール第2巻」（共著）（山下友信編）商事法務（平成26年）「論点体系保険法第1巻・第2巻」（共著）第一法規（平成26年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成27年）「新基本法コンメンタール会社法2〔第2版〕」（共著）日本評論社（平成28年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成29年）

【Outline (in English)】

This lecture is the comparative study of the Corporation Law and the Financial Instruments & Exchange Act. The goals of this course are to understand the Corporation Law and the Financial Instruments & Exchange Act in Japan, America and Germany. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW600A1 (法学 / law 600)

商法論文指導Ⅳ

潘 阿憲

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、商法論文指導科目である商法論文指導Ⅲに続いて、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

【到達目標】

本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

本講義は、関連する裁判例や論文等を読み進める作業を行う。また、比較法的な検討等を通してわが国における議論にどのような示唆が得られるかを検討する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	資金調達	・資金調達的手段に関する比較法検討
第2回	募集株式の発行その1	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第3回	募集株式の発行その2	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第4回	新株予約権の発行その1	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第5回	新株予約権の発行その2	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第6回	企業の組織再編その1	・合併に関する比較法的検討（日米）
第7回	企業の組織再編その2	・合併に関する比較法的検討（ドイツ）
第8回	企業の組織再編その3	・会社分割に関する比較法的検討
第9回	企業の組織再編その4	・株式交換・株式移転に関する検討
第10回	株式公開買付制度その1	・株式公開買付に関する比較法的検討（日米）
第11回	株式公開買付制度その2	・株式公開買付に関する比較法的検討（ドイツ）
第12回	内部者取引規制その1	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（日本）
第13回	内部者取引規制その2	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（米国）
第14回	内部者取引規制その3	・内部者取引取引の法的規制に関する比較法的検討（ドイツ）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回の授業時に紹介する。

【参考書】

初回の授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業での報告(60%)および授業中の議論(40%)をもとに評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>商法（会社法・保険法）

<研究テーマ>株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究

<主要研究業績>

「論点体系会社法第3巻」（共著）第一法規（平成24年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成25年）「会社法コンメンタル第2巻」（共著）（山下友信編）商事法務（平成26年）「論点体系保険法第1巻・第2巻」（共著）第一法規（平成26年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成27年）「新基本法コンメンタル会社法2〔第2版〕」（共著）日本評論社（平成28年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成29年）

【Outline (in English)】

This lecture is the comparative study of the corporation Law and the Financial Instruments & Exchange Act. The goals of this course are to understand the Corporation Law and the Financial Instruments & Exchange Act in Japan, America and Germany. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

労働法演習 I

細川 良

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

・リサーチワーク科目である本授業では、労働法を学びたい修士課程の大学院生を対象に、とくに最近の労働判例について研究することを目的とする。
 ・これらの課題を研究することを通じて、労働法上の現代的課題を学ぶとともに、労働法上の問題について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、労働法的なものの考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】

・最新の労働法上の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
 ・この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

・この授業は、原則として教室での対面形式で実施する予定です。
 ・労働法をめぐる最近の法的問題について、この2～3年の間に出された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行います。毎回報告者を決め、50分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行います。
 ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行います。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第2回	判例研究 (1)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第3回	判例研究 (2)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第4回	判例研究 (3)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第5回	判例研究 (4)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第6回	判例研究 (5)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第7回	判例研究 (6)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第8回	判例研究 (7)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第9回	判例研究 (8)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第10回	判例研究 (9)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第11回	判例研究 (10)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第12回	判例研究 (11)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第13回	判例研究 (12)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第14回	判例研究 (13)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特になし。

【参考書】

授業内で適宜指示します。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度 (20%) および報告の負担と内容 (80%) により評価します。

評価基準：欠席が多い場合には単位を与えません。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とします。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価します。

【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【学生が準備すべき機器他】

・レジュメ等の作成に必要な端末。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 労働法・労使関係論
 <研究テーマ> フランスおよび日本の労働法、労使関係
 <主要研究業績>

沼『ファーストステップ労働法』(エイデル研究所、2020年・共著)、「コロナ禍・ポストコロナ禍における在宅テレワークと労働法」法学セミナー 69巻1号 (2024年)、「労働法と競争法の交錯に関する覚書—フリーランスに対する労働法、競争法の適用をめぐる問題に関する一考察—」『浜村彰先生古稀記念論文集・社会法をとりまく環境の変化と課題』(2023年、旬報社)所収、「自営の就業者と労働法」『島田陽一先生古稀記念論文集・働く社会の変容と生活保障の法』(旬報社、2023年)所収、「フランスにおける労働協約の拡張適用制度」労働法律旬報2015号 (2022年)

【Outline (in English)】

1. Course Outline

The purpose of this seminar is to conduct a literature study on Japanese labor law.

2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

– A. Acquire accurate understanding of major problems in labor law, search for problems, and apply theory, and acquire the methods and techniques necessary for setting themes for future master's thesis and writing dissertations on specific themes.

– B. Students who participated in this class can think flexibly and logically about various problems in labor law and express their thoughts clearly by learning the understanding of the basic theory of labor law and its application ability.

3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend three hours to understand the course content.

4. Grading Criteria / Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. In class contribution: 20%
- b. Quality of student's reports: 80%

LAW500A1 (法学 / law 500)

労働法演習Ⅱ

細川 良

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

・リサーチワーク科目である本授業では、労働法を学びたい修士課程の大学院生を対象に、とくに最近の労働判例について研究することを目的とする。
 ・これらの課題を研究することを通じて、労働法上の現代的課題を学ぶとともに、労働法上の問題について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、労働法的なものの考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】

・最新の労働法上の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
 ・この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

・この授業は、原則として教室での対面形式で実施する予定です。
 ・労働法をめぐる最近の法的問題について、この2～3年の間に出版された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、50分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。
 ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第2回	判例研究 (1)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第3回	判例研究 (2)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第4回	判例研究 (3)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第5回	判例研究 (4)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第6回	判例研究 (5)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第7回	判例研究 (6)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第8回	判例研究 (7)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第9回	判例研究 (8)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第10回	判例研究 (9)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第11回	判例研究 (10)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第12回	判例研究 (11)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第13回	判例研究 (12)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第14回	判例研究 (13)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特になし。

【参考書】

授業内で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度 (20%) および報告の負担と内容 (80%) により評価する。
 評価基準：欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【学生が準備すべき機器他】

・レジュメ等の作成に必要な端末。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 労働法・労使関係論

<研究テーマ> フランスおよび日本の労働法、労使関係

<主要研究業績>

沼『ファーストステップ労働法』(エイデル研究所、2020年・共著)、「コロナ禍・ポストコロナ禍における在宅テレワークと労働法」法学セミナー 69巻1号 (2024年)、「労働法と競争法の交錯に関する覚書—フリーランスに対する労働法、競争法の適用をめぐる問題に関する一考察—」『浜村彰先生古稀記念論文集・社会法をとりまく環境の変化と課題』(2023年、旬報社) 所収、「自営的業者と労働法」『島田陽一先生古稀記念論文集・働く社会の変容と生活保障の法』(旬報社、2023年) 所収、「フランスにおける労働協約の拡張適用制度」労働法律旬報2015号 (2022年)

【Outline (in English)】

1. Course Outline

The purpose of this seminar is to conduct a literature study on Japanese labor law.

2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

– A. Acquire accurate understanding of major problems in labor law, search for problems, and apply theory, and acquire the methods and techniques necessary for setting themes for future master's thesis and writing dissertations on specific themes.

– B. Students who participated in this class can think flexibly and logically about various problems in labor law and express their thoughts clearly by learning the understanding of the basic theory of labor law and its application ability.

3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend three hours to understand the course content.

4. Grading Criteria / Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. In class contribution: 20%
- b. Quality of student's reports: 80%

LAW600A1 (法学 / law 600)

労働法論文指導 I

沼田 雅之

備考 (履修条件等)：労働法論文指導Ⅲと合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

リサーチネットワークである本授業では、労働法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】
なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第2回	研究発表 (1)	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第3回	研究発表 (2)	・当面の研究内容に関する確認。 ・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し (1回目)。
第4回	研究発表 (3)	・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し (2回目)。
第5回	研究発表 (4)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告 (1回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第6回	研究発表 (5)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告 (2回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第7回	研究発表 (6)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告 (3回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第8回	研究発表 (7)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告 (4回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第9回	研究発表 (8)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告 (5回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第10回	研究発表 (9)	・中間整理 (論文執筆上の全体的な課題の確認)。
第11回	研究発表 (10)	・第10回で確認された課題に関する調査、研究報告。 ・この報告を受けた上での課題確認。
第12回	研究発表 (11)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告 (6回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第13回	研究発表 (12)	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第14回	研究発表 (13)	・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容 (50%)
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果 (50%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法 (社会保険法・労働法)

<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

<主要研究業績>

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』(旬報社、2022年)、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』(エイデル研究所、2020年)、「労働契約申込みなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報94巻9号(2022年)、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号(2022年)、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号(2022年)、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法272号(2021年)ほか

【Outline (in English)】

1. Course Outline

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

- A. Advanced necessary for setting the theme of a master's thesis and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.

- B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to labor law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of and labor law.

3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

4. Grading Criteria /Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW600A1 (法学 / law 600)

労働法論文指導Ⅱ

沼田 雅之

備考（履修条件等）：労働法論文指導Ⅳと合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチネットワークである本授業では、労働法をテーマとする修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらおう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第2回	研究発表（1）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第3回	研究発表（2）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第4回	研究発表（3）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第5回	研究発表（4）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（4回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第6回	研究発表（5）	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認）
第7回	研究発表（6）	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第8回	研究発表（7）	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第9回	研究発表（8）	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第10回	研究発表（9）	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題確認。
第11回	研究発表（10）	・執筆した部分の評価（1回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第12回	研究発表（11）	・執筆した部分の評価（2回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第13回	研究発表（12）	・執筆した部分の評価（3回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第14回	研究発表（13）	・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50%）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）

<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

<主要研究業績>

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020年）、「労働契約申込みなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報94巻9号（2022年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号（2022年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号（2022年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法272号（2021年）ほか

【Outline (in English)】**1. Course Outline**

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

- A. Advanced necessary for setting the theme of a master's thesis and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.
- B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to labor law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of and labor law.

3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

4. Grading Criteria /Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW600A1 (法学 / law 600)

労働法論文指導Ⅲ

沼田 雅之

備考 (履修条件等)：労働法論文指導Ⅰと合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

リサーチネットワークである本授業では、労働法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第2回	研究発表(1)	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第3回	研究発表(2)	・当面の研究内容に関する確認。 ・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し(1回目)。
第4回	研究発表(3)	・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し(2回目)。
第5回	研究発表(4)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(1回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第6回	研究発表(5)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(2回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第7回	研究発表(6)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(3回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第8回	研究発表(7)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(4回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第9回	研究発表(8)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(5回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第10回	研究発表(9)	・中間整理(論文執筆上の全体的な課題の確認)。
第11回	研究発表(10)	・第10回で確認された課題に関する調査、研究報告。 ・この報告を受けた上での課題確認。
第12回	研究発表(11)	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(6回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第13回	研究発表(12)	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第14回	研究発表(13)	・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容 (50%)
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果 (50%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法 (社会保障法・労働法)

<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

<主要研究業績>

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』(旬報社、2022年)、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』(エイデル研究所、2020年)、「労働契約申込みなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報94巻9号(2022年)、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号(2022年)、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号(2022年)、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法272号(2021年)ほか

【Outline (in English)】

1. Course Outline

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

- A. Advanced necessary for setting the theme of a master's thesis and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.

- B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to labor law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of and labor law.

3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

4. Grading Criteria /Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW600A1 (法学 / law 600)

労働法論文指導Ⅳ

沼田 雅之

備考（履修条件等）：労働法論文指導Ⅱと合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとする修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第2回	研究発表（1）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第3回	研究発表（2）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第4回	研究発表（3）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第5回	研究発表（4）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（4回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第6回	研究発表（5）	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認）
第7回	研究発表（6）	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第8回	研究発表（7）	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第9回	研究発表（8）	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第10回	研究発表（9）	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題確認。
第11回	研究発表（10）	・執筆した部分の評価（1回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第12回	研究発表（11）	・執筆した部分の評価（2回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第13回	研究発表（12）	・執筆した部分の評価（3回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第14回	研究発表（13）	・修士論文完成の最終評価

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50%）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）

<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

<主要研究業績>

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020年）、「労働契約申込みなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報94巻9号（2022年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号（2022年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号（2022年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法272号（2021年）ほか

【Outline (in English)】

1. Course Outline

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

– A. Advanced necessary for setting the theme of a master's thesis and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.

– B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to labor law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of and labor law.

3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

4. Grading Criteria / Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW500A1 (法学 / law 500)

公法特殊研究 I

西田 幸介

備考 (履修条件等)：修士「行政法特殊講義 I」科目と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

この授業では、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法についての体系的理解を深め、かつ、学説を批判する能力を養うため、行政法の教科書 (または体系書。一人の著者によって書かれたものに限る) を検討する。素材となる教科書は、下の【テキスト】に示す。具体的なテーマとしては、行政法の基本原理、行政裁量、行政処分、行政指導、取消訴訟、国家賠償、損失補償、客観訴訟を取り上げる。

この授業の受講者は、行政法学説を正確に把握し、批判的な視点から、その問題点を明らかにする力を身につけることが期待される。

【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論を批判する視点を身につける。
- ②行政法に関する文献 (教科書) を、行政法の体系の観点から評価する視点を身につける。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を解決する方策を見出すことができるように、そのための基礎的素養を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式による。受講者は、毎回、テキストの指定部分についてまとめて報告し、それを基に議論する。単に指定部分を解説するだけでなく、疑問点や問題点を指摘すること。

少人数の演習形式で授業を実施するため、フィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

新型コロナウイルスの感染状況に配慮し、授業自体は対面形式とするが、オンラインでの参加も可とする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	行政法とは何か 行政の概念
第2回	行政法の基本原理	作用法の基礎概念 法律の留保
第3回	行政裁量	行政処分における裁量 純粋法学の視点 判断過程の統制
第4回	適正手続	行政処分の事前手続 参加と協働
第5回	行政処分	概念・種別 公定力・無効
第6回	行政指導	概念・種別 理念と現実
第7回	行政救済総論	行政訴訟の類型 取消訴訟の基本構造
第8回	取消訴訟 (1)	処分性の定式・概念要素 処分性拡大論
第9回	取消訴訟 (2)	原告適格 訴えの利益
第10回	国家補償 (1)	国家賠償法1条の基本構造 職務義務違反説
第11回	国家補償 (2)	营造物責任 被用者負担 民法との関係
第12回	国家補償 (3)	損失補償 結果責任
第13回	客観訴訟 (1)	権利保護と行政統制 機関訴訟
第14回	客観訴訟 (2)	住民訴訟

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、【テキスト】に掲げられた教科書のうち、各回の授業で取り上げる箇所を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じて、行政法の基本的な文献 (主として【参考書】に掲げられているもの) を精読してくる。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

芝池義一『行政救済法』(2022年、有斐閣)

【参考書】

宇賀克也『行政法概説』(I～III)(有斐閣)

塩野宏『行政法』(I～III)(有斐閣)

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法』(有斐閣)

原田尚彦『行政法要論』(学陽書房)

藤田宙靖『行政法総論』(青林書院)

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 (100%) による。評価は、博士後期課程の大学院生に相応しい学識のうえに批判的な視点から行政法学説を考察する能力を身につけることができたかの観点から行う。独自の視点を有しているかどうかを、重視する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政の構造変容と権利保護システム』(共編著)、2019年、日本評論社

②『行政課題の変容と権利救済』(編著)、2019年、法政大学出版局、

③『コンメンタール行政法II 行政手続法・行政不服審査法』(共著)、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫 (編)、日本評論社、2018年

【Outline (in English)】

In this course, a textbook that a researcher wrote only by oneself is taken up, and the book is reviewed. The purpose to do that is students learn to criticize legal theory, not to know Administrative Law. A book taken up in this course is "GENERAL THEORY OF ADMINISTRATIVE LAW 3" written by Hiroshi SHIONO. However we don't have enough time. So, in this course, we pick up 'General Principle of Administrative Law', 'Administrative Discretion', 'Administrative Disposition', 'Administrative Guidance', 'Action for Revocation of Administrative Disposition', 'State Redress', 'Just Compensation', and 'Objective Litigation'(include Transitional Measures Concerning Citizen Actions and Interagency Actions).

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following; In class contribution: 100%.

LAW500A1 (法学 / law 500)

公法特殊研究Ⅱ

高橋 滋

備考(履修条件等)：修士「行政法特殊講義Ⅱ」科目と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること(判例研究)と、②行政法学の重要文献を分析・読解する手法を身に付け、行政法理論の深化・発展の端緒を発見し、明確化する能力を体得すること(文献読解)を課題とするコースワーク科目である。

なお、本科目は、行政法特殊講義Ⅱとの合併科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。なお、受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】

①行政法の基本的な法理論を修士レベルより深く理解し、博士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
②行政判例や行政法に関する重要文献を読み、問題点などを批判的・創造的に分析し、博士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。基本的に、Zoomを用いたオンライン講義の形式を採用する。少人数の演習講義のため、対面とはほぼ同様の講義環境を維持できるものと考えている。フィードバックは、報告・討論を通じて、常に行われる。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究(最新最高裁判例研究)①	判例収集・判例選定・博士論文との関わりの視点から
第3回	判例研究(最新最高裁判例研究)②	判例文・評釈の読解・論点抽出・博士論文との関わりの視点から
第4回	判例研究(最新最高裁判例研究)③	代表的な評釈の精読・行政法理論の深化・発展の見地から
第5回	判例研究(最新最高裁判例研究)④	代表的な評釈の追加的な精読・行政法理論の深化・発展の見地から
第6回	判例研究(最新最高裁判例研究)⑤	判例の精査・行政法理論の深化・発展の見地から
第7回	判例研究(最新最高裁判例研究)⑥	判例の追加的な精査・行政法理論の深化・発展の見地から
第8回	文献読解(重要行政法文献読解)①	文献収集・博士論文との関わりの視点から
第9回	文献読解(重要行政法文献読解)②	文献の第一次選定・博士論文との関わりの視点から
第10回	文献読解(重要行政法文献読解)③	文献の第二次選定・博士論文との関わりの視点から
第11回	文献読解(重要行政法文献読解)④	文献精読(その1)-行政法理論の深化・発展の端緒の探究
第12回	文献読解(重要行政法文献読解)⑤	文献精読(その2)-行政法理論の深化・発展の端緒の把握
第13回	文献読解(重要行政法文献読解)⑥	文献精読(その3)-行政法理論の深化・発展の端緒の深掘り
第14回	文献読解(重要行政法文献読解)⑦	比較文献精読・行政法理論の深化・発展の端緒の析出

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

受講者は、報告が割り当てられ回については、与えられた課題を、必要な文献収集と報告書の作成等を通じて、十分に準備する。他の受講者は、課題について予め提出された報告者のレポートを読み、必要な準備作業を行って演習に参加する。各受講者は、演習のなかで指示された復習事項を的確に復習することが求められる。

予習・復習を含め、一回当たり4時間の学習を行うものとする。

【テキスト(教科書)】

特になし。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

受講者によるレポートの完成度と討議への貢献度を基準として評価する(100%)。

【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

本科目は行政法特殊講義Ⅱとの合併科目である。博士後期課程の受講者に対しては、担当教員の修士課程の受講者に対する教育・指導等に協力することを通じて、修士課程において求められる知識・能力を再確認し、深化させることが期待される。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

<単著>

- 『現代型訴訟と行政裁量』(弘文堂、1990年)
- 『行政手続法』(ぎょうせい、1996年)
- 『先端技術の行政法理』(岩波書店、1998年)
- 『行政法〔第2版〕』(弘文堂、2018年)
- 『法曹実務のための行政法入門』(判例時報社、2012年)
- 『科学技術と行政法学』(有斐閣、2021年)
- 『環境政策と行政法学』(日本評論社、2022年)

その他、『条解行政訴訟法(第4版)』(弘文堂)、『条解行政情報関連三法』(弘文堂)、『条解行政不服審査法(第2版)』(弘文堂)、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』(商事法務)等、共著・編著書、23点(改訂版を含む)。

【Outline (in English)】

【Course outline】 This seminar is for students at all grades of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

Learning Objectives】 Participants are expected to improve their research ability of administrative law through this seminar.

【Learning activities outside of classroom】

Students are expected to write reports on assigned assignments and prepare to participate in discussions.

【Grading Criteria /Policy】

Students' grades are evaluated by the degree of completion of the report and the degree of contribution to the discussion.

LAW500A1 (法学 / law 500)

公法特殊研究 I

森田 章夫

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深める、コースワーク科目である。今年度は、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

【到達目標】

1. 外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2. 取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。

授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。

対面授業を基本とするが、適宜、オンラインでの開講も取り入れる場合がある。それにとまなう各回の授業計画、学習に必要な資料等、具体的な授業の方法その他は、学習支援システムで提示する。

課題等に対するフィードバックは、授業中での回答や学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献について
第2回	慣習国際法	法源論をめぐる近時の理論的問題・国家実行を検討する。
第3回	条約法の諸問題	条約の解釈をめぐる議論を検討する。
第4回	国家管轄権1	立法管轄権の域外適用をめぐる理論的問題について検討する。
第5回	国家管轄権2	立法管轄権の域外適用をめぐる近時の国家実行について検討する。
第6回	国家管轄権3	国家管轄権に関するその他の諸問題について検討する。
第7回	国際刑事法	国際刑事法の最新動向について検討する。
第8回	国際責任1	国家責任法の諸問題について、理論的問題を検討する。
第9回	国際責任2	国家責任法の諸問題について、国際判例を検討する。
第10回	国際責任3	国家責任法の諸問題について、近時の国家実行を検討する。
第11回	国際裁判	国際裁判をめぐる動向について検討する。
第12回	武力行使規制	武力行使禁止原則と自衛権をめぐる近年の議論状況について検討する。
第13回	国際安全保障	国際安全保障の最新動向について検討する。
第14回	まとめ	全体のまとめ

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

*授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

【参考書】

授業冒頭に指示する。

【成績評価の方法と基準】

- 事前レジュメの提出 (30%)
- 要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)
- 授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)
- 議論への積極的参加 (10%)

【学生の意見等からの気づき】

予習と復習の深さが、得られるものの大きさに繋がります。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要研究業績>①『国際コントロールの理論と実行』(東京大学出版会、2000年) ②『講義国際法【第2版】』(共編著、有斐閣、2010) ③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能 内田久司先生追悼論集』(信山社、2018年) ④「国際法規範構造・序論 - Lotus原則の克服 -」岩沢雄司・岡野正敬編集代表『国際関係と法の支配 - 小和田恒国際司法裁判所裁判官退任記念』(信山社、2021年) ⑤「国家管轄権競合をめぐる応酬と法形成 - シベリア・パイプライン事件への新たな視座 -」『世界法年報』第41号 (2022年)

【Outline (in English)】

Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.

Students are expected to obtain key knowledge, esp. structure and basic concept in this field.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

Short reports and their presentation: 60%

In class contribution: 40%

LAW500A1 (法学 / law 500)

公法特殊研究 II

森田 章夫

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深めるコースワーク科目である。

今年度は、海洋法に関する、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

【到達目標】

1. 外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2. 取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。

授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。

対面授業を基本とするが、適宜、オンラインでの開講も取り入れる場合がある。それにとりもなう各回の授業計画、学習に必要な資料等、具体的な授業の方法その他は、学習支援システムで提示する。

課題等に対するフィードバックは、オンライン授業中での回答や学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献についての説明。
第2回	領海の幅員	領海の幅員をめぐる理論・国家実行を検討する。
第3回	無害通航権	無害通航権をめぐる理論・国家実行を検討する。
第4回	無害でない通航	無害でない通航に対して執りうる措置をめぐる理論・国家実行を検討する。
第5回	接続水域	接続水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第6回	追跡権	追跡権をめぐる理論・国家実行を検討する。
第7回	排他的経済水域	排他的経済水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第8回	大陸棚	大陸棚をめぐる理論・国家実行を検討する。
第9回	旗国主義	旗国主義をめぐる理論・国家実行を検討する。
第10回	旗国主義の例外：海賊行為	海賊行為をめぐる理論・国家実行を検討する。
第11回	旗国主義の例外：その他の事由	旗国主義の例外につき、その他の事由をめぐる理論・国家実行を検討する。
第12回	海上法執行	海上法執行をめぐる理論・国家実行を検討する。
第13回	紛争解決	海洋法に関する紛争解決をめぐる理論・国家実行を検討する。
第14回	まとめ	近時の国家実行・学説動向のまとめ

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

*授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

【参考書】

授業冒頭に指示する。

【成績評価の方法と基準】

- 事前レジュメの提出 (30%)
- 要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)
- 授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)
- 議論への積極的参加 (10%)

【学生の意見等からの気づき】

予習と復習の深さが、得られるものの大きさに繋がります。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要研究業績>①『国際コントロールの理論と実行』(東京大学出版会、2000年)②『講義国際法【第2版】』(共編著、有斐閣、2010)③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能 内田久司先生追悼論集』(信山社、2018年)④「国際法規範構造・序論－Lotus原則の克服－」岩沢雄司・岡野正敬編集代表『国際関係と法の支配－小和田恒国際司法裁判所裁判官退任記念』(信山社、2021年)⑤「国家管轄権競合をめぐる応酬と法形成－シベリア・パイプライン事件への新たな視座－」『世界法年報』第41号(2022年)

【Outline (in English)】

Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.

Students are expected to obtain key knowledge, esp. structure and basic concept in this field.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

Short reports and their presentation: 60%

In class contribution: 40%

LAW500A1 (法学 / law 500)

民事法特殊研究 I

川村 洋子

備考 (履修条件等)：修士「民法特殊講義 V」科目と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本授業は、受講者の問題関心を踏まえて、民法分野の古典的文献や近時の重要文献を正確かつ分析的に読解することと、関連する判例をとりあげて判例評釈の方法を身につけることを目的とするコースワーク科目である。I では主に日本語文献・日本の判例をとりあげる。

【到達目標】

①先行研究の読解を通じて、民法上の諸制度の理論的基礎を深く理解し、博士論文作成に必要な研究能力を涵養すること。
②民法判例を体系的かつ判例史的に位置づけ、その意義、射程、限界を読み解くことにより、博士論文作成に必要な基礎的能力を涵養すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

リアルタイムオンライン方式 (Zoom) を利用する予定。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明
第2回	民法の問題状況の概観(1)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と文献の収集その1
第3回	民法の問題状況の概観(2)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と文献の収集その2
第4回	文献読解(1)	古典的文献の購読 (報告) と議論その1
第5回	文献読解(2)	古典的文献の購読 (報告) と議論その2
第6回	文献読解(3)	古典的文献の購読 (報告) と議論その3
第7回	文献読解(4)	近時の重要文献の購読 (報告) と議論その1
第8回	文献読解(5)	近時の重要文献の購読 (報告) と議論その2
第9回	判例研究(1)	受講生の問題関心に応じた判例の収集・選定
第10回	判例研究(2)	事案の整理と判決文の読解
第11回	判例研究(3)	民法体系並びに判例史に照らした判例の精査
第12回	判例研究(4)	判例の射程並びに限界の検討
第13回	判例研究(5)	民法理論の深化の観点からの判例の分析その1
第14回	判例研究(6)	民法理論の深化の観点からの判例の分析その2

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

各回の授業での報告のための文献・判例の調査・精読、関連資料の収集、分析。授業内で指示された課題への取り組み。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間以上を標準とする。

【テキスト (教科書)】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 (100%) による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉民法

〈研究テーマ〉契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

〈主要研究業績〉

①共編著『一般社団(財団)法人法逐条解説 (上)』(2020年)

②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行

責任か—」法学新報122巻1・2号 (2015年)

③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く (1)」法学志林111巻1号 (2013年)

④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度 (13)」法学志林107巻3号 (2010年)

⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』(2007年) 所収

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course explores the key aspects of Japanese civil law by reading and discussing related essential materials and cases.

【Learning Objectives】

Upon completion of this course, students are expected to develop critical and analytical abilities necessary for the preparation of their doctoral dissertation.

【Learning activities outside of classroom】

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

民事法特殊研究Ⅱ

川村 洋子

備考(履修条件等)：修士「民法特殊講義Ⅵ」科目と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

本授業は、受講者の問題関心を踏まえて、民法分野の古典的文献や近時の重要文献を正確かつ分析的に読解することと、関連する判例をとりあげて判例評釈の方法を身につけることを目的とするコースワーク科目である。Ⅱでは外国語文献・外国の判例をとりあげ、比較法研究を行う。

【到達目標】

①外国法の文献と判例の読解を通じて、民法上の諸制度の理論的基礎をより深く理解し、博士論文作成に必要な研究能力を涵養すること。
②比較法研究の方法を身につけ、博士論文作成に必要な基礎的能力を涵養すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

リアルタイムオンライン方式(Zoom)を利用する予定。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明
第2回	比較法的観点からの民法の問題状況の概観(1)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と外国法文献の収集その1
第3回	比較法的観点からの民法の問題状況の概観(2)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と外国法文献の収集その2
第4回	文献読解(1)	外国法文献の購読(報告)と議論その1
第5回	文献読解(2)	外国法文献の購読(報告)と議論その2
第6回	文献読解(3)	外国法文献の購読(報告)と議論その3
第7回	文献読解(4)	外国法文献の購読(報告)と議論その4
第8回	文献読解(5)	外国法文献の購読(報告)と議論その5
第9回	判例研究(1)	受講生の問題関心に応じた外国法判例の収集・選定
第10回	判例研究(2)	外国法判例の事案の整理と判決文の読解
第11回	判例研究(3)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その1
第12回	判例研究(4)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その2
第13回	判例研究(5)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その3
第14回	判例研究(6)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その4

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

各回の授業での報告のための文献・判例の調査・精読、関連資料の収集、分析。授業内で指示された課題への取り組み。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間以上を標準とする。

【テキスト(教科書)】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点(100%)による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉民法

〈研究テーマ〉契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

〈主要研究業績〉

- ①共編著『一般社団(財団)法人法逐条解説(上)』(2020年)
- ②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報122巻1・2号(2015年)
- ③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く(1)」法学志林111巻1号(2013年)
- ④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度(13)」法学志林107巻3号(2010年)
- ⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』(2007年)所収

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course explores the key aspects of Japanese civil law by reading and discussing related essential materials and cases.

【Learning Objectives】

Upon completion of this course, students are expected to develop critical and analytical abilities necessary for the preparation of their doctoral dissertation.

【Learning activities outside of classroom】

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

民事法特殊研究 I

新堂 明子

備考 (履修条件等) : 修士「民法特殊講義Ⅲ」科目と合同開講

その他属性 :

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態 : 対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読 (1)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読 (2)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読 (3)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈 (1)	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読 (4)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読 (5)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読 (6)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈 (2)	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読 (7)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読 (8)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読 (9)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読 (10)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読 (11)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方 (平常点100%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失

<主要研究業績>

①中馬義直・新堂明子「§§ 537~539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法(13) 債権(4) [補訂版]』691~792頁 (2006年)

②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん:民事研修660号2~25頁 (2012年)

③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失(補修費用)が生じる例をめぐって」北法61巻6号2270~2249頁 (2011年)

④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失(補修費用)が生じる例をめぐって」NBL936号17~28頁 (2010年)

⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集60巻6号1752~1725頁 (2010年)

同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成19.7.6を製造物責任法の観点から考察する」NBL890号53~63頁 (2008年)

【Outline (in English)】

【Course outline】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

【Learning Objectives】

understanding texts about the Japanese civil law

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policy】

reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1 (法学 / law 500)

民事法特殊研究Ⅱ

新堂 明子

備考 (履修条件等)：修士「民法特殊講義Ⅳ」科目と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読 (1)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読 (2)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読 (3)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈 (1)	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読 (4)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読 (5)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読 (6)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈 (2)	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読 (7)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読 (8)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読 (9)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読 (10)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読 (11)	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方 (平常点100%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失

<主要研究業績>

- ①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法(13) 債権(4) [補訂版]』691～792頁 (2006年)
 - ②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん:民事研修660号2～25頁 (2012年)
 - ③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失(補修費用)が生じる例をめぐって」北法61巻6号2270～2249頁 (2011年)
 - ④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失(補修費用)が生じる例をめぐって」NBL936号17～28頁 (2010年)
 - ⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集60巻6号1752～1725頁 (2010年)
- 同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成19.7.6を製造物責任法の観点から考察する」NBL890号53～63頁 (2008年)

【Outline (in English)】**【Course outline】**

reading texts about the Japanese civil law, seminar

【Learning Objectives】

understanding texts about the Japanese civil law

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policy】

reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1 (法学 / law 500)

民事法特殊研究 I

潘 阿憲

備考 (履修条件等) : 修士「商法特殊講義 I」と合同開講

その他属性 :

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察も行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とするものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による発表を受けて、ディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第2回	課題設定	受講者の研究テーマに関連する課題の設定
第3回	研究概要	受講者の研究計画についての概要の作成
第4回	先行研究の検討その1	受講者の研究テーマに関する先行研究 (文献) の検討
第5回	先行研究の検討その2	受講者の研究テーマに関する先行研究 (文献) の検討
第6回	先行研究の検討その3	受講者の研究テーマに関する先行研究 (文献) の検討
第7回	先行研究の検討その4	受講者の研究テーマに関する先行研究 (文献) の検討
第8回	先行研究の検討その5	受講者の研究テーマに関する先行研究 (文献) の検討
第9回	判例研究その1	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第10回	判例研究その2	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第11回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第12回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第13回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第14回	判例研究その4	受講者の研究テーマに関連する判例の検討

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

初回授業時に指示する

【参考書】

初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業での報告が60%、発言等が40%の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉 商法

〈研究テーマ〉 株式会社法、保険法、金商法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】

This lecture is the special case studies on Corporation Law. The goals of this course is to understand the key issues of corporation law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW500A1 (法学 / law 500)

民事法特殊研究Ⅱ

潘 阿憲

備考（履修条件等）：修士「商法特殊講義Ⅱ」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、前期の民事法特殊研究Ⅰの続きとして、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして、当該論点に関する外国法の制度を討論する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	外国法の検討その1	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第2回	外国法の検討その2	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第3回	外国法の検討その3	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第4回	外国法の検討その4	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第5回	外国法の検討その5	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第6回	外国法の検討その6	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第7回	外国法の検討その7	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第8回	外国法の検討その8	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第9回	外国法の検討その9	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第10回	外国法の検討その10	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第11回	外国法の検討その11	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第12回	外国法の検討その12	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第13回	外国法の検討その13	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第14回	外国法の検討その14	受講者の研究テーマに関連する外国法検討のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

【参考書】

初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業での報告・発表が60%、発言等が40%の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>
【Outline (in English)】

This lecture is the special case studies on corporation Law. The goals of this course is to understand the key issues of corporation law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW700A1 (法学 / law 700)

憲法特研演習Ⅲ

國分 典子

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業では、参加者各自が博士論文の完成を目指して、これに関する先行研究を理解しつつ、研究のスキルを磨いてゆきます。

【到達目標】

論文作成のために何が求められるかを理解し、自らの研究テーマに沿って質の高い論文を書くことができるようになることを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

参加者がこれまでに書いた論文を見直し、問題点を確認した上で、今後の研究に何が求められるかを検討し、先行研究の確認、研究方法の考察、資料の読み込みなどを通じて、博士論文作成に向けてのスキルを身につけていきます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	本授業の目標と今後の進め方についての議論	本授業の目標を確認し、今期の授業の進め方を参加者の希望を聞きつつ、決める。
第2回	修士論文の報告	参加者が書いた修士論文の概要を報告する。
第3回	修士論文の検討	参加者が書いた修士論文の問題点を検討する。
第4回	研究方法の検討（1）	修士論文を素材に、論文執筆にあたっての研究方法を検討する。
第5回	研究方法の検討（2）	研究方法論についての資料を読む。
第6回	研究方法の検討（3）	前回までの授業をもとに今後の研究方法について再確認する。
第7回	博士論文のテーマについての報告	参加者が現在考えている博士論文の構想について報告する。
第8回	博士論文にかかわる文献収集	博士論文にかかわる文献の収集状況を確認する。
第9回	博士論文にかかわる先行研究についての報告	参加者の博士論文にかかわる先行研究について報告する。
第10回	博士論文にかかわる先行研究についての検討	前回の報告を踏まえ、先行研究状況について検討する。
第11回	先行研究文献についての輪読	基礎的な先行研究文献を輪読する。
第12回	先行研究文献についての議論	前回の輪読を踏まえ、読んだ文献についての議論を行う。
第13回	今後の研究方向についての検討	参加者がこれまでに読んだ文献を踏まえ、今後の研究の方向性について報告する。
第14回	今学期のまとめと課題の確認	これまでの検討・議論の内容を確認し、これからの課題を明らかにする。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業の中で適宜指示します。

【参考書】

授業の中で適宜指示します。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%で評価いたします。

【学生の意見等からの気づき】

学生の問題関心をよく理解するように努めたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】

参加者との話し合いによって、ZOOMの授業を取り入れる可能性がありますので、ZOOMに対応できるよう、準備をお願いいたします。

【その他の重要事項】

対面授業を予定していますが、参加者の希望によってオンライン授業を取り入れる可能性があります。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、韓国法

<研究テーマ>

日韓の比較憲法思想史的研究、韓国の違憲審査制度についての研究

<主要研究業績>

『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012年）

「韓国における『広義』の憲法改正と憲法裁判所の機能」駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016年）375 - 404頁

【Outline (in English)】

【Course outline】

Each participant will hone his or her research skills with the goal of completing a doctoral dissertation, while gaining an understanding of previous research on the topic.

【Learning objectives】

The goal is for participants to understand what is required for writing a dissertation and to be able to write a enough quality dissertation.

【Learning activities of outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading criteria】

Grading will be decided based on in-class contributions.

LAW700A1 (法学 / law 700)

憲法特研演習IV

國分 典子

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業では、参加者各自が博士論文の完成に向けて、憲法の文献を読み、比較法的な研究を深めつつ、論文のまとめかたのスキルを学んでゆくことを目的とします。

【到達目標】

参加者の博士論文の完成のために、必要な比較法的な思考と論文執筆のスキルを身に着けることを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

参加者各自の研究状況を確認し、博士論文完成のために特に比較法的な観点から何が必要か、どのような考察方法が妥当かを議論してゆく。また博士論文のテーマに関わる文献を選定し、輪読する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	研究テーマの確認と今後の進め方についての検討	参加者の研究テーマを確認し、本授業の進め方を検討する。
第2回	研究テーマに関する報告①	参加者が現在の研究状況について報告する。
第3回	①についての検討	前回の報告内容について議論・検討する。
第4回	研究テーマに関する報告②	①で報告していない参加者が現在の研究状況を報告する。
第5回	②についての検討	前回の報告内容について議論・検討する。
第6回	輪読文献の選定	参加者が自らの研究に必要な外国文献を持ち寄り、輪読する文献を選定する。
第7回	外国文献①の輪読	前回選定した外国文献の一つを輪読する。
第8回	外国文献②の輪読と検討	前回からの輪読の続きとその内容の検討を行う。
第9回	比較法的な考察	前回までの外国文献の検討に関し、比較法的な観点からさらに論点を考察する。
第10回	外国文献②の輪読	前回までと異なる外国文献を輪読する。
第11回	外国文献②の輪読と検討	前回までの輪読の続きとその内容の検討を行う。
第12回	比較法的な考察	前回までの外国文献②の検討に関し、比較法的な観点からの論点を考察する。
第13回	研究の進展状況の報告	参加者が博士論文執筆にあたっての研究状況を報告し、具体的な論文のまとめ方について検討を行う。
第14回	まとめと今後の課題の抽出	これまでの報告・議論のまとめを行い、今後の研究の課題を抽出する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業の中で適宜指示します。

【参考書】

授業の中で適宜指示します。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%で評価いたします。

【学生の意見等からの気づき】

学生の研究関心をよく理解するようにしたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】

状況によって、ZOOMで行う場合があるかもしれませんので、ZOOMが使える環境を準備していただければと思います

【その他の重要事項】

参加者の希望によって、ZOOMで授業を行う可能性がありますので、よろしくお願いたします。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、韓国法

<研究テーマ>

日韓比較憲法史、韓国の違憲審査制度

<主要研究業績>

『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012年）

『韓国の「広義」の憲法改正と憲法裁判所』駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016年）

共編『コリアの法と社会』（日本評論社、2020年）

【Outline (in English)】**【Course outline】**

Participants will read constitutional law literature, deepen their comparative legal research, and learn the skills of writing a dissertation in preparation for the completion of their own doctoral thesis.

【Learning objectives】

The goal is to equip participants with the necessary comparative legal thinking and dissertation writing skills to complete their doctoral dissertations.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading criteria】

Grading will be decided based on in-class contributions.

LAW700A1 (法学 / law 700)

憲法特研演習 V

國分 典子

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

この授業では、参加者各自が博士論文の完成を目指して、これに関する先行研究を理解しつつ、研究のスキルを磨いてゆきます。

【到達目標】

論文作成のために何が求められるかを理解し、自らの研究テーマに沿って質の高い論文を書くことができるようになることを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

参加者がこれまでに書いた論文を見直し、問題点を確認した上で、今後の研究に何が求められるかを検討し、先行研究の確認、研究方法の考察、資料の読み込みなどを通じて、博士論文作成に向けてのスキルを身につけていきます。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	本授業の目標と今後の進め方についての議論	本授業の目標を確認し、今期の授業の進め方を参加者の希望を聞きつつ、決める。
第2回	これまでの研究の報告	参加者が書いた直近の論文の概要を報告する。
第3回	これ真に書いた論文の検討	参加者が書いた論文の問題点を検討する。
第4回	研究方法の検討 (1)	参加者が書いた論文を素材に、論文執筆にあたっての研究方法を検討する。
第5回	研究方法の検討 (2)	研究方法論についての資料を読む。
第6回	研究方法の検討 (3)	前回までの授業をもとに今後の研究方法について再確認する。
第7回	博士論文のテーマについての報告	参加者が現在考えている博士論文の構想について報告する。
第8回	博士論文にかかわる文献収集	博士論文にかかわる文献の収集状況を確認する。
第9回	博士論文にかかわる先行研究についての報告	参加者の博士論文にかかわる先行研究について報告する。
第10回	博士論文にかかわる先行研究についての検討	前回の報告を踏まえ、先行研究状況について検討する。
第11回	先行研究文献についての輪読	基礎的な先行研究文献を輪読する。
第12回	先行研究文献についての議論	前回の輪読を踏まえ、読んだ文献についての議論を行う。
第13回	今後の研究方向についての検討	参加者がこれまでに読んだ文献を踏まえ、今後の研究の方向性について報告する。
第14回	今学期のまとめと課題の確認	これまでの検討・議論の内容を確認し、これからの課題を明らかにする。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

授業の中で適宜指示します。

【参考書】

授業の中で適宜指示します。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%で評価いたします。

【学生の意見等からの気づき】

今回が初めての授業なので、特にありません。

【学生が準備すべき機器他】

参加者との話し合いによって、ZOOMの授業を取り入れる可能性がありますので、ZOOMに対応できるよう、準備をお願いいたします。

【その他の重要事項】

対面授業を予定していますが、参加者の希望によってオンライン授業を取り入れる可能性があります。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、韓国法

<研究テーマ>

日韓の比較憲法思想史的研究、韓国の違憲審査制度についての研究

<主要研究業績>

『近代東アジア世界と憲法思想』(慶應義塾大学出版会、2012年)

「韓国における『広義』の憲法改正と憲法裁判所の機能」駒村圭吾・待鳥聡史

編『憲法改正の比較政治学』(弘文堂、2016年) 375 - 404頁

編著『コリアの社会と法』(日本評論社、2020年)

【Outline (in English)】

【Course outline】

Each participant will hone his or her research skills with the goal of completing a doctoral dissertation, while gaining an understanding of previous research on the topic.

【Learning objectives】

The goal is for participants to understand what is required for writing a dissertation and to be able to write a enough quality dissertation.

【Learning activities of outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading criteria】

Grading will be decided based on in-class contributions.

LAW700A1 (法学 / law 700)

憲法特研演習Ⅵ

國分 典子

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業では、参加者各自が博士論文の完成に向けて、憲法の文献を読み、比較法的な研究を深めつつ、論文のまとめかたのスキルを学んでゆくことを目的とします。

【到達目標】

参加者の博士論文の完成のために、必要な比較法的な思考と論文執筆のスキルを身に着けることを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

参加者各自の研究状況を確認し、博士論文完成のために特に比較法的な観点から何が必要か、どのような考察方法が妥当かを議論してゆく。また博士論文のテーマに関わる文献を選定し、輪読する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	研究テーマの確認と今後の進め方についての検討	参加者の研究テーマを確認し、本授業の進め方を検討する。
第2回	研究テーマに関する報告①	参加者が現在の研究状況について報告する。
第3回	①についての検討	前回の報告内容について議論・検討する。
第4回	研究テーマに関する報告②	①で報告していない参加者が現在の研究状況を報告する。
第5回	②についての検討	前回の報告内容について議論・検討する。
第6回	輪読文献の選定	参加者が自らの研究に必要な外国文献を持ち寄り、輪読する文献を選定する。
第7回	外国文献①の輪読	前回選定した外国文献の一つを輪読する。
第8回	外国文献②の輪読と検討	前回からの輪読の続きとその内容の検討を行う。
第9回	比較法的な考察	前回までの外国文献の検討に関し、比較法的な観点からさらに論点を考察する。
第10回	外国文献②の輪読	前回までと異なる外国文献を輪読する。
第11回	外国文献②の輪読と検討	前回までの輪読の続きとその内容の検討を行う。
第12回	比較法的な考察	前回までの外国文献②の検討に関し、比較法的な観点からの論点を考察する。
第13回	研究の進展状況の報告	参加者が博士論文執筆にあたっての研究状況を報告し、具体的な論文のまとめ方について検討を行う。
第14回	まとめと今後の課題の抽出	これまでの報告・議論のまとめを行い、今後の研究の課題を抽出する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業の中で適宜指示します。

【参考書】

授業の中で適宜指示します。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%で評価いたします。

【学生の意見等からの気づき】

今年度初めての開講なので、特にありません。

【学生が準備すべき機器他】

状況によって、ZOOMで行う場合があるかもしれませんので、ZOOMが使える環境を準備していただければと思います

【その他の重要事項】

参加者の希望によって、ZOOMで授業を行う可能性がありますので、よろしくお願いたします。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、韓国法

<研究テーマ>

日韓比較憲法史、韓国の違憲審査制度

<主要研究業績>

『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012年）

『韓国の「広義」の憲法改正と憲法裁判所』駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016年）

共編『コリアの法と社会』（日本評論社、2020年）

【Outline (in English)】**【Course outline】**

Participants will read constitutional law literature, deepen their comparative legal research, and learn the skills of writing a dissertation in preparation for the completion of their own doctoral thesis.

【Learning objectives】

The goal is to equip participants with the necessary comparative legal thinking and dissertation writing skills to complete their doctoral dissertations.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading criteria】

Grading will be decided based on in-class contributions.

LAW700A1 (法学 / law 700)

行政法特研演習 V

西田 幸介

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

この授業は、博士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程2年次生の春学期において、(1)各自が設定したテーマに即して、博士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2)受講者の研究テーマに即した資料(博士論文の「素材」となる)を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。

この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、博士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに博士論文の概略(目次・素材・結論等)を確定することが期待される。

【到達目標】

- ①博士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ②上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③博士論文の概略を決定する。
- ④研究論文における論じ方を知る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式による。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

なし/No

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文のテーマと進捗状況の確認	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認し、春学期に行うべきことを明確にする。
第2回	博士論文のテーマの明確化	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	博士論文の概略の検討	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	素材の検討(1)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第5回	素材の検討(2)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第6回	素材の検討(3)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第7回	素材の検討(4)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第8回	素材の検討(5)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第9回	博士論文の概略の再検討	素材の検討で得られた成果をもとに、博士論文の概略が適切なものか再検討する。
第10回	素材の検討(6)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第11回	素材の検討(7)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第12回	素材の検討(8)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第13回	素材の検討(9)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第14回	素材の検討(10)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものである。このため、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

【テキスト(教科書)】

特に指定しない。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点(100%)による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法
<主要研究業績>

①『行政法理論の基層と先端』(共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念)、2022年、信山社

②『行政の構造変容と権利保護システム』(共編著)、2019年、日本評論社

③『行政課題の変容と権利救済』(編著)、2019年、法政大学出版局

【Outline (in English)】

The purpose of this course is that students in the 3rd semester will have research guidance by research supervisors.

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW700A1 (法学 / law 700)

行政法特研演習Ⅵ

西田 幸介

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、すでに完成した博士論文を出版に向けて再検討するための科目である。具体的には、博士後期課程3年次生の秋学期において、(1)各自が設定したテーマに即して執筆した博士論文を再検討し、(2)博士論文で取り上げた資料（判例・裁判例、文献、その他の資料）を再確認することによって、受講者が自らの博士論文の問題点を洗い出し出版に向けた準備を進めると同時に、次なる研究の課題を確認する。

この授業の受講者は、博士論文の出版に向けて必要な指導を受けて、博士論文の完成度を高めることが期待される。

【到達目標】

- ①博士論文の出版に向けてそれに必要な取組みの内容を知る。
- ②博士論文の研究テーマについてより深く研究を進める。
- ③博士論文をブラッシュアップする。
- ④博士論文に続く研究計画を作る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式による。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文の再検討	博士論文において残された課題が何かを検討する。
第2回	研究内容・方法について 質疑応答	博士論文の執筆において課題となった事項について、フリーディスカッションにより、問題点を抽出する。
第3回	素材の再検討（1）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第4回	素材の再検討（2）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第5回	素材の再検討（3）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第6回	博士論文の出版に向けて（1）	博士論文の出版計画を作成する。
第7回	博士論文の出版に向けて（2）	博士論文の出版のために必要な作業を確認する。
第8回	引用資料の再検討（1）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第9回	引用資料の再検討（2）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第10回	引用資料の再検討（3）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第11回	博士論文の出版に向けて（3）	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第12回	博士論文の出版に向けて（4）	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第13回	博士論文の出版に向けて（5）	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第14回	今後の研究テーマ	博士論文で明らかになった今後の研究課題について確認する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、博士論文の出版に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の出版に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各15時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政法理論の基層と先端』（共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念）、2022年、信山社

②『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社

③『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局

【Outline (in English)】

The purpose of this course is that students in the 6th semester will have research guidance by research supervisors. In ordinary, a student in 6th semester has already applied for doctoral degree by handing in his/her thesis. So in this course, the student will rethink the thesis with the supervisor, prepare to publish it. And also, the student will make plans for his/her next research.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW700A1 (法学 / law 700)

国際法特研演習 V

森田 章夫

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶ、リサーチワーク科目である。

【到達目標】

国際法を対象とする博士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。

課題等に対するフィードバックは、授業中でのコメントや学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第2回	資料収集方法（1）	図書館・資料室の活用法
第3回	資料収集方法（2）	オンラインデータベース
第4回	研究計画の立案	この時点での関心、暫定的テーマにもとづく指導
第5回	文献リスト作成	参考文献、先行研究のリスト化
第6回	重要参考文献（1）	報告と討論
第7回	重要参考文献（2）	報告と討論
第8回	重要参考文献（3）	報告と討論
第9回	重要参考文献（4）	報告と討論
第10回	重要参考文献（5）	報告と討論
第11回	重要参考文献（6）	報告と討論
第12回	重要参考文献（7）	報告と討論
第13回	論文執筆における形式的ルール	注の付け方など
第14回	まとめ	論文執筆方法の確認

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジюмеを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジюмеに対するコメントを考えてくる。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第3版）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）。レジюме、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

常に前向きにチャレンジしてください。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要研究業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）④「国際法規範構造・序論—Lotus原則の克服—」岩沢雄司・岡野正敬編集代表『国際関係と法の支配—小和田恒国際司法裁判所裁判官退任記念』（信山社、2021年）⑤「国家管轄権競合をめぐる応酬と法形成—シベリア・パイプライン事件への新たな視座—」『世界法年報』第41号（2022年）

【Outline (in English)】

This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a doctor thesis.

Students are expected to obtain deep insight, esp. on knowledge, structure and basic concept in this field.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following: Short reports and in class contribution: 100%

LAW700A1 (法学 / law 700)

国際法特研演習VI

森田 章夫

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶ、リサーチワーク科目である。

【到達目標】

国際法を対象とする博士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。

課題等に対するフィードバックは、授業中でのコメントや学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第2回	研究計画立案・修正	進捗確認と論文構想
第3回	重要参考文献（1）	調査研究の補完、構成の検討
第4回	草稿の確認（1）	第一次中間報告に向けた草稿の確認
第5回	第一次中間報告	第一次中間報告・討論、今後の作業の確認
第6回	重要参考文献（2）	調査研究の補完、構成の検討
第7回	重要参考文献（3）	調査研究の補完、構成の検討
第8回	重要参考文献（4）	調査研究の補完、構成の検討
第9回	草稿の確認（2）	第二次中間報告に向けた草稿の確認
第10回	第二次中間報告	第二次中間報告・討論、今後の作業の確認
第11回	論文執筆作業の推進（1）	各章の精緻化、豊富化
第12回	論文執筆作業の推進（2）	全体構造の再検討
第13回	論文執筆作業の推進（3）	題目決定
第14回	論文執筆作業の確認	最終チェック

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第3版）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

常に前向きにチャレンジしてください。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>国際法

<研究テーマ>国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会における国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）④「国際法規範構造・序論—Lotus原則の克服—」岩沢雄司・岡野正敬編集代表『国際関係と法の支配—小和田恒国際司法裁判所裁判官退任記念』（信山社、2021年）⑤「国家管轄権競合をめぐる応酬と法形成—シベリア・パイプライン事件への新たな視座—」『世界法年報』第41号（2022年）

【Outline (in English)】

This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a doctor thesis.

Students are expected to obtain deep insight, esp. on knowledge, structure and basic concept in this field.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

Short reports and in class contribution: 100%

LAW700A1 (法学 / law 700)

民法特研演習 V

川村 洋子

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

Vでは、IVに引き続き、論文執筆のためのレジュメと執筆計画に沿って、博士論文の執筆を継続し、中間報告における議論・批判的検討を繰り返すことにより執筆方法を見直し、内容を深化させることを目的とする。

【到達目標】

論文の執筆計画に沿って執筆を進めること。

中間報告における批判的検討を重ねて内容を深化させること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

リアルタイムオンライン方式 (Zoom) を利用する予定。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	博士論文の執筆状況の確認	論文の執筆計画を踏まえた進捗状況を報告し、今学期の作業課題を確認する。
第2回	論文の執筆状況の報告と草稿の検討(中間報告、以下同じ)(1)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第3回	草稿の検討(2)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第4回	論文の執筆状況の報告(1)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第5回	論文の執筆状況の報告(2)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第6回	草稿の検討(3)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第7回	草稿の検討(4)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第8回	中間整理	ここまで執筆・検討された草稿を論文の全体構想に照らして洗い直し、次の課題を整理する。
第9回	論文の執筆状況の報告(3)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第10回	論文の執筆状況の報告(4)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第11回	草稿の検討(5)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第12回	草稿の検討(6)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第13回	草稿の検討(7)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第14回	進捗状況の報告と作業課題の確認	論文執筆の進捗状況を報告し、その後の作業課題を確認する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

博士論文執筆計画に沿った論文の執筆及び授業での検討を踏まえた修正作業。本授業の準備・復習時間は、各5時間以上を標準とする。

【テキスト (教科書)】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 (100%) による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

①共編著『一般社団(財団)法人法逐条解説(上)』(2020年)

②『性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—』法学新報122巻1・2号(2015年)

③『法比較の視点から債権法改正試案を読み解く(1)』法学志林111巻1号(2013年)

④『比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度(13)』法学志林107巻3号(2010年)

⑤『「損害賠償法の理論」と私』『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』(2007年)所収

【Outline (in English)】

【Course outline】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).

【Learning Objectives】

In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

【Learning activities outside of classroom】

Students are required to keep the research project of their own and proceed with their draft work. Your required study time is at least 10 hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Class participation (mostly presentation of the research and draft papers in progress) (100%).

LAW700A1 (法学 / law 700)

民法特研演習Ⅵ

川村 洋子

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

Ⅵでは、Ⅴに引き続き、論文の執筆計画に沿って、博士論文を完成させ、その口頭発表及び刊行に向けての準備を進めることを目的とする。

【到達目標】

論文の執筆計画に沿って博士論文を完成させること。

完成した博士論文にそくした研究発表に備えること。

今後の研究課題の展望をまとめること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

リアルタイムオンライン方式 (Zoom) を利用する予定。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	博士論文の執筆状況の確認と課題の検討	執筆状況を確認し、論文完成を展望して残された課題を列挙する。
第2回	研究課題・方法についての議論(1)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第3回	研究課題・方法についての議論(2)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第4回	研究課題・方法についての議論(3)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第5回	論文の構成についての議論(1)	草稿における論文全体の構成を再検討し、説得力の向上に努める。
第6回	論文の構成についての議論(2)	草稿における論文全体の構成を再検討し、説得力の向上に努める。
第7回	論文の表現についての検討	草稿における表現・表記を吟味し、正確かつ適切で、一貫した表現・表記を確保する。
第8回	論文の形式についての検討	論文としての形式を備えていることを再確認する (引用方式、注、参考文献リストなど)。
第9回	論文の口頭発表の準備(1)	口頭発表のための論文の要旨の構成・内容の検討。
第10回	論文の口頭発表の準備(2)	口頭発表のためのレジュメの検討。
第11回	論文の口頭発表の準備(3)	論文の口頭発表の試行と質疑応答。
第12回	論文の出版に向けた準備(1)	出版に向けた論文の推敲・改訂。
第13回	論文の出版に向けた準備(2)	出版に向けた論文の推敲・改訂。
第14回	今後の研究課題の確認	博士論文から派生する近接問題や今後の研究課題を検討し、研究の継続性を担保する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

博士論文執筆計画に沿った論文の執筆及び授業での検討を踏まえた修正作業。本授業の準備・復習時間は、各5時間以上を標準とする。

【テキスト (教科書)】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 (100%) による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ① 共編著『一般社団 (財団) 法人法逐条解説 (上)』(2020年)
- ② 『性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—』法学新報122巻1・2号 (2015年)
- ③ 『法比較の視点から債権法改正試案を読み解く (1)』法学志林111巻1号 (2013年)
- ④ 『比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度 (13)』法学志林107巻3号 (2010年)
- ⑤ 『「損害賠償法の理論」と私』『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』(2007年) 所収

【Outline (in English)】

[Course outline]

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).

[Learning Objectives]

In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

[Learning activities outside of classroom]

Students are required to keep the research project of their own and proceed with their draft work. Your required study time is at least 10 hours for each class meeting.

[Grading Criteria/Policy]

Class participation (mostly presentation of the research and draft papers in progress) (100%).

LAW700A1 (法学 / law 700)

商法特研演習 I

潘 阿憲

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、後期の商法特研演習Ⅱとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、1回につき4時間以上の準備等を行う必要がある。

【テキスト（教科書）】

特に指定なし

【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業での発言等（40%）に基づいて評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】

This lecture is the special studies on the Board of Directors System of Corporation law. The goals of this course are to understand the key issues on the Board of Directors System. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW700A1 (法学 / law 700)

商法特研演習Ⅱ

潘 阿憲

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、前記の商法特研演習Ⅰとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文テーマについて、前期の商法特研演習Ⅰでの検討を踏まえ、博士論文テーマについて再検討する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題について修正等を行う
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を再検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、1回につき4時間以上の準備等を行う必要がある。

【テキスト（教科書）】

特に指定なし

【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業での発言等（40%）に基づいて評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】

This lecture is the special studies on the Board of Directors System of Corporation law. The goals of this course are to understand the key issues on the Board of Directors System. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW700A1 (法学 / law 700)

商法特研演習Ⅲ

潘 阿憲

備考（履修条件等）：博士後期「商法特研演習Ⅰ」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、後期の商法特研演習Ⅱとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、1回につき4時間以上の準備等を行う必要がある。

【テキスト（教科書）】

特に指定なし

【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業での発言等（40%）に基づいて評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】

This lecture is the special studies on the Board of Directors System of Corporation law. The goals of this course are to understand the key issues on the Board of Directors System. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW700A1 (法学/law 700)

商法特研演習Ⅳ

潘 阿憲

備考（履修条件等）：博士後期「商法特研演習Ⅱ」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、前記の商法特研演習Ⅰとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文テーマについて、前期の商法特研演習Ⅰでの検討を踏まえ、博士論文テーマについて再検討する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題について修正等を行う
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を再検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、1回につき4時間以上の準備等を行う必要がある。

【テキスト（教科書）】

特に指定なし

【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業での発言等（40%）に基づいて評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】

This lecture is the special studies on the Board of Directors System of Corporation law. The goals of this course are to understand the key issues on the Board of Directors System. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW700A1 (法学 / law 700)

商法特研演習 V

潘 阿憲

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、後期の商法特研演習Ⅱとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

新型コロナウイルスの影響により、春学期の少なくとも前半はオンラインでの開講となる。それに伴う各回の授業計画の変更や授業方法などについては、学習支援システムでその都度提示する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	研究素材の検討 (1)	博士論文で取り上げる素材 (判例) について検討する。
第5回	研究素材の検討 (2)	博士論文で取り上げる素材 (判例) について検討する。
第6回	研究素材の検討 (3)	博士論文で取り上げる素材 (判例) について検討する。
第7回	研究素材の検討 (4)	博士論文で取り上げる素材 (判例) について検討する。
第8回	研究素材の検討 (5)	博士論文で取り上げる素材 (判例) について検討する。
第9回	研究素材の検討 (6)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。
第10回	研究素材の検討 (7)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。
第11回	研究素材の検討 (8)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。
第12回	研究素材の検討 (9)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。
第13回	研究素材の検討 (10)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。
第14回	研究素材の検討 (11)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要がある。

【テキスト (教科書)】

特に指定なし

【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 (100%) による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】

This lecture is the special studies on the Board of Directors System of Corporation law. The goals of this course are to understand the key issues on the Board of Directors System. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on class contribution (100%).

LAW700A1 (法学 / law 700)

商法特研演習Ⅵ

潘 阿憲

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、前記の商法特研演習Ⅰとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。授業外での質問等については、授業内でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文テーマについて、前期の商法特研演習Ⅰでの検討を踏まえ、博士論文テーマについて再検討する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題について修正等を行う
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を再検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、1回につき4時間以上の準備等を行う必要がある。

【テキスト（教科書）】

特に指定なし

【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

【主要研究業績】

下記の法政大学学術研究データベース参照

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/Profiles/103/0010242/profile.html>

【Outline (in English)】

This lecture is the special studies on the Board of Directors System of Corporation law. The goals of this course are to understand the key issues on the Board of Directors System. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on class contribution(100%).

LAW700A1 (法学 / law 700)

社会法特研演習 V

沼田 雅之

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

リサーチネットワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の社会保障法・労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、社会保障法・労働法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。
- ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第2回	研究発表	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第3回	研究発表	・当面の研究内容に関する確認。 ・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し(1回目)。
第4回	研究発表	・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し(2回目)。
第5回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(1回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第6回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(2回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第7回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(3回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第8回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(4回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第9回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(5回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第10回	研究発表	・中間整理(論文執筆上の全体的な課題の確認)。 ・第10回で確認された課題に関する調査、研究報告。
第11回	研究発表	・この報告を受けた上での課題確認。 ・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告(6回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第12回	研究発表	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第13回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

- ・設定した博士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各5時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容 (50%)
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果 (50%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

- ・インターネットに接続できる環境とZoomを利用可能な端末。
- ・レジュメ等の作成に必要な端末。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法(社会保障法・労働法)
<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
<主要研究業績>

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』(旬報社、2022年)、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』(エイデル研究所、2020年)、「労働契約申込みなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報94巻9号(2022年)、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号(2022年)、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号(2022年)、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法272号(2021年)ほか

【Outline (in English)】

1. Course Outline

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.

2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

— A. Advanced necessary for setting the theme of a doctoral dissertation and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of social security law and labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.

— B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to social security law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of social security law and labor law.

3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

4. Grading Criteria / Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW700A1 (法学 / law 700)

社会法特研演習Ⅵ

沼田 雅之

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

リサーチネットワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の社会保障法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、社会保障法・労働法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法・労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。
- ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第2回	研究発表	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告(1回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第3回	研究発表	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告(2回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第4回	研究発表	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告(3回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第5回	研究発表	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告(4回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第6回	研究発表	・中間整理(論文執筆上の全体的な課題の再確認)
第7回	研究発表	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告(1回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第8回	研究発表	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告(2回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第9回	研究発表	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告(3回目)。 ・報告を受けての課題の確認。
第10回	研究発表	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題確認。
第11回	研究発表	・執筆した部分の評価(1回目)。 ・評価部分の課題の確認。
第12回	研究発表	・執筆した部分の評価(2回目)。 ・評価部分の課題の確認。
第13回	研究発表	・執筆した部分の評価(3回目)。 ・評価部分の課題の確認。
第14回	研究発表	・長期休業中の課題の確認および指示。 ・あるいは完成論文の最終評価

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

- ・設定した博士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各5時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容 (50%)
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果 (50%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

- ・インターネットに接続できる環境とZoomを利用可能な端末。
- ・レジュメ等の作成に必要な端末。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法(社会保障法・労働法)

<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

<主要研究業績>

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』(旬報社、2022年)、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』(エイデル研究所、2020年)、「労働契約申込みなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報94巻9号(2022年)、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号(2022年)、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号(2022年)、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法272号(2021年)ほか

【Outline (in English)】

1. Course Outline

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.

2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

— A. Advanced necessary for setting the theme of a doctoral dissertation and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of social security law and labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.

— B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to social security law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of social security law and labor law.

3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

4. Grading Criteria /Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

